

2101

平成 21 年度

廃棄物の広域移動対策検討調査及び
廃棄物等循環利用量実態調査報告書

(広域移動状況編 平成 20 年度実績)

平成 22 年 3 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

目 次

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の目的	1
第2節 調査の方法	1
1 廃棄物の広域移動状況の調査方法	1
2 廃棄物の排出量及び処理量、最終処分量の把握方法	2
3 広域処理ブロックの設定	2
第2章 調査結果の概要	3
1 一般廃棄物の広域移動状況	3
2 産業廃棄物の広域移動状況	5
第3章 一般廃棄物の広域移動の結果	7
第1節 全国の広域移動状況	7
1 一般廃棄物の排出量及び最終処分量の現状	7
2 一般廃棄物の広域移動量	7
第2節 広域処理ブロック別の広域移動状況	13
1 関東ブロック	14
2 中部ブロック	15
3 近畿ブロック	16
4 九州・沖縄ブロック	17
第4章 産業廃棄物の広域移動の結果	18
第1節 全国の広域移動状況	18
1 産業廃棄物の排出量及び最終処分量の現状	18
2 産業廃棄物の広域移動量	18
3 産業廃棄物の種類別の広域移動量	23
第2節 広域処理ブロック別の広域移動状況	31
1 関東ブロック	32
2 中部ブロック	35
3 近畿ブロック	38
4 九州・沖縄ブロック	41
第5章 大都市圏における産業廃棄物の広域移動の結果	44
第1節 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動状況	44
1 広域移動状況	44
2 都県外最終処分状況	48
3 都県別の搬入・搬出状況	50

4	種類別の移動状況	51
第2節	近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動状況	60
1	広域移動状況	60
2	府県外最終処分状況	62
3	府県別の搬入・搬出状況	64
4	種類別の移動状況	65
第6章	産業廃棄物の広域移動量の推移	74
第1節	全国の広域移動量の推移	74
第2節	都道府県別の広域移動量の推移	75
第3節	広域移動量調査の課題と精度向上	81
1	都道府県等で必要と思われる確認作業	81
2	国で必要と思われる確認作業	81
3	課題	81
	参考	82

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

大都市圏では、人口や経済活動の集中により大量の廃棄物が排出されているが、その一方で、土地が高度に利用されていること等により最終処分場等の処理施設が不足している。この結果、大都市圏の廃棄物は都府県を越えて広域的に移動して周辺地域で地域紛争を誘因し、廃棄物の受入制限が進む結果となっており、その対策が課題となっている。そこで、廃棄物の広域移動の実態を把握することにより排出都府県の問題意識を喚起させ、広域移動している産業廃棄物の主な種類を調査することによりその要因を分析し、対策を検討することにより、廃棄物広域処分場の計画策定のための基礎資料とすることを目的とした。

第2節 調査の方法

1 廃棄物の広域移動状況の調査方法

1) 一般廃棄物の広域移動状況の調査方法

一般廃棄物については、平成 20 年度に排出された一般廃棄物の最終処分量のうち、排出都道府県外の民間業者等に最終処分を委託している量について算定した。

- ①一般廃棄物処理事業実態調査結果を基に集計をした。
- ②当該調査の調査項目は、ごみの種別（可燃ごみ、不燃ごみ、焼却残渣等）、処理区分（焼却、資源化、埋立等）、処理量、委託先名（市町村、大阪湾広域臨海環境整備センター、公社、民間事業者等）、処理・処分施設所在地等が把握されている。

なお、本報告書のとりまとめには、大阪湾広域臨海環境整備センターの実績を含まないものを基本とした。

2) 産業廃棄物の広域移動状況の調査方法

産業廃棄物については、47 都道府県及び 60 市（政令市、中核市）に対してアンケート調査を実施した結果を基に、平成 20 年度に排出された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）のうち、排出都道府県外の産業廃棄物処理業者に中間処理、最終処分を委託している量について算定した。

- ①アンケート調査は、都道府県及び政令市が要綱等で定める産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書（産業廃棄物処理業者が報告）の集計結果等を対象とした。平成 20 年度に当該都道府県外から産業廃棄物の処理施設に搬入された処理実績量について、産業廃棄物の種類別、搬出都道府県別、処理内識別（中間処理、埋立処分、海洋投入）に把握した。
- ②従って、本調査結果には、排出事業者の最終処分場又は中間処理施設が排出都道府県外にある場合で、自ら処理した廃棄物の移動量は含まれていない。
- ③アンケートで回答されたデータについて、搬入都道府県別、排出都道府県別のマトリックス表を作成し、各都道府県間の広域移動量を把握した。
- ④従って、本調査結果は、搬出（広域移動元の排出）した都道府県の実績量で把

握したものでなく、搬入（広域移動先の受入れ）された都道府県の実績量から広域移動状況をみたものである。

- ⑤アンケートで回答の無かった内容については、前年度データを使用する等の処理をした。（今回、107自治体中、30県、28市が平成19年度以前の実績を使用）なお、本報告書のとりまとめには、大阪湾広域臨海環境整備センターの実績を含まないものを基本とした。

2 廃棄物の排出量及び処理量、最終処分量の把握方法

1) 一般廃棄物の排出量及び処理量、最終処分量の平成20年度の算定

一般廃棄物の排出量及び処理量は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に基づく、平成20年度実績調査を用いた。一般廃棄物処理事業実態調査は、全区市町村及び廃棄物処理事業を行っている一部事務組合を対象に行われている。調査票は処理状況調査票、事業経費調査票、施設整備状況調査票からなっている。処理状況調査票ではごみ排出の状況、資源化の状況、処理処分の状況、ごみ処理の委託状況等を調査し、事業経費調査票では廃棄物事業経費等を調査し、施設整備状況調査票では最終処分場の施設概要、残余容量等を調査している。

2) 産業廃棄物の排出量及び処理量、最終処分量の平成19年度の算定

産業廃棄物の排出量及び処理量、最終処分量は、産業廃棄物排出・処理状況調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に基づく、平成19年度実績調査を用いた。産業廃棄物排出・処理状況調査は、47都道府県を対象とした産業廃棄物の排出・処理状況および活動量（経済）指標を収集し、47都道府県の排出状況データに、活動量指標による年度補正及び全国平均排出原単位を用いて調査対象業種の統一を行い、平成19年度の産業廃棄物の排出・処理状況を推計されたものである。

3 広域処理ブロックの設定

本調査のとりまとめに使用した広域処理ブロックは、環境省内他報告書等との整合をとるために、表1-1とした。

表 1-1 広域処理ブロック

ブロック名	都道府県名
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中部	富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第2章 調査結果の概要

1 一般廃棄物の広域移動状況

平成20年度に全国の市町村が民間業者等に最終処分を委託し都道府県外へ搬出した一般廃棄物の量（都道府県外搬出量）の総計は、30.7万トンとなっている。ブロック別にみると、関東ブロックが20.8万トン（都道府県外移動総量に対する割合：67.7%）で最も多く、次いで、中部ブロックが5.7万トン（同：18.5%）、以下、北海道・東北ブロックが1.8万トン（同：5.7%）、近畿ブロックが1.1万トン（同：3.6%）、九州・沖縄ブロックが0.8万トン（同：2.8%）となっている。

表2-1 一般廃棄物の都道府県外移動量

（単位：千t/年）

	都道府県外移動量		ブロック内移動量	ブロック外移動量
	数量	割合		
北海道・東北	18	(5.7%)	14	3
関東	208	(67.7%)	50	158
中部	57	(18.5%)	13	44
近畿	11	(3.6%)	6	5
中国	3	(0.8%)	0	2
四国	3	(1.0%)	3	0
九州・沖縄	8	(2.8%)	7	1
合計	307	(100.0%)	93	214

注)大阪湾広域臨海環境整備センターの実績は含まない

全国を7の広域処理ブロックで一般廃棄物の広域移動量をみると、関東ブロックから搬出された廃棄物が北海道・東北ブロック、中部ブロックへ、中部ブロックから搬出された廃棄物が関東ブロックへ多量に移動している。

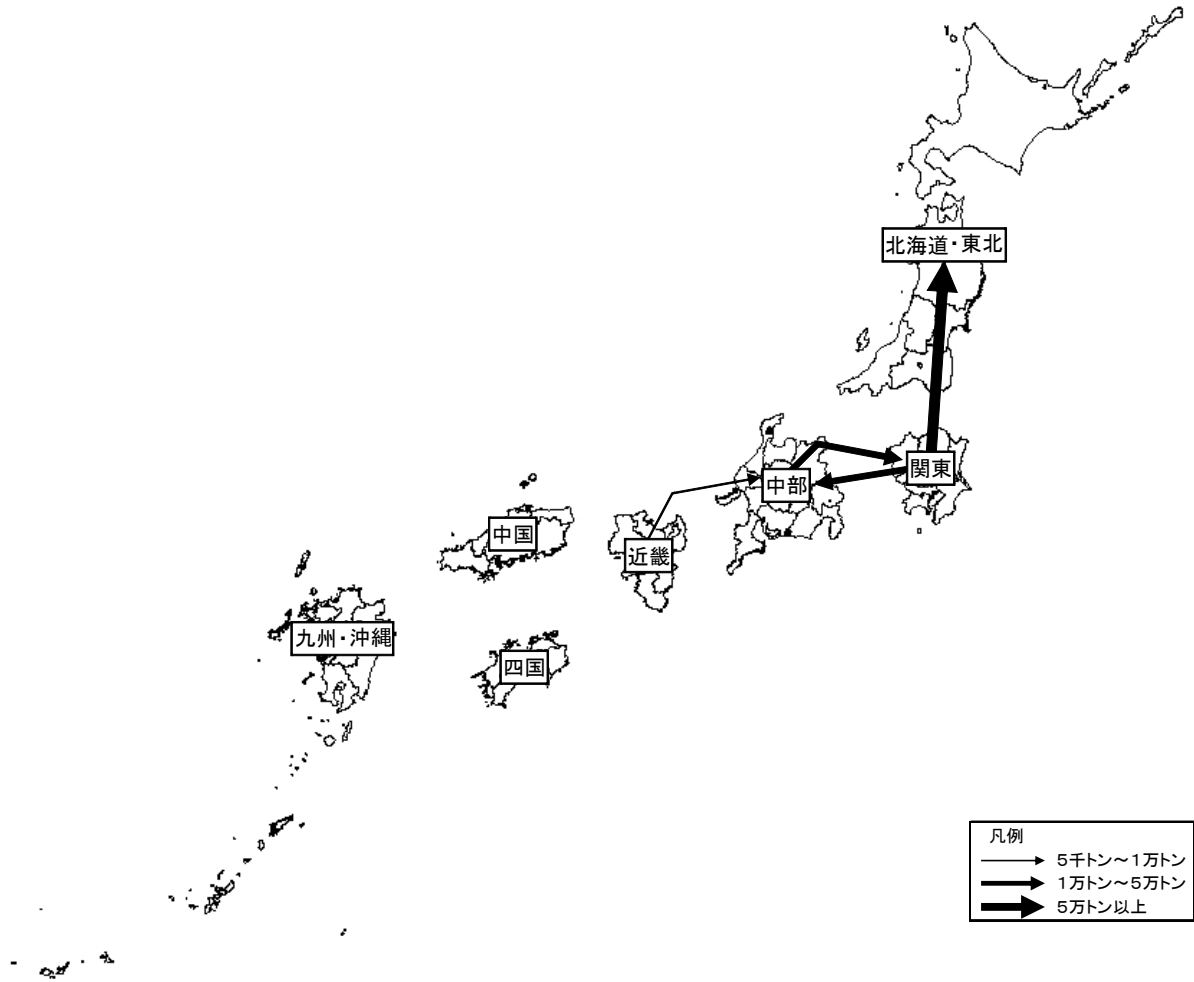


図 2-1 広域処理ブロックでの一般廃棄物の広域移動量

2 産業廃棄物の広域移動状況

平成 20 年度に中間処理又は最終処分目的で都道府県を越えて広域移動した産業廃棄物の量（都道府県外搬出量）の全国計は 3,810.4 万トンとなっている。ブロック別にみると、関東ブロックが 1,648.5 万トン（都道府県外移動総量に対する割合：43.3%）で最も多く、次いで、近畿ブロックが 692.7 万トン（同：18.2%）、以下、中部ブロックが 638.1 万トン（同：16.7%）、北海道・東北ブロックが 270.8 万トン（同：7.1%）となっている。

表 2-2 産業廃棄物の都道府県外移動量

（単位：千t/年）

	都道府県外移動量		ブロック内移動量	ブロック外移動量
	数量	割合		
北海道・東北	2,708	(7.1%)	1,577	1,131
関東	16,485	(43.3%)	14,089	2,396
中部	6,381	(16.7%)	2,966	3,415
近畿	6,927	(18.2%)	4,274	2,654
中国	2,180	(5.7%)	867	1,313
四国	1,276	(3.3%)	360	917
九州・沖縄	2,145	(5.6%)	1,802	344
合計	38,104	(100.0%)	25,934	12,170

注) 大阪湾広域臨海環境整備センターの実績を含まない

注) 排出先不明を除く

全国を7の広域処理ブロックで産業廃棄物の広域移動をみると、関東ブロックから搬出された主なブロックは北海道・東北ブロック、中部ブロックとなっている。

近畿ブロックから搬出された主なブロックは、中部ブロック、九州・沖縄ブロック、中国ブロックとなっている。

中部ブロックから搬出された主なブロックは、近畿ブロック、九州・沖縄ブロック、関東ブロック、北海道・東北ブロックとなっている。

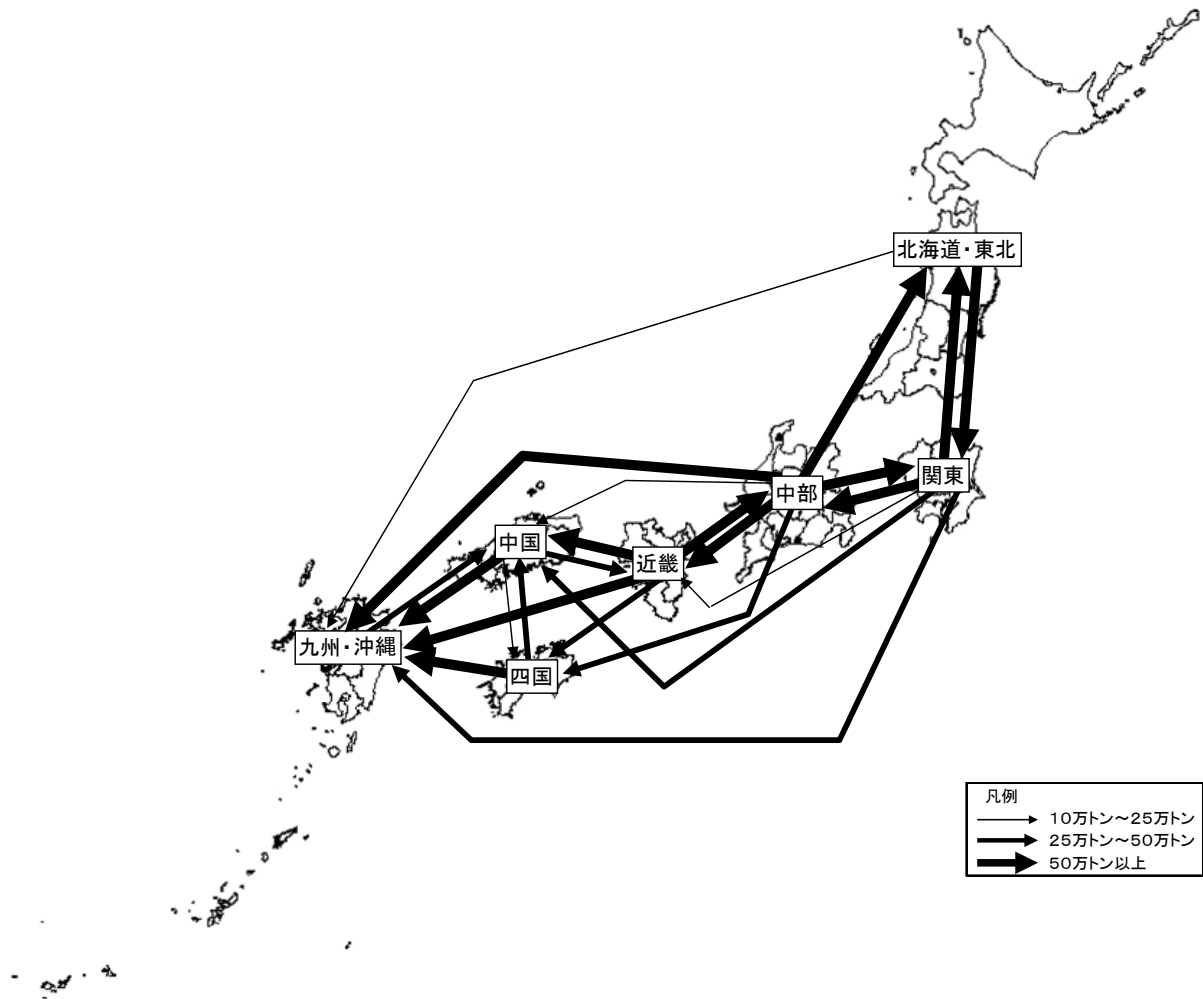


図 2-2 広域処理ブロックでの産業廃棄物の広域移動量

第3章 一般廃棄物の広域移動の結果

第1節 全国の広域移動状況

1 一般廃棄物の排出量及び最終処分量の現状

平成20年度の一般廃棄物の排出量は、4,816万トンとなっている。このうち、最終処分量は12%に当たる547万トンで、直接最終処分量が80万トン、処理後最終処分量が467万トンとなっている。

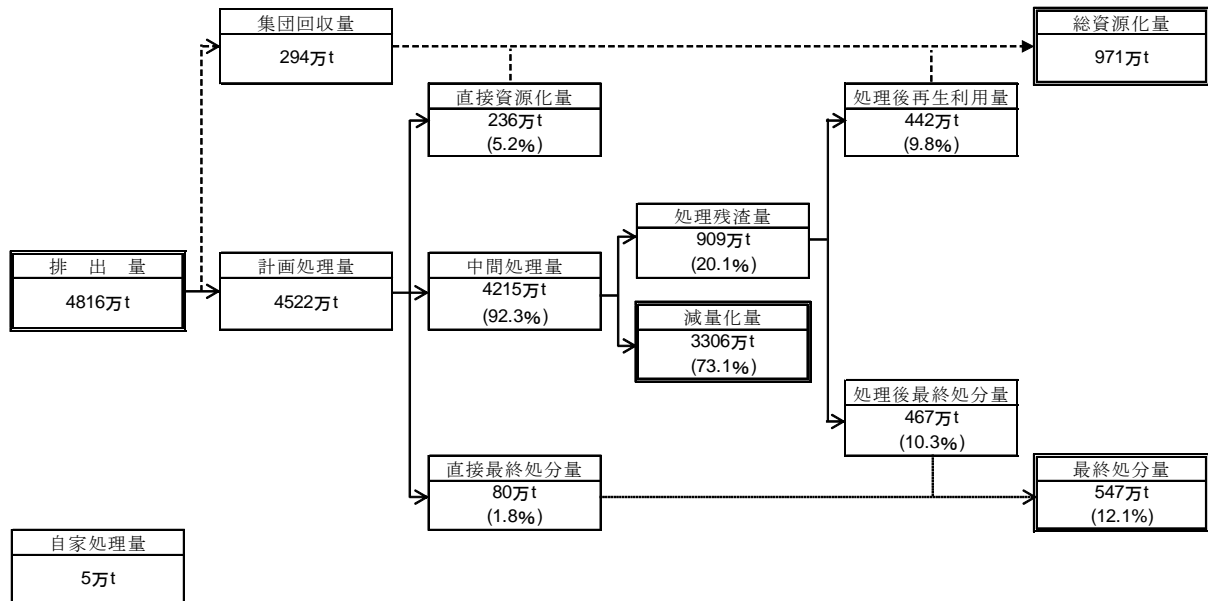


図3-1 一般廃棄物の排出量及び最終処分量の概要（平成20年度）

2 一般廃棄物の広域移動量

平成20年度に全国で排出された最終処分量547万トンの5.6%に当たる30.7万トンが、排出都道府県外（公社、民間等）の処分場で最終処分されている。（以下、広域移動量という）これは、平成19年度（最終処分量：635万トン、広域移動量：33.0万トン（最終処分量に対する広域移動量の割合：5.2%））と比較して、広域移動量は2.3万トンの減少であり、最終処分量に対する広域移動量の割合は0.4ポイントの増加となっている。

図3-2より広域移動量が1万トン以上の都道府県は、全国で8県（平成19年度は9県）あり、千葉県が6.7万トンで最も多く、次いで、埼玉県が6.1万トン、以下、神奈川県が3.7万トン、愛知県が1.9万トン、栃木県が1.7万トン等となっている。平成19年度の他都道府県への搬出量が1万トン以上の都道府県の地域は、関東及び中部の太平洋側に集中しており、これは平成20年度と平成19年度を比較すると同様の傾向である。一方、表3-3より都道府県外から受け入れている都道府県は23都道府県（平成19年度は23都道府県）となっており、秋田県が7.0万トンで最も多く、次いで、群馬県が5.8万トン、以下、山形県が5.4万トン、福島県が2.7万トン、長野県が2.2万トン等となっている。平成20年度の他都道府県からの搬入量が1万トン以上の都道府県の地域は、東北及び北関東、長野県と三重県となっている。一般廃棄

物の最終処分が広域移動される要因の一つとして、自地域内の最終処分場の困窮度合が高いためであると考えられる。都道府県単位での広域移動量と最終処分場残余容量との関係については、表 3-1 に示すとおりである。都道府県外搬出量（＝広域移動量）が1万トン以上の都道府県における最終処分場残余容量に対する広域移動量の割合は、0.8～226.7%の範囲にある。県全体として最終処分場の残余容量の少ない山梨県を除いた場合は、0.5～4.4%の範囲にあり、都道府県単位でみると困窮度合が高いとはいえない。市町村単位での自地域内最終処分場の残余年数と広域移動量の分布についてまとめると、表 3-2 に示すとおりである。自地域内最終処分場の残余年数が5年未満の市町村からの広域移動量が全体の69.7%となっており、最終処分場の困窮度合が高いことが、広域移動の要因の一つであることがわかる。

したがって、一般廃棄物の最終処分の広域移動を抑制するためには、自地域内または近隣市町村で構成する一部事務組合での最終処分場の整備が必要である。

表 3-1 都道府県別広域移動量と最終処分場残余容量

都道府県名	都道府県外 搬出量 (千t)	最終処分場 残余容量 (千m ³)	割合	都道府県名	都道府県外 搬出量 (千t)	最終処分場 残余容量 (千m ³)	割合
01 北海道		10,795	—	26 京都府	1	4,615	0.0%
02 青森県		2,826	—	27 大阪府	0	805	0.0%
03 岩手県		1,321	—	28 兵庫県	0	12,710	0.0%
04 宮城県	1	5,917	0.0%	29 奈良県	2	794	0.3%
05 秋田県		1,768	—	30 和歌山県	4	557	0.8%
06 山形県		839	—	31 鳥取県		320	—
07 福島県	1	1,537	0.1%	32 島根県	0	856	0.0%
08 茨城県	16	784	2.5%	33 岡山県	2	1,150	0.3%
09 栃木県	17	669	3.2%	34 広島県	0	2,207	0.0%
10 群馬県	9	1,341	0.8%	35 山口県		1,246	—
11 埼玉県	61	2,329	3.2%	36 徳島県	0	101	0.1%
12 千葉県	67	1,854	4.4%	37 香川県		729	—
13 東京都	0	25,550	0.0%	38 愛媛県	0	1,309	0.0%
14 神奈川県	37	4,295	1.1%	39 高知県	3	688	0.5%
15 新潟県	16	942	2.0%	40 福岡県	1	5,447	0.0%
16 富山県	0	641	0.0%	41 佐賀県		402	—
17 石川県	1	2,522	0.0%	42 長崎県	2	2,649	0.1%
18 福井県	7	455	1.8%	43 熊本県	0	453	0.0%
19 山梨県	12	6	226.7%	44 大分県		1,146	—
20 長野県		1,407	—	45 宮崎県		867	—
21 岐阜県	9	2,364	0.5%	46 鹿児島県	6	3,628	0.2%
22 静岡県	9	1,703	0.7%	47 沖縄県		742	—
23 愛知県	19	2,856	0.8%				
24 三重県		1,863	—				
25 滋賀県	5	610	0.9%				

注) 0.8163t/m³で比重換算

表 3-2 市町村単位で見た場合の広域移動量と自地域内最終処分場残余年数との関係

(単位: %)

	残余年数				
	0年あるいは最 終処分場なし	～5年未満	～10年未満	～18年未満	18年以上
広域移動量の総量 に対する割合	65.0	4.7	8.2	8.7	13.4

備考) 残余年数18年は、平成20年度の全国平均値である。

(排出都道府県外での処分量)

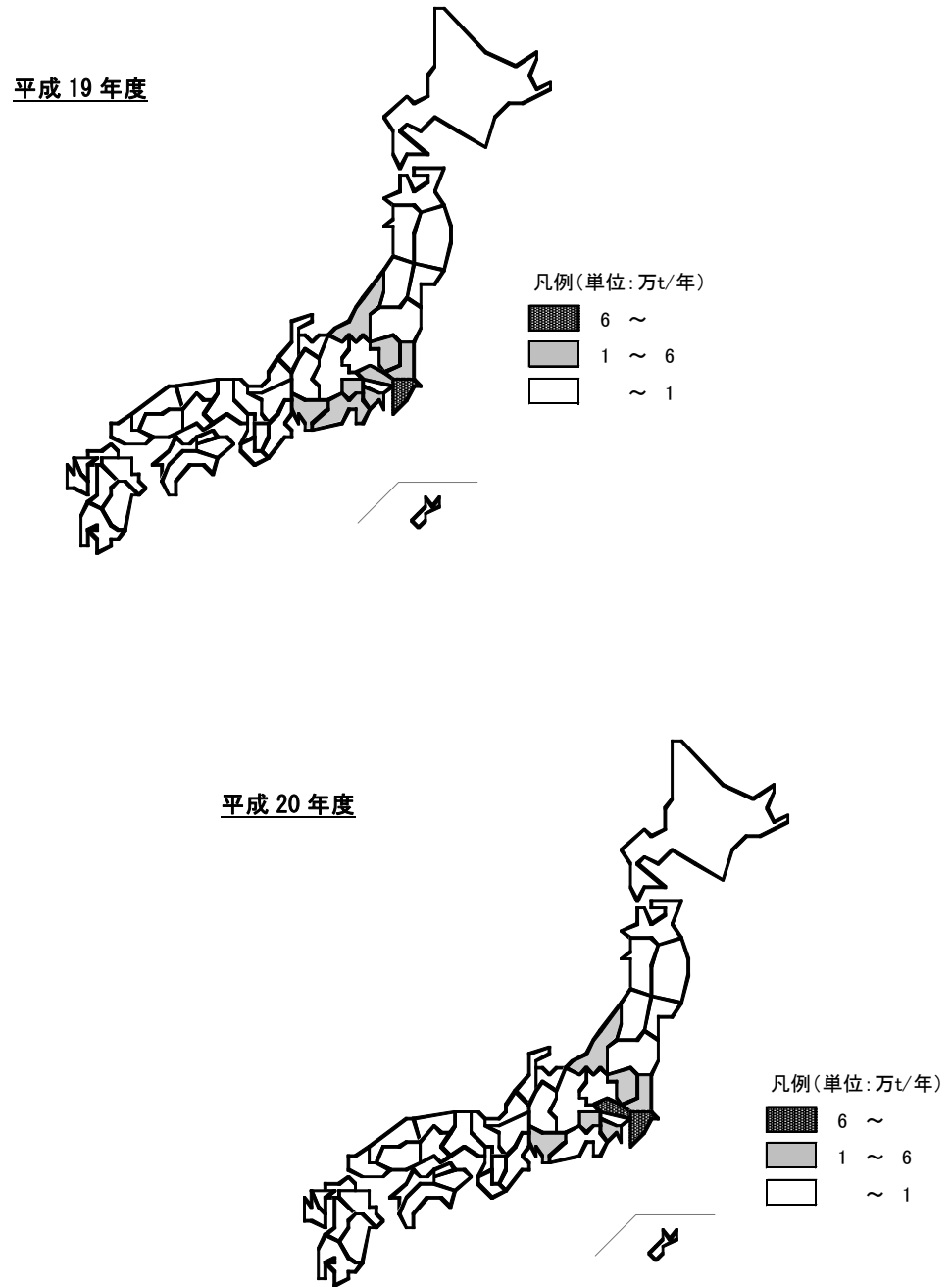
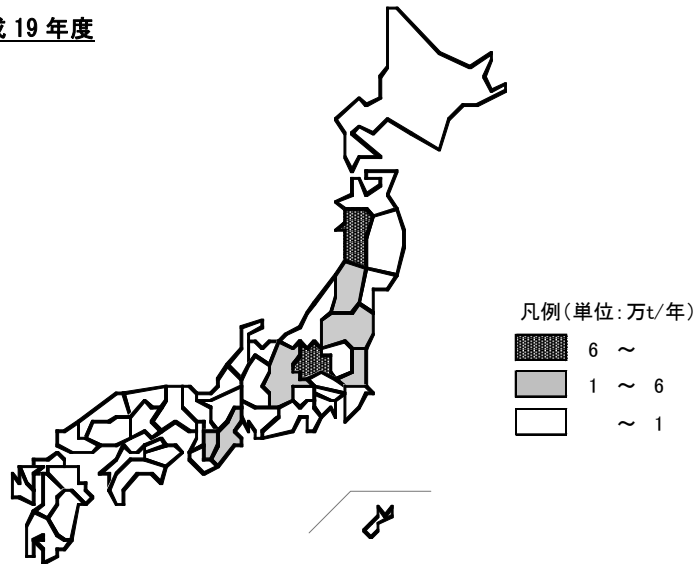


図 3-2 一般廃棄物の広域移動量(搬出)

(排出都道府県外から搬入された処分量)

平成 19 年度



平成 20 年度

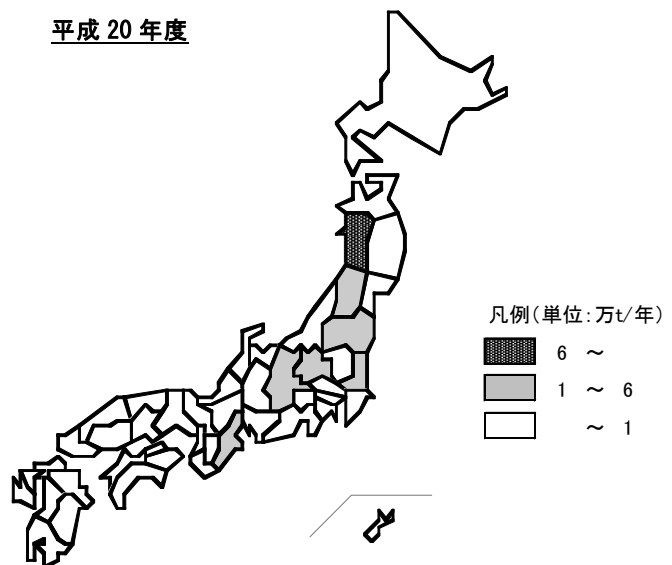


図 3-3 一般廃棄物の広域移動量 (搬入)

第2節 広域処理ブロック別の広域移動状況

全国を7の広域処理ブロックで一般廃棄物の広域移動量をみると、図3-4、表3-4のとおりである。

広域処理ブロックで見ると、全国で21.4万トンが広域処理ブロックを超えて移動しており、このうち、搬出元としては、関東ブロックが15.8万トンで最も多く、次いで、中部ブロックが4.4万トン、以下、近畿ブロックが0.5万トンとなっており、搬出先としては、北海道・東北ブロックが14.6万トンで最も多く、次いで、関東ブロックが4.1万トン、中部ブロックが2.3万トンとなっている。

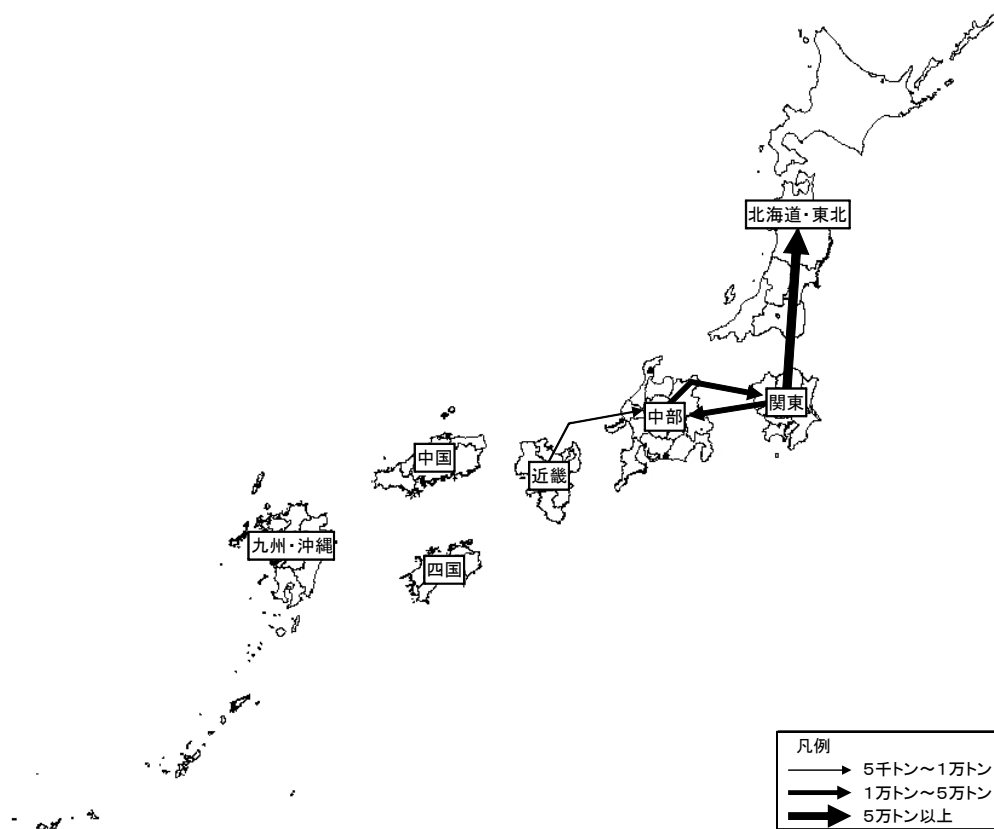


図3-4 広域処理ブロックでの一般廃棄物の広域移動量

表3-4 広域処理ブロックでの一般廃棄物の広域移動量

(単位:千トン/年)

搬出先 搬出元	計	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
計	214	146	41	23	3	1		0
北海道・東北	3		3	0				
関東	158	141		17				
中部	44	4	38		1	0		
近畿	5			5				
中国	2	0		1	2			0
四国	0	0			0	0		
九州・沖縄	1			0		1		

注) 市町村が他の都道府県の公社・業者等に最終処分を委託した一般廃棄物量

0は500t未満であり、空欄は該当無し

1 関東ブロック

平成 20 年度に関東ブロックにおいて、排出都県外へ移動し最終処分された一般廃棄物量は 20.8 万トンとなっており、このうち、5.0 万トンが関東ブロック内で処分されており、15.8 万トンが関東ブロック外で処分されている。

関東ブロック外へ排出された主な地域は、北海道・東北ブロック、中部ブロックとなっている。(表 3-5、図 3-5 参照)

表 3-5 関東ブロックにおける一般廃棄物の広域移動量

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域	計	目的地						
			茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
茨城県		16		1		0	10		5
栃木県									
群馬県		23		2		10	2		9
埼玉県		4			4				
千葉県		7	3			0			3
東京都		0	0						
神奈川県									
ブロック内計		50	3	3	4	10	12		18
ブロック外計		158	13	14	5	51	55	0	19
北海道・東北		141	12	13	0	48	53		15
中部		17	1	1	5	3	2	0	5
近畿									
中国									
四国									
九州・沖縄									

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

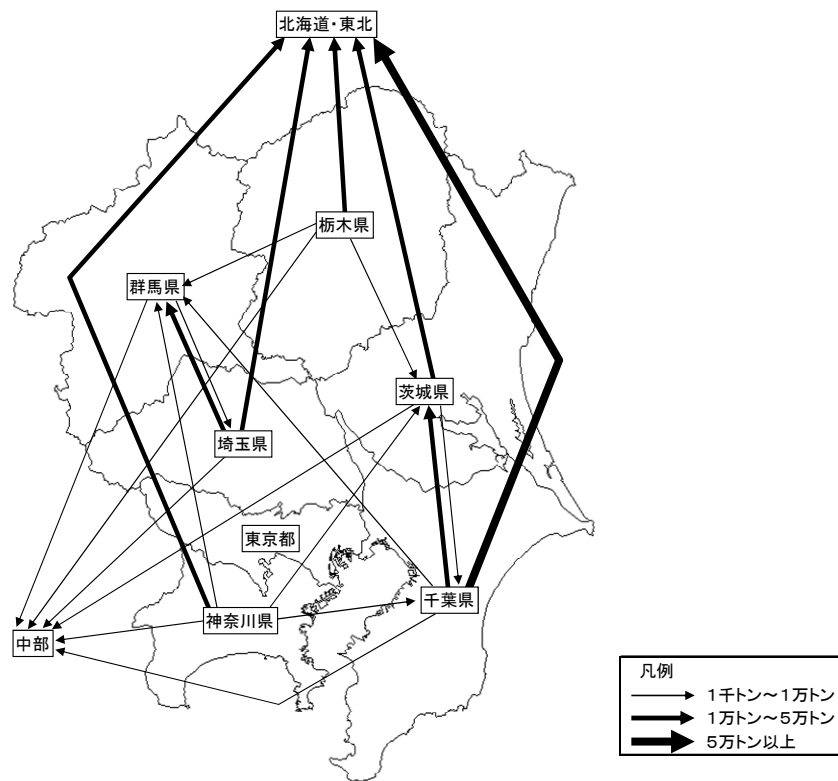


図 3-5 関東ブロックにおける一般廃棄物の広域移動量

2 中部ブロック

平成 20 年度に中部ブロックにおいて、排出県外へ移動し最終処分された一般廃棄物量は 5.7 万トンとなっており、このうち、1.3 万トンが中部ブロック内で処分されており、4.4 万トンがブロック外で処分されている。

中部ブロック外へ排出された主な地域は、関東ブロック、北海道・東北ブロック、近畿ブロックとなっている。(表 3-6、図 3-6 参照)

表 3-6 中部ブロックにおける一般廃棄物の広域移動量

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域	計	排出地域								
			富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県		5	0			4		1			
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県		8						0			7
ブロック内計		13	0			4		1			7
ブロック外計		44	0	1	7	8	8	9	12		
北海道・東北		4	0			0		0	2		2
関東		38		1	7	8		8	6		9
近畿		1									1
中国		0							0		
四国											
九州・沖縄											

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

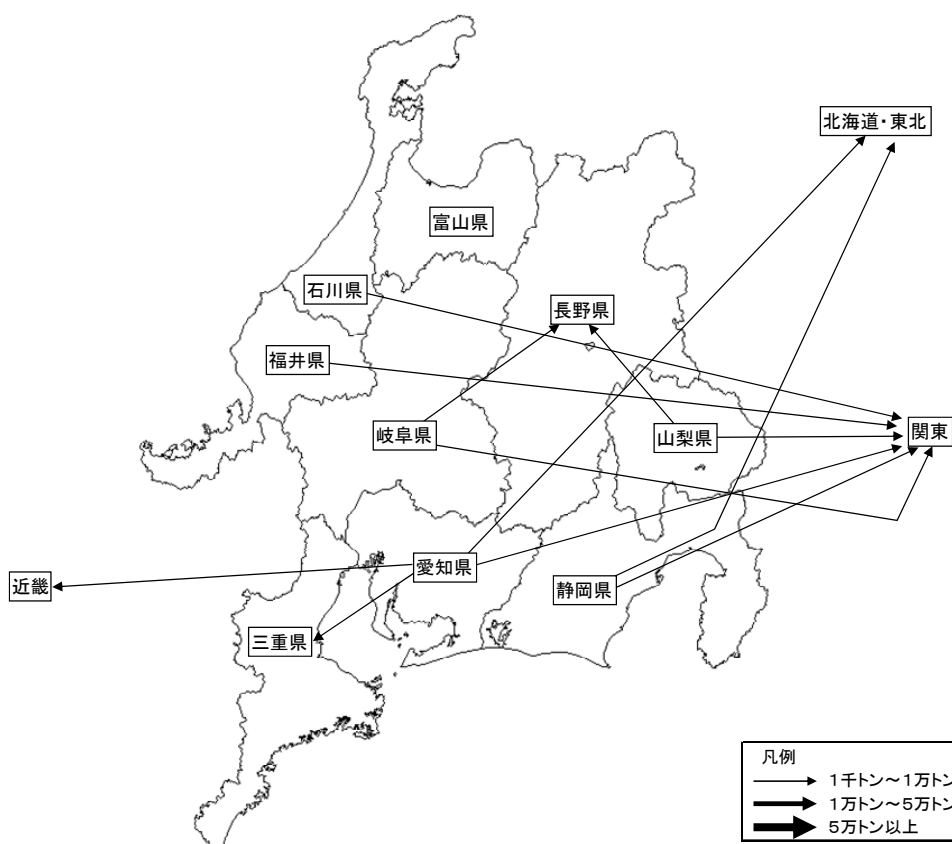


図 3-6 中部ブロックにおける一般廃棄物の広域移動量

3 近畿ブロック

平成 20 年度に近畿ブロックにおいて、排出府県外へ移動し最終処分された一般廃棄物量は 1.1 万トンとなっており、このうち、0.6 万トンが近畿ブロック内で処分されており、0.5 万トンがブロック外で処分されている。

近畿ブロック外へ排出された主な地域は、中部ブロックとなっている。(表 3-7、図 3-7 参照)

表 3-7 近畿ブロックにおける一般廃棄物の広域移動量

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域	計					
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
滋賀県							
京都府							
大阪府		0	0	0	0	0	0
兵庫県		5	4				0
奈良県		1	0	0			0
和歌山県							
ブロック内計		6	4	1	0	0	1
ブロック外計		5	0	0	0	2	3
北海道・東北							
関東							
中部		5	0	0	0	2	3
中国							
四国							
九州・沖縄							

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

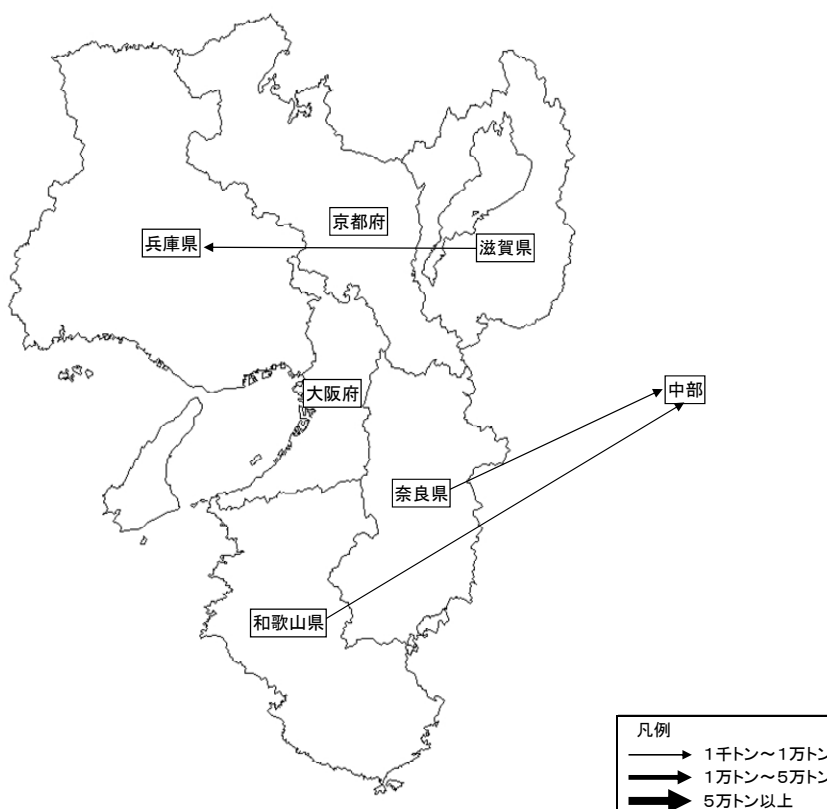


図 3-7 近畿ブロックにおける一般廃棄物の広域移動量

4 九州・沖縄ブロック

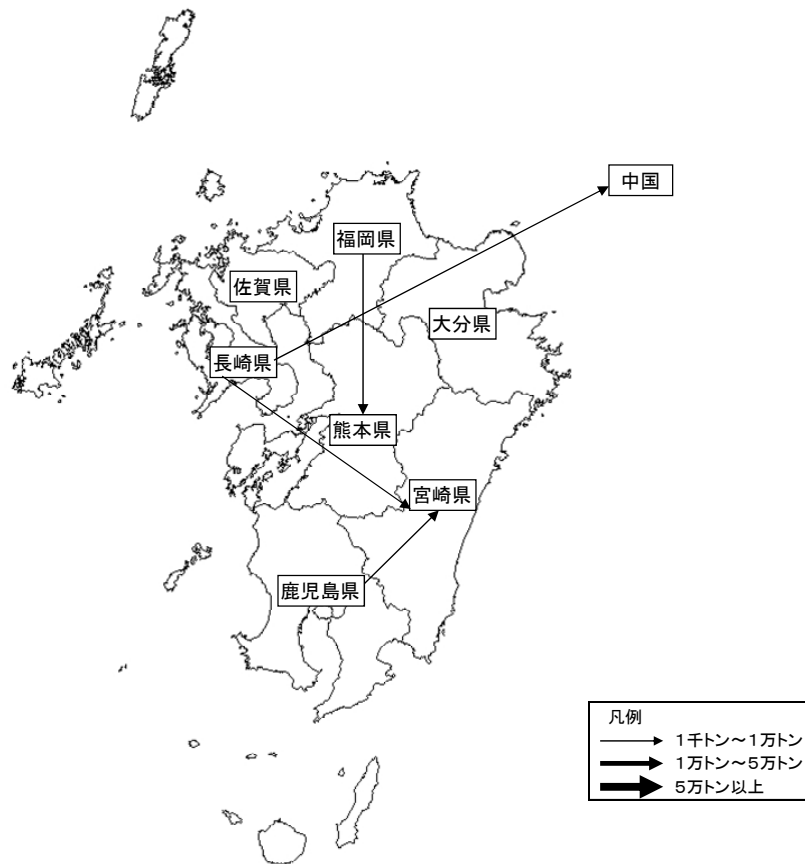
平成 20 年度に九州・沖縄ブロックにおいて、排出県外へ移動し最終処分された一般廃棄物量は 0.8 万トンとなっており、このうち、0.7 万トンが九州・沖縄ブロック内で処分されており、0.1 万トンがブロック外で処分されている。(表 3-8、図 3-8 参照)

表 3-8 九州・沖縄ブロックにおける一般廃棄物の広域移動量

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域								
	計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県	1	1		0				0	
大分県									
宮崎県	6			1					6
鹿児島県									
沖縄県									
ブロック内計	7	1		1					6
ブロック外計	1	0		1	0				
北海道・東北									
関東									
中部	0					0			
近畿									
中国	1	0		1					
四国									

注) 0は500t未満、空欄は該当なし



注) 沖縄県は、広域移動の実績がないため表示していない

図 3-8 九州・沖縄ブロックにおける一般廃棄物の広域移動量

第4章 産業廃棄物の広域移動の結果

第1節 全国の広域移動状況

1 産業廃棄物の排出量及び最終処分量の現状

参考として平成19年度の産業廃棄物の排出量は、41,943万トンとなっている。このうち、最終処分量は5%に当たる2,014万トンで、直接最終処分量が1,020万トン、中間処理後の最終処分量が995万トンとなっている。(図4-1参照)

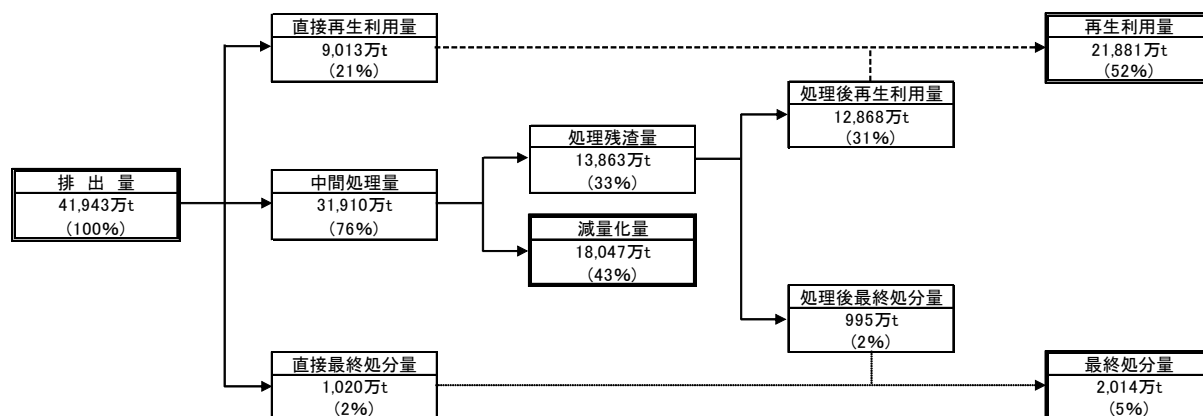


図4-1 産業廃棄物の排出量及び最終処分量の概要

2 産業廃棄物の広域移動量

平成20年度に中間処理又は最終処分目的で都道府県を越えて広域移動した産業廃棄物の量(都道府県外搬出量)の全国計は3,867.3万トンであり、平成19年度と比較して7.8万トン(平成19年度基準で-0.2%)減少している。

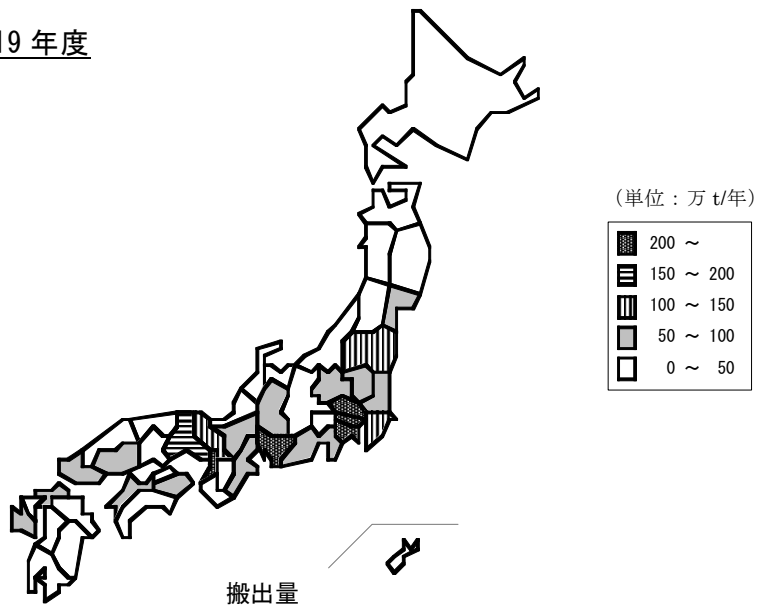
都道府県別にみると、図4-2、図4-3のとおりである。

都道府県外へ100万トン以上の廃棄物を搬出しているのは、全国で8都府県(平成19年度は9都府県)あり、このうち東京都が878.1万トンと最も多く、次いで、愛知県が278.4万トン、大阪府が254.9万トン、神奈川県が216.8万トン、埼玉県が209.1万トン、兵庫県が178.2万トンとなっている。搬出量が多い都道府県は、前年度と同じ様な傾向である。なお、東京都から搬出された産業廃棄物は主に隣接する埼玉県、千葉県、神奈川県で処理されており、埼玉県から搬出された産業廃棄物は主に隣接する栃木県、群馬県、千葉県で処理されている。

一方、都道府県外から100万トン以上の廃棄物を搬入しているのは10都府県(平成19年度は11都府県)あり、このうち埼玉県が554.0万トンと最も多く、次いで、福岡県が358.5万トン、千葉県が333.5万トン、神奈川県が295.2万トン、兵庫県が218.4万トン、栃木県が182.3万トン、大阪府が154.6万トンとなっている。搬入量が多い都道府県は、搬出量の場合と同様に前年度と同じ様な傾向である。

(他都道府県への搬出)

平成 19 年度



平成 20 年度

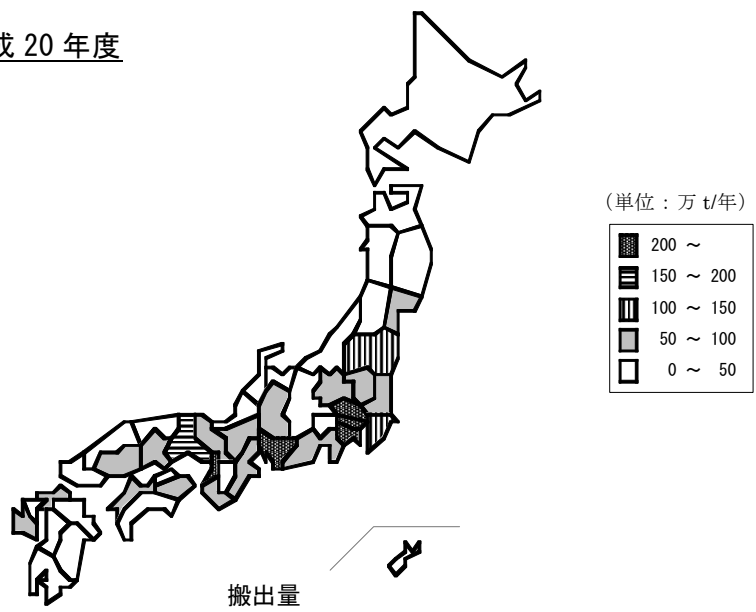
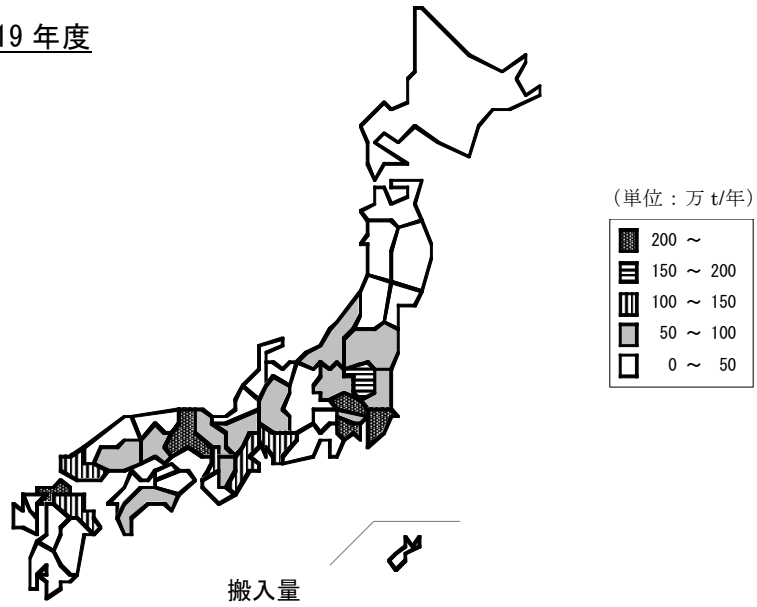


図 4-2 産業廃棄物の広域移動量 (搬出)

(他都道府県からの搬入)

平成 19 年度



平成 20 年度

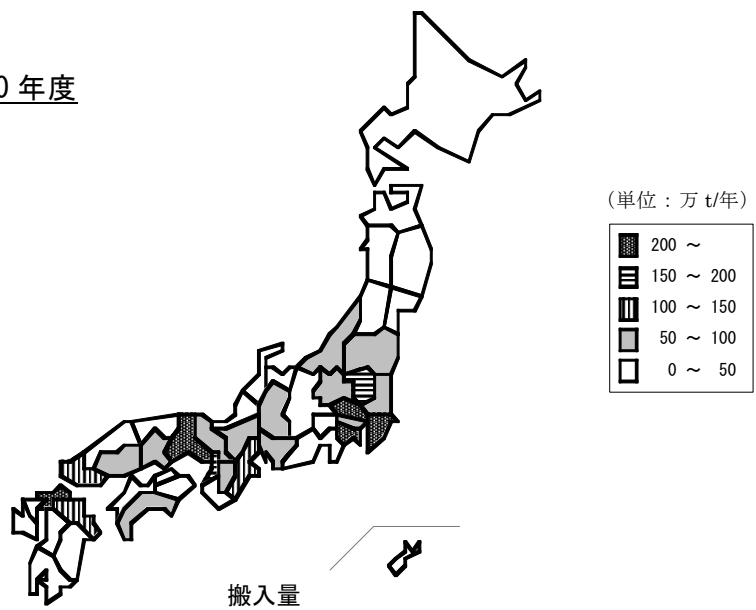
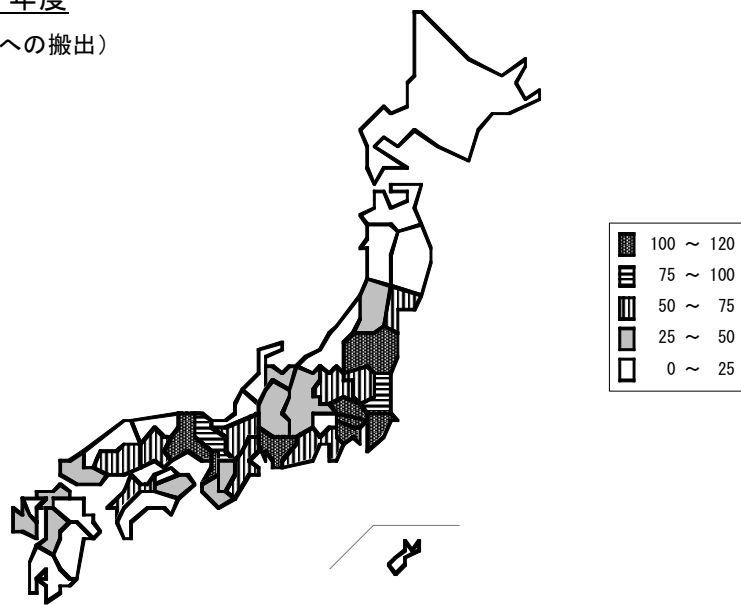


図 4-3 産業廃棄物の広域移動量 (搬入)

広域移動量を移動の目的別にみると、広域移動の総量 3,867.3 万トンのうち、中間処理目的の移動量が 3,474.8 万トン（89.9%）となっており、最終処分目的の移動量が 392.5 万トン（10.1%）となっている。

中間処理目的の移動量を都道府県別にみると、搬出では東京都が 852.1 万トンと最も多く、次いで、愛知県が 247.3 万トン、大阪府が 189.8 万トンとなっており、搬入では埼玉県が 554.0 万トンと最も多く、次いで、千葉県が 320.6 万トン、神奈川県が 295.1 万トンとなっている。

平成 20 年度
(他都道府県への搬出)



平成 20 年度
(他都道府県からの搬入)

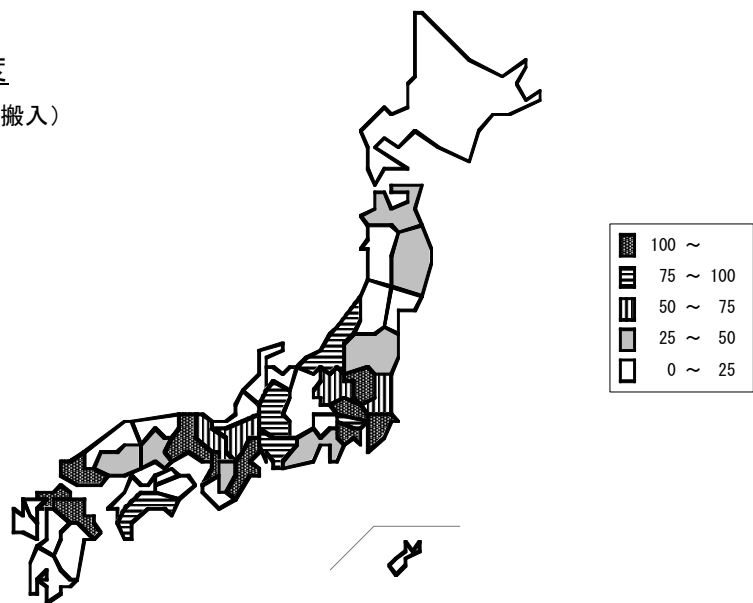
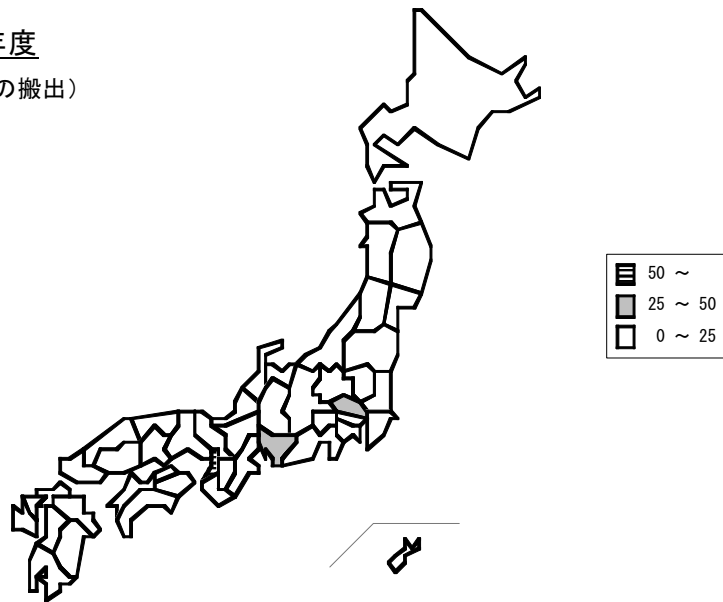


図 4-4 産業廃棄物の広域移動の目的別移動量（中間処理目的）

最終処分目的の移動量を都道府県別にみると、搬出では大阪府が 65.1 万トンと最も多く、次いで、埼玉県が 31.8 万トン、愛知県が 31.2 万トンとなっており、搬入では兵庫県が 92.0 万トンと最も多く、次いで、福岡県が 83.9 万トン、広島県が 27.7 万トンとなっている。

平成 20 年度
(他都道府県への搬出)



平成 20 年度
(他都道府県からの搬入)

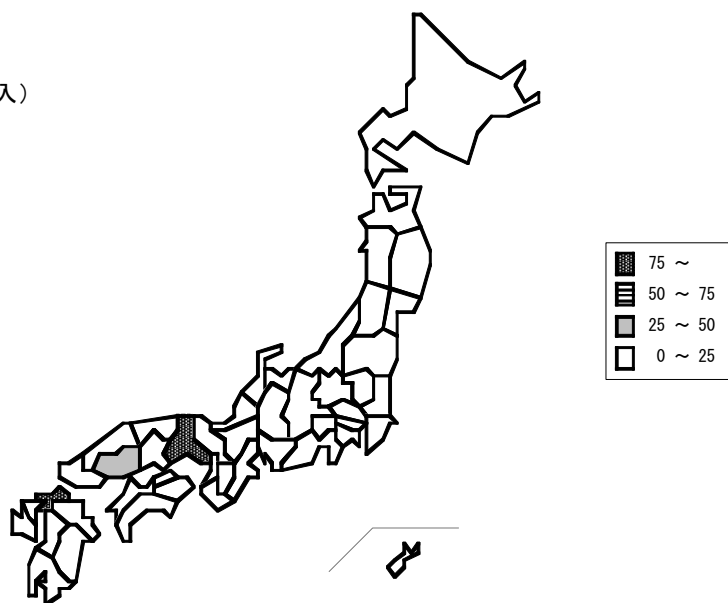


図 4-5 産業廃棄物の広域移動の目的別移動量 (最終処分目的)

3 産業廃棄物の種類別の広域移動量

広域移動量 3,867.3 万トン进行分类にみると表 4-1 のとおりである。

都道府県外へ最も多く搬出されている種類はがれき類であり 907.9 万トン、次いで汚泥が 759.0 万トン、ばいじんが 570.9 万トン、廃プラスチック類が 329.5 万トン、鉱さいが 223.3 万トンとなっている。

中間処理目的で都道府県外へ最も多く搬出されている種類はがれき類であり 868.4 万トン、次いで汚泥が 650.5 万トン、ばいじんが 528.9 万トン、廃プラスチック類が 248.2 万トン、木くずが 179.2 万トンとなっている。

最終処分目的で都道府県外へ最も多く搬出されている種類は汚泥であり 108.5 万トン、次いで廃プラスチック類が 81.3 万トン、鉱さいが 44.7 万トン、ばいじんが 42.0 万トン、がれき類が 39.4 万トンとなっている。

前年度と比較すると、減少の方向では最終処分目的の汚泥と中間処理目的の燃え殻、汚泥の変動量が大きくなっており、増加の方向では中間処理目的のがれき類、鉱さい、ばいじんの変動量が大きくなっている。

表 4-1 産業廃棄物の種類別の広域移動量

(単位:千t/年)

廃棄物種類	中間処理目的		最終処分目的		合計	
		増減		増減		増減
燃え殻	1,393	-134	269	-3	1,662	-137
汚泥	6,505	-111	1,085	-232	7,590	-343
廃油	1,713	-19		0	1,713	-20
廃酸	724	4	7	0	731	4
廃アルカリ	821	-27		0	821	-27
廃プラスチック類	2,482	-41	813	-78	3,295	-119
紙くず	187	-76	7	1	195	-74
木くず	1,792	-29	9	3	1,801	-26
繊維くず	55	0	2	0	57	-1
動植物性残さ	394	-53	2	-1	395	-55
動物系固形不要物	2	2			2	2
ゴムくず	18	-1	2	0	20	-1
金属くず	750	-85	27	3	777	-82
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1,527	86	312	-22	1,839	64
鉱さい	1,787	118	447	25	2,233	142
がれき類	8,684	539	394	-25	9,079	515
家畜ふん尿	37	3	5	-1	42	2
家畜の死体	6	0			6	0
ばいじん	5,289	105	420	-55	5,709	50
その他計	581	10	126	13	706	22
合計	34,748	295	3,925	-373	38,673	-78

注)0は、500t未満であり、空欄は該当なし

増減の欄の数値は、前年度(H19)に対する増加減少量である

表 4-1 で中間処理目的での広域移動量の多い 3 種類 (がれき類、汚泥、ばいじん) 及び最終処分目的での広域移動量の多い 2 種類 (汚泥、廃プラスチック類) について、当該産業廃棄物の広域移動に対して都道府県が発生元または処理処分先のどちらに分類されるのかを都道府県別での県外搬出量と搬入量との差し引きを行うことにより算出した。その結果は、表 4-2 に示すとおりである。

中間処理目的のがれき類を見ると、東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、京都府で広域移動の主な発生元となっており、埼玉県、千葉県、神奈川県、滋賀県、兵庫県、

静岡県、岐阜県などの発生元の隣接及び近隣県が受け入れ処理を行っていることがわかる。汚泥やばいじんについても同様の傾向が見られるが、ばいじんの大分県のように隣接及び近隣の発生元の合計よりも搬入量が上回っているような、さらに遠方より当該産業廃棄物を受け入れているケースもある。

最終処分目的の場合、排出県及びその近隣の受け入れ中間処理を行っている地域よりもさらに周囲の地域が最終処分目的で受けている。

広域移動量が多い地域は、東西の経済中心地域（東京都、大阪府）や当該産業廃棄物が発生する工業の生産能力の高い地域（愛知県）等、土地が高度に利用されている地域であり、中間処理施設、最終処分場の立地が難しい地域でもある。そのため、中間処理施設はこれらの近隣地域に立地し、さらに、最終処分場は遠方となる傾向にある。

広域移動を抑制し排出都道府県内で産業廃棄物の処理・処分を行うためには、中間処理、最終処分の目的別に多量に広域移動している産業廃棄物（排出都道府県内での施設が不足している）の施設整備計画を行う必要がある。

表 4-2 広域移動量が多い産業廃棄物の搬入・搬出量との関係

都道府県名	中間処理目的									最終処分目的					
	がれき類			汚泥			ばいじん			汚泥			廃プラスチック類		
	都道府県 搬入量 (千t/年)	都道府県 外搬出量 (千t/年)	差 (千t/年)	都道府県 搬入量 (千t/年)	都道府県 外搬出量 (千t/年)	差 (千t/年)	都道府県 搬入量 (千t/年)	都道府県 外搬出量 (千t/年)	差 (千t/年)	都道府県 搬入量 (千t/年)	都道府県 外搬出量 (千t/年)	差 (千t/年)	都道府県 搬入量 (千t/年)	都道府県 外搬出量 (千t/年)	差 (千t/年)
01 北海道	0	1	-1	16	0	16	168	33	135	3	3	0	0	0	
02 青森県	51	1	50	30	1	28	239	4	234	0	0	0	0	0	
03 岩手県	66	14	52	86	33	53	238	0	238	0	0	0	2	-2	
04 宮城県	37	148	-111	33	81	-48		160	-160	35	0	35	39	1	39
05 秋田県	0	3	-3	23	14	9		9	-8	13	2	1	1	1	
06 山形県	0	1	-1	5	14	-9		34	-34	3	0	3	5	0	5
07 福島県	64	7	57	38	90	-53	155	985	-830	16	1	15	76	2	75
08 茨城県	56	70	-14	96	208	-111	15	113	-98	2	13	-12	14	7	7
09 栃木県	479	40	439	214	109	105	118	34	83		10	-10	30	21	9
10 群馬県	117	92	26	38	164	-126	0	6	-6		8	-8	52	47	6
11 埼玉県	2,461	381	2,081	1,101	188	913	307	30	276	0	62	-62		131	-131
12 千葉県	957	195	762	1,129	325	804	51	60	-9	7	9	-3	21	16	5
13 東京都	476	3,859	-3,384	104	2,032	-1,928	12	23	-11		72	-72		44	-44
14 神奈川県	707	499	208	651	414	237	218	151	67	0	29	-29	0	63	-63
15 新潟県	6	43	-38	83	41	42	167	24	143	1	29	-28	0	10	-9
16 富山県	35	3	33	59	63	-4	8	54	-46	30	1	29	15	1	14
17 石川県	7	15	-7	13	24	-10	1	107	-106	2	13	-12	3	1	2
18 福井県	2	19	-17	49	18	31	1	75	-73		6	-6	6	16	-9
19 山梨県	99	20	79	20	31	-11	0	1	-1		0	0		1	-1
20 長野県	45	55	-11	37	85	-48	1	2	-1	9	2	7	0	8	-8
21 岐阜県	219	82	138	98	97	1	108	13	95	30	5	25	3	14	-11
22 静岡県	125	57	68	54	140	-86		79	-79	0	17	-17	1	21	-20
23 愛知県	133	480	-347	124	404	-279	14	726	-712	8	91	-83	0	97	-96
24 三重県	430	53	377	266	98	168	225	7	218	6	180	-174	1	14	-13
25 滋賀県	518	47	472	13	101	-87		1	-1		5	-5	49	11	38
26 京都府	229	391	-162	49	67	-18		150	-150	17	13	4	4	15	-12
27 大阪府	486	716	-230	203	531	-328	50	79	-30		338	-338	6	88	-82
28 兵庫県	354	208	146	378	396	-18	117	279	-163	456	31	425	31	107	-75
29 奈良県	170	247	-77	80	25	55		0	0	42	6	36	16	5	11
30 和歌山県	53	226	-173	69	18	50	1	38	-37		25	-25		12	-12
31 鳥取県	8	19	-12	8	18	-9	0	13	-13		6	-6	0	7	-7
32 島根県	17	6	12	3	15	-13		103	-103		1	-1	3	0	2
33 岡山県	69	61	9	110	91	19	1	105	-104	60	0	60	50	8	42
34 広島県	42	61	-20	71	105	-34	0	367	-367	92	3	89	95	2	93
35 山口県	2	16	-14	327	67	260	576	47	530	4	92	-88	38	0	38
36 徳島県	2	3	-1		31	-31		296	-296	1	3	-2	0	1	-1
37 香川県	16	0	15	9	39	-29	19	5	14	3	0	3	1	0	1
38 愛媛県		15	-15	3	26	-23	113	336	-224		3	-3	0	0	0
39 高知県	0	0	0	118	2	116	587		587		0	0			
40 福岡県	105	30	75	526	78	447	913	124	788	233	7	226	112	31	81
41 佐賀県	28	18	10	20	50	-30		10	-10		1	-1	8	1	7
42 長崎県	2	6	-4	30	48	-18		313	-313		0	0		2	-2
43 熊本県	5	15	-10	4	55	-51	22	247	-225	3	0	3	7	5	2
44 大分県	3	14	-11	108	29	79	847	4	843	6	0	6	115	0	115
45 宮崎県		4	-4	6	22	-15		36	-36	3	0	2	2	1	1
46 鹿児島県	0	0	0	2	17	-16		1	-1		2	-2	4	1	3
47 沖縄県		0	0	0	0	0		5	-5		0	0	0	0	0
999 不明		440	-440								0	0	0	0	0

注) 排出県不明とは、区域外から搬入された量のうち、排出元が不明なもの
0は500t未満であり、空欄は該当無し

第2節 広域処理ブロック別の広域移動状況

全国を7の広域処理ブロックで産業廃棄物の広域移動量をみると、図4-6、表4-6のとおりである。

広域処理ブロックで見ると、全国で1,217.0万トンが広域処理ブロックを超えて移動しており、このうち、搬出元としては、中部ブロックが341.5万トンで最も多く、次いで、近畿ブロックが265.4万トン、以下、関東ブロックが239.6万トン、中国ブロックが131.3万トンとなっており、搬出先としては、九州・沖縄ブロックが349.3万トンで最も多く、次いで、中国ブロックが179.6万トン、北海道・東北ブロックが156.6万トン、関東ブロックが152.0万トンとなっている。

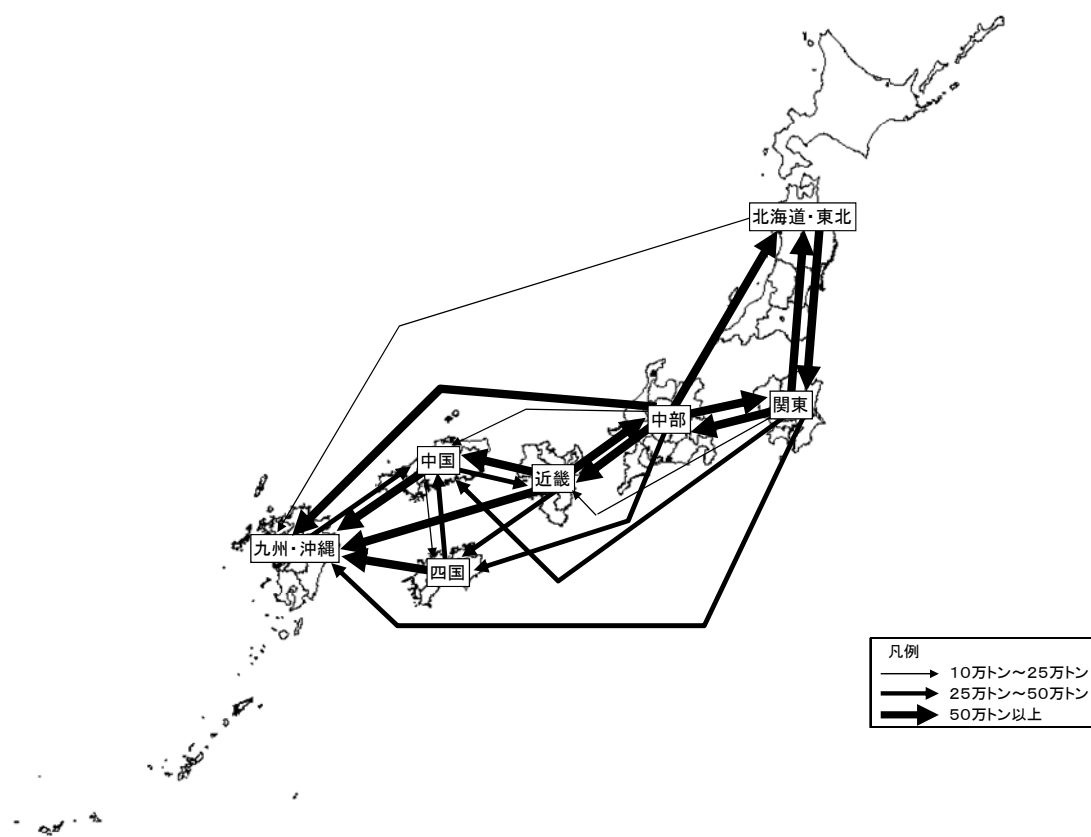


図4-6 広域処理ブロックでの産業廃棄物の広域移動量

表4-6 広域処理ブロックでの産業廃棄物の広域移動量

(単位:千トン/年)

搬出先 搬出元	計	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
計	12,170	1,566	1,520	1,515	1,481	1,796	799	3,493
北海道・東北	1,131		818	90	6	4	16	197
関東	2,396	954		552	107	340	27	416
中部	3,415	569	666		928	201	261	791
近畿	2,654	30	30	849		631	312	802
中国	1,313	5	3	20	368		171	747
四国	917	1	0	3	61	312		540
九州・沖縄	344	7	3	1	11	309	12	

注) 0は500t未満であり、空欄は該当無し

1 関東ブロック

平成20年度に関東ブロックにおいて、排出都県外へ移動し中間処理または最終処分された産業廃棄物量は1,648.5万トンとなっており、このうち、1,408.9万トンが関東ブロック内で処分されており、239.6万トンが関東ブロック外で処分されている。

関東ブロック外へ排出された主な地域は、北海道・東北ブロック、中部ブロックとなっている。

表 4-7 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

（単位：千t/年）

処分先地域	排出地域							
	計	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
茨城県	471		94	28	124	100	63	63
栃木県	1,545	194		146	420	218	365	204
群馬県	610	27	65		344	18	112	45
埼玉県	4,761	266	185	248		321	3,292	450
千葉県	3,158	166	39	24	370		2,256	303
東京都	966	18	13	11	316	176		432
神奈川県	2,578	87	99	18	116	81	2,177	
ブロック内計	14,089	757	494	475	1,690	914	8,264	1,497
ブロック外計	2,396	228	180	174	402	224	517	671
北海道・東北	954	112	152	126	143	86	158	179
中部	552	18	14	39	107	47	152	176
近畿	107	5	4	2	21	18	33	25
中国	340	24	3	2	39	16	92	164
四国	27	17	1	0	2	5	1	1
九州・沖縄	416	53	6	6	91	53	81	126

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

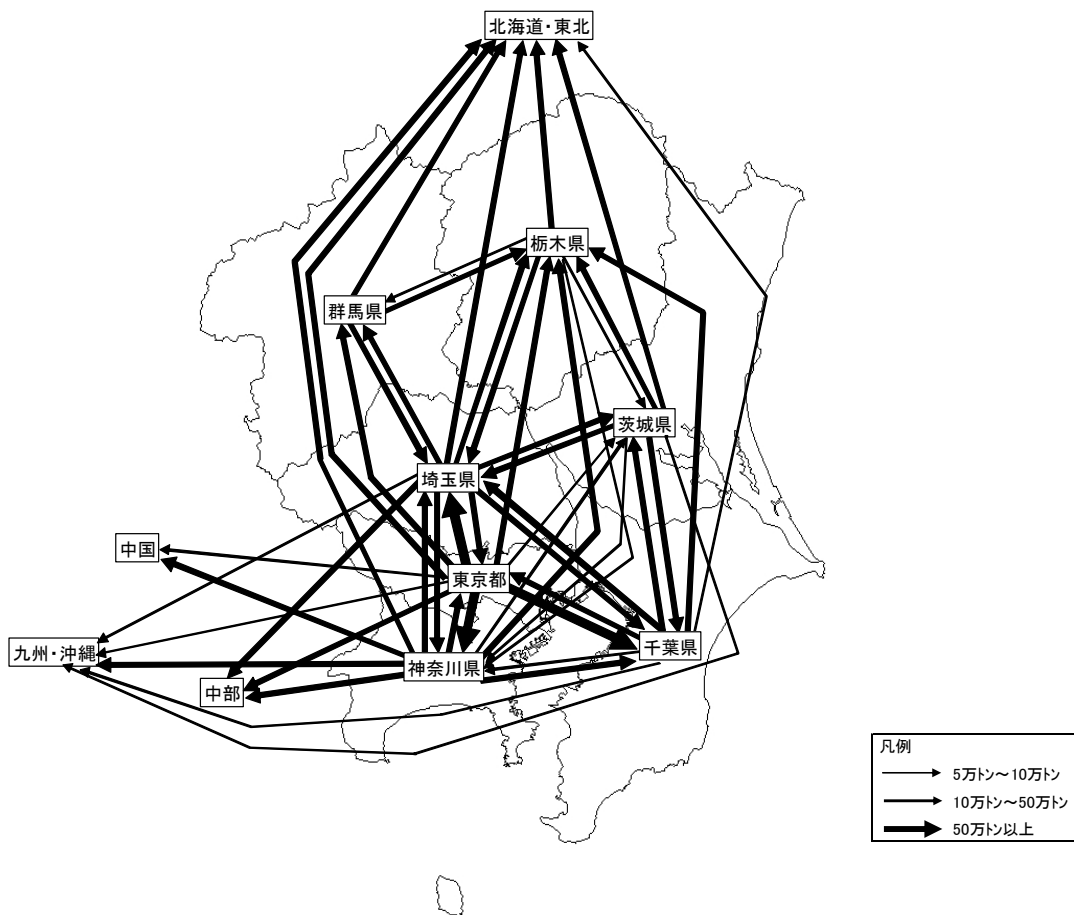


図 4-7 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

平成 20 年度に関東ブロックにおいて、排出都県外へ移動し中間処理された産業廃棄物量は 1,543.2 万トンとなっており、このうち、1,367.5 万トンが関東ブロック内で処分されており、175.7 万トンが関東ブロック外で処分されている。

表 4-8 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域	計	排出地域						
			茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
茨城県		437		87	28	109	98	62	52
栃木県		1,410	190		146	357	193	350	173
群馬県		495	26	65		283	16	72	34
埼玉県		4,761	266	185	248		3,291	450	
千葉県		3,029	162	38	23	352	2,185	268	
東京都		966	18	13	11	316	176	432	
神奈川県		2,577	87	99	18	116	81	2,177	
ブロック内計		13,675	748	486	474	1,534	885	8,138	1,410
ブロック外計		1,757	201	133	106	239	183	382	511
北海道・東北		670	99	109	69	80	77	120	116
中部		500	18	10	29	101	46	141	156
近畿		92	5	4	2	13	17	30	22
中国		178	24	3	2	12	8	17	111
四国		27	17	1	0	2	5	1	1
九州・沖縄		289	38	5	6	32	31	73	105

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

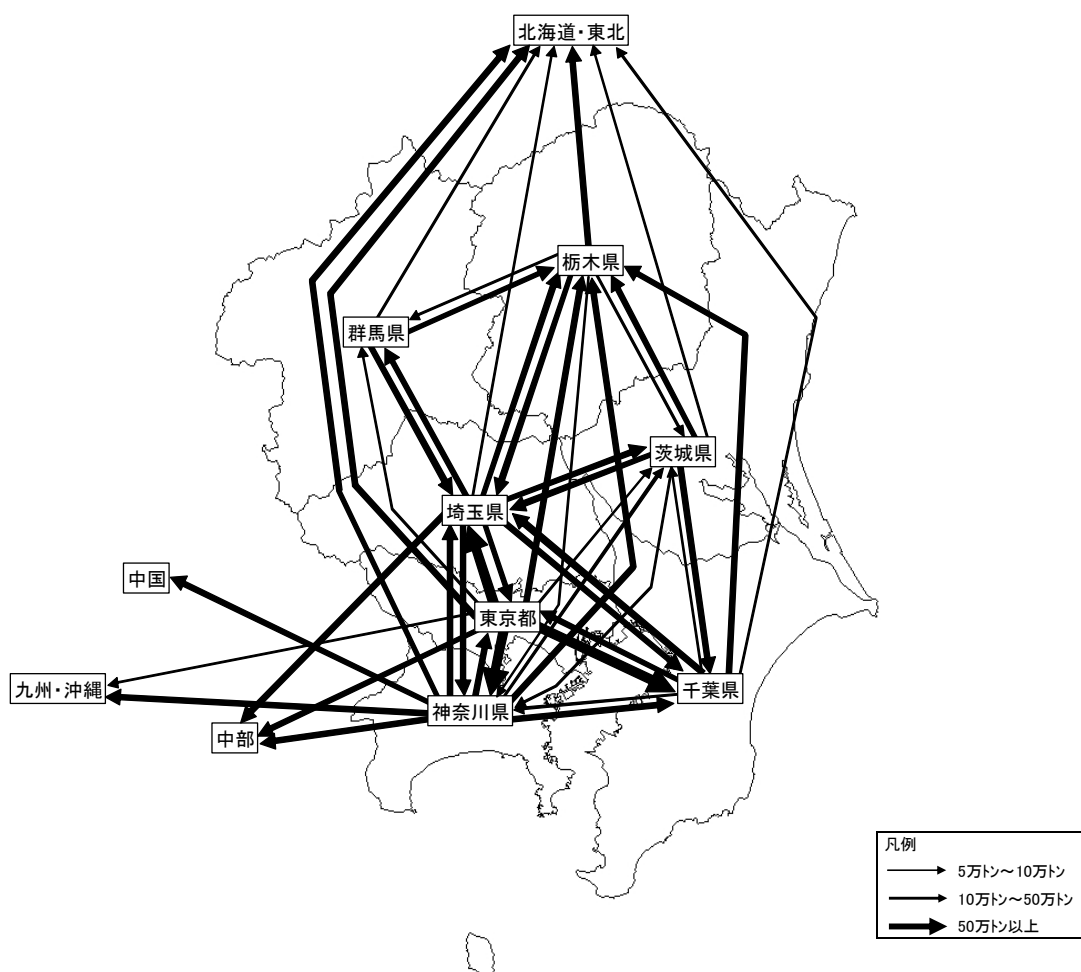


図 4-8 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

平成 20 年度に関東ブロックにおいて、排出都県外へ移動し最終処分された産業廃棄物量は 105.4 万トンとなっており、このうち、41.4 万トンが関東ブロック内で処分されており、64.0 万トンが関東ブロック外で処分されている。

表 4-9 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域	計	排出地域						
			茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
茨城県		34		6		14	2	1	11
栃木県		135	4		0	62	24	14	30
群馬県		114	1	1		60	2	39	11
埼玉県		0						0	
千葉県		129	4	1	0	18		71	35
東京都									
神奈川県		1		0		0	1	0	
ブロック内計		414	9	8	0	155	29	125	87
ブロック外計		640	27	47	68	163	40	135	160
北海道・東北		284	12	42	57	63	9	38	62
中部		52	0	4	10	6	1	11	20
近畿		15	0	0	0	8	1	3	3
中国		162	0	0		27	8	74	53
四国									
九州・沖縄		126	15	0	0	59	23	8	21

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

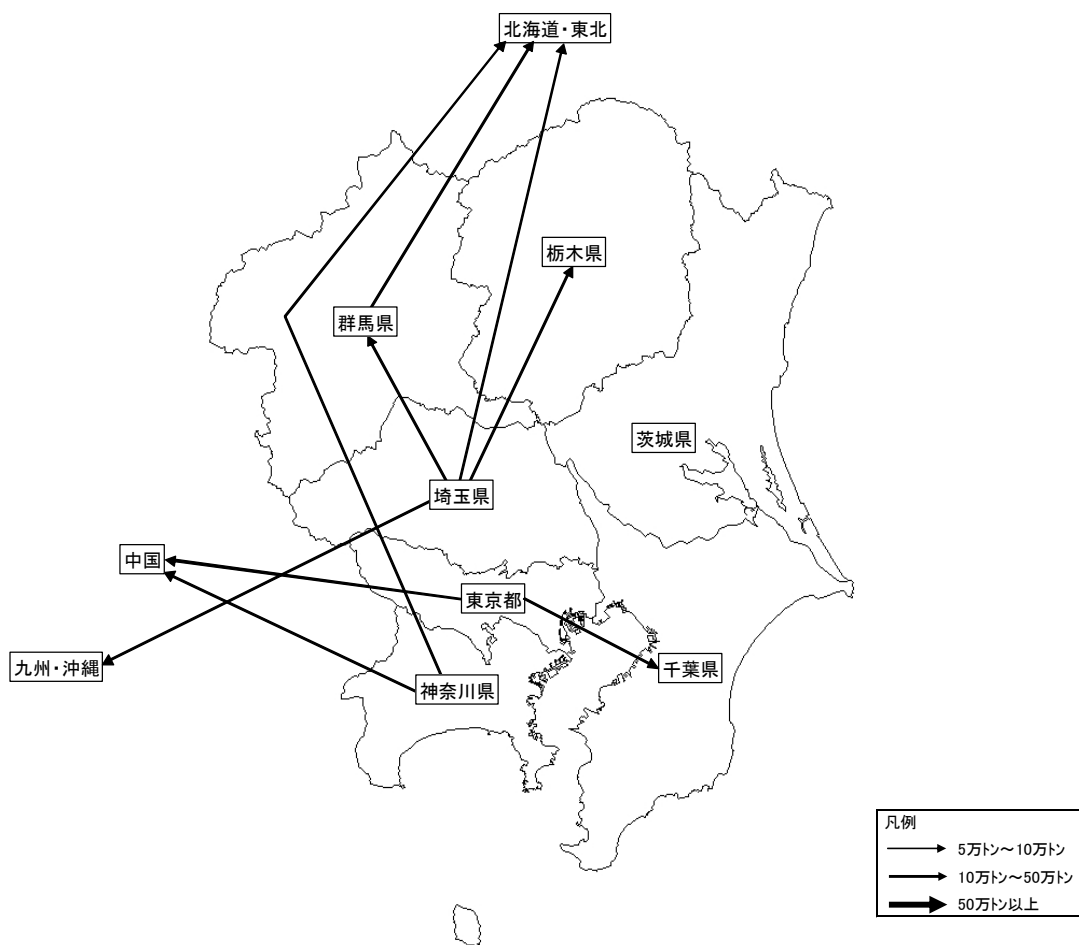


図 4-9 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

2 中部ブロック

平成20年度に中部ブロックにおいて、排出県外へ移動し中間処理または最終処分された産業廃棄物量は638.1万トンとなっており、このうち、296.6万トンが中部ブロック内で処分されており、341.5万トンが中部ブロック外で処分されている。

中部ブロック外へ排出された主な地域は、近畿ブロック、九州・沖縄ブロック、関東ブロック、北海道・東北ブロックとなっている。

表 4-10 中部ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

（単位：千t/年）

搬出元地域 処分先地域	計	搬出元地域									
		富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	
富山県	144		59	23	2	13	32	3	9	3	
石川県	83	44		31	0	1	3		1	3	
福井県	107	21	26		0	4	5	2	34	15	
山梨県	53	0	0	0			0	16	2	0	
長野県	47	1	0	0	19		1	7	17	1	
岐阜県	802	12	0	61	2	11		14	647	54	
静岡県	205	1	0	0	25	15	3		159	1	
愛知県	833	5	15	12	12	52	293	199		247	
三重県	691	0	1	9	1	3	50	11	616		
ブロック内計	2,966	86	102	135	62	133	387	252	1,485	324	
ブロック外計	3,415	352	160	115	85	301	151	503	1,299	448	
北海道・東北	569	276	88	5	18	127	3	19	29	3	
関東	666	9	3	0	59	151	9	307	119	9	
近畿	928	12	6	50	5	16	103	69	416	251	
中国	201	5	4	22	2	4	8	14	123	19	
四国	261	2	1	0			1	30	222	4	
九州・沖縄	791	48	58	36	2	4	26	64	390	163	

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

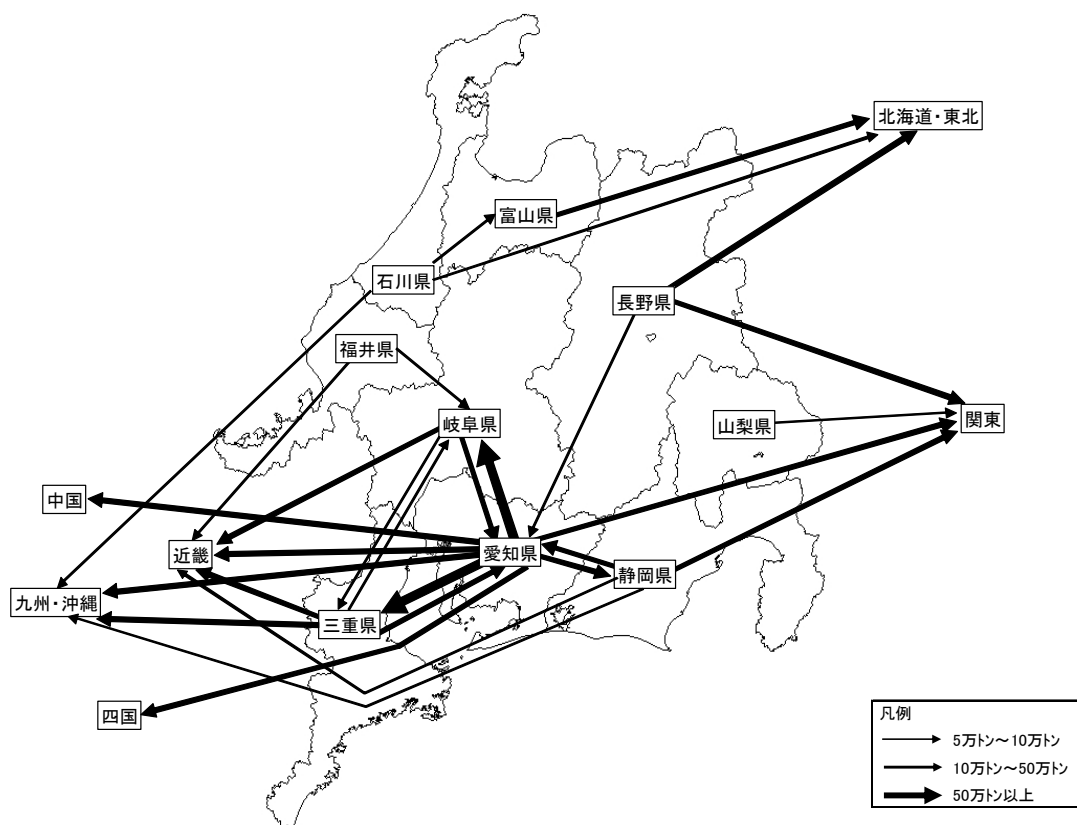


図 4-10 中部ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

平成 20 年度に中部ブロックにおいて、排出県外へ移動し中間処理された産業廃棄物量は 566.7 万トンとなっており、このうち、281.1 万トンが中部ブロック内で処分されており、285.6 万トンが中部ブロック外で処分されている。

表 4-11 中部ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

（単位：千t/年）

処分先地域	搬出元地域									
	計	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
富山県	116		43	17	2	11	31	0	9	3
石川県	67	38		24	0	0	1		1	3
福井県	103	21	26		0	4	5	2	30	15
山梨県	53	0	0	0		34	0	16	2	0
長野県	46	1	0	0	19		1	7	17	1
岐阜県	731	12	0	61	2	9		14	580	54
静岡県	200	1	0	0	25	15	3		154	1
愛知県	809	5	15	11	5	51	284	195		244
三重県	686	0	1	8	1	3	50	9	613	
ブロック内計	2,811	79	86	121	55	127	375	243	1,406	320
ブロック外計	2,856	352	160	100	81	289	123	461	1,067	223
北海道・東北	565	276	88	5	18	125	3	18	28	3
関東	663	9	3	0	58	149	9	306	119	9
近畿	624	12	6	49	2	8	86	41	248	172
中国	143	5	4	10	1	3	6	10	88	16
四国	261	2	1	0			1	30	222	4
九州・沖縄	601	48	58	35	2	4	18	55	362	19

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

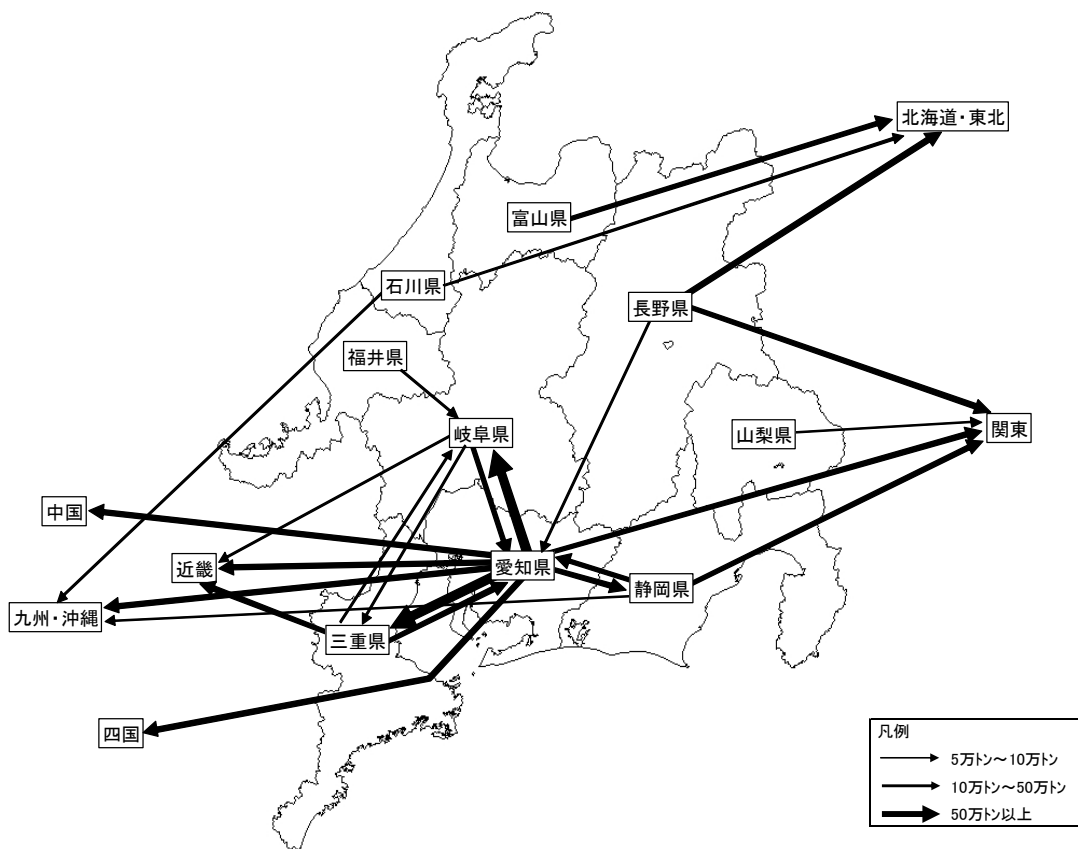


図 4-11 中部ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

平成 20 年度に中部ブロックにおいて、排出県外へ移動し最終処分された産業廃棄物量は 71.3 万トンとなっており、このうち、15.5 万トンが中部ブロック内で処分されており、55.8 万トンが中部ブロック外で処分されている。

表 4-12 中部ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

(単位:千t/年)

搬出元地域 処分先地域	計									
	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	
富山県	28	16	6		2	1	3	0	0	
石川県	17	7	7	0	1	1		0	1	
福井県	5	0			0	0		5		
山梨県	0				0			0		
長野県	0			0		0		0		
岐阜県	71	0	1	0	2		0	67	0	
静岡県	5	0		0	0	0		5	0	
愛知県	24		1	6	1	9	4		3	
三重県	5	0	1	0	0	0	2	3		
ブロック内計	155	7	16	14	7	12	9	80	4	
ブロック外計	558	0	0	15	4	13	28	42	232	225
北海道・東北	4	0		0	2		1	1		
関東	3			1	1		1			
近畿	303	0	0	2	2	7	17	28	168	78
中国	58	0		12	1	2	2	4	35	3
四国										
九州・沖縄	190	0		1	0	9	9	28	144	

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

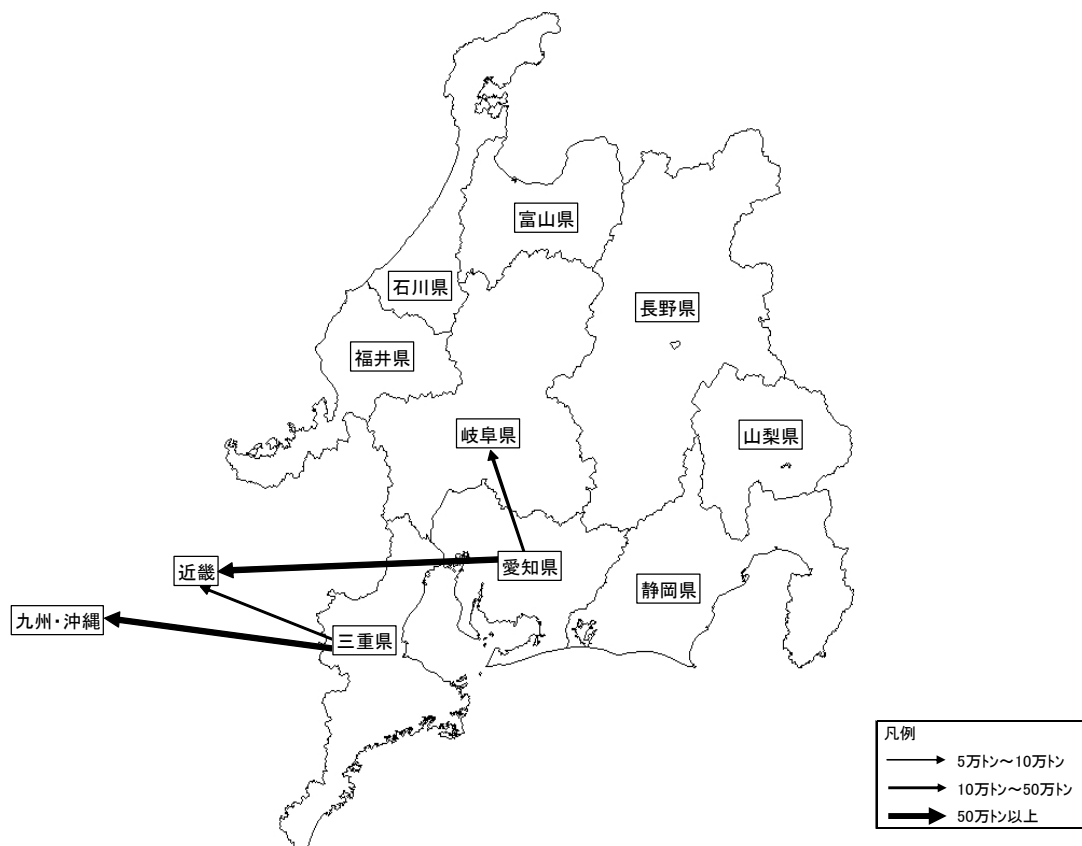


図 4-12 中部ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

3 近畿ブロック

平成 20 年度に近畿ブロックにおいて、排出府県外へ移動し中間処理または最終処分された産業廃棄物量は 692.8 万トンとなっており、このうち、427.4 万トンが近畿ブロック内で処分されており、265.4 万トンがブロック外で処分されている。

近畿ブロック外へ排出された主な地域は、中部ブロック、九州・沖縄ブロック、中国ブロック、四国ブロックとなっている。

表 4-13 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

（単位：千t/年）

処分先地域	排出地域	計	（単位：千t/年）					
			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
滋賀県		502		232	237	19	12	2
京都府		456	139		223	54	39	2
大阪府		1,105	61	306		497	169	72
兵庫県		1,633	69	89	1,240		21	214
奈良県		394	12	61	276	35		11
和歌山県		184	5	4	131	35	8	
ブロック内計		4,274	286	693	2,106	640	249	299
ブロック外計		2,654	278	295	443	1,142	155	340
北海道・東北		30	2	21	4	2	0	0
関東		30	12	2	10	5	1	1
中部		849	197	69	97	58	141	286
中国		631	12	42	102	451	5	19
四国		312	16	42	67	160	0	27
九州・沖縄		802	38	120	162	466	9	7

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

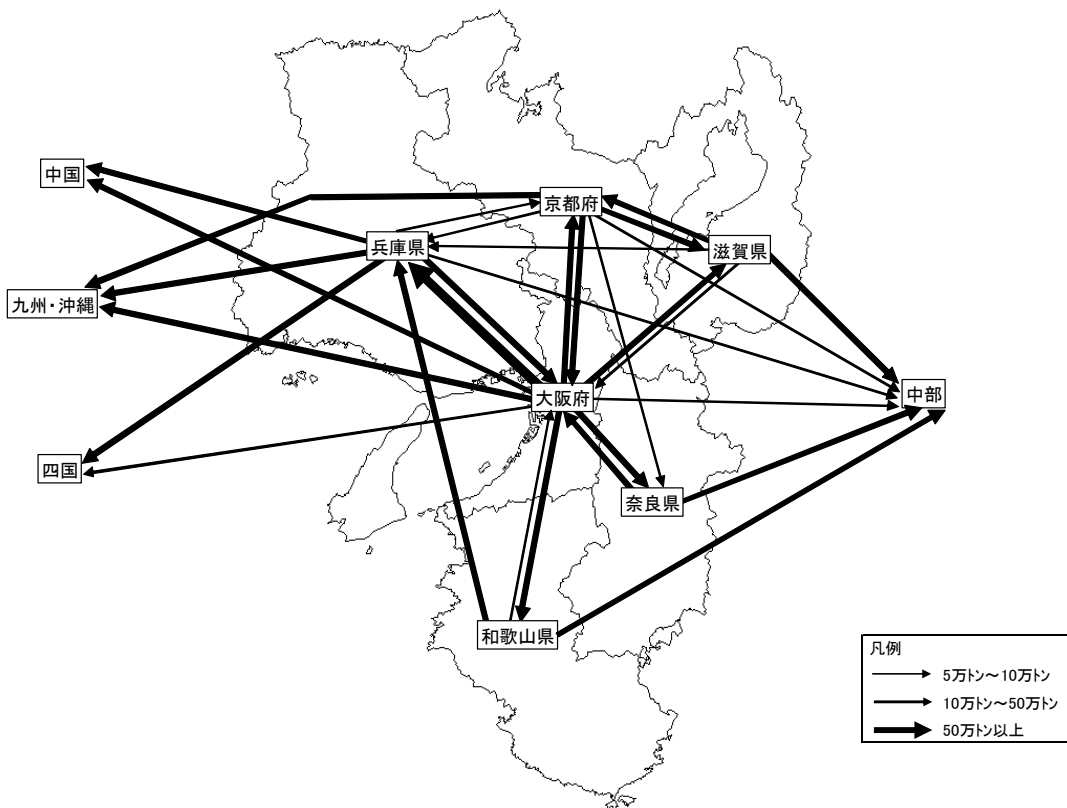


図 4-13 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

平成 20 年度に近畿ブロックにおいて、排出府県外へ移動し中間処理された産業廃棄物量は 562.9 万トンとなっており、このうち、338.9 万トンが近畿ブロック内で処分されており、224.0 万トンが近畿ブロック外で処分されている。

表 4-14 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

（単位：千t/年）

処分先地域	排出地域	計	近畿ブロック内					近畿ブロック外	
			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	その他
滋賀県		477		215	234	19	7	2	
京都府		449	136		221	51	39	1	
大阪府		1,080	61	303		486	169	61	
兵庫県		858	52	57		725	12	11	
奈良県		342	8	55		241	32	5	
和歌山県		184	5	4		131	35	8	
ブロック内計		3,389	263	634	1,552	624	235	81	
ブロック外計		2,240	269	278	347	867	150	330	
北海道・東北		30	2	21	4	2	0	0	
関東		30	12	2	10	5	1	1	
中部		827	194	61	93	57	136	286	
中国		428	9	36	80	288	4	10	
四国		308	16	42	67	156	0	27	
九州・沖縄		618	37	116	92	359	9	5	

注)0は500t未満、空欄は該当なし

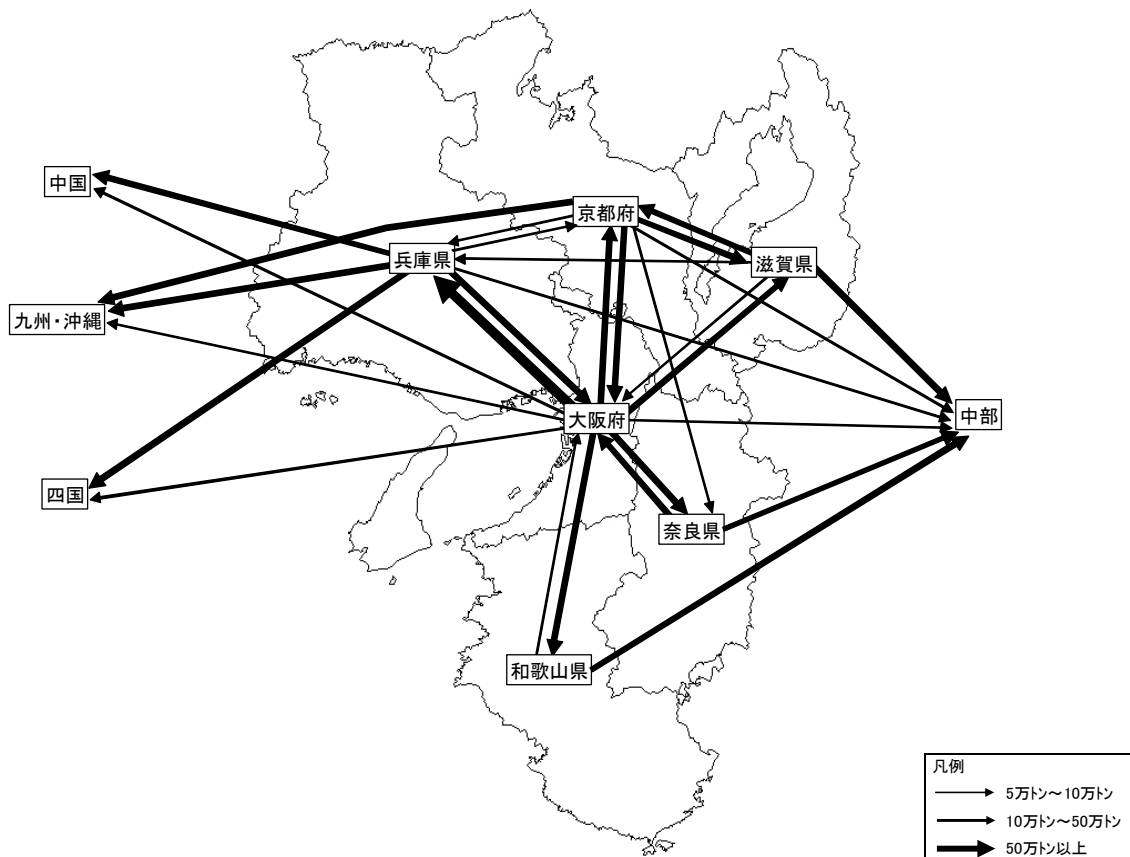


図 4-14 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

平成 20 年度に近畿ブロックにおいて、排出府県外へ移動し最終処分された産業廃棄物量は 129.8 トンとなっており、このうち、88.5 万トンが近畿ブロック内で処分されており、41.3 万トンが近畿ブロック外で処分されている。

表 4-15 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

（単位：千t/年）

処分先地域	排出地域	計	排出地域					
			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
滋賀県		25		17	3	0	5	0
京都府		8	3		2	2	0	0
大阪府		25		4		11		11
兵庫県		775	17	32	515		9	202
奈良県		52	3	6	35	3		5
和歌山県		0			0			
ブロック内計		885	23	59	555	16	14	218
ブロック外計		413	8	17	96	275	5	10
北海道・東北		0		0				
関東		0			0	0		
中部		22	3	8	4	2	5	0
中国		203	4	6	22	162	0	9
四国		4				4		
九州・沖縄		184	2	4	70	108		1

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

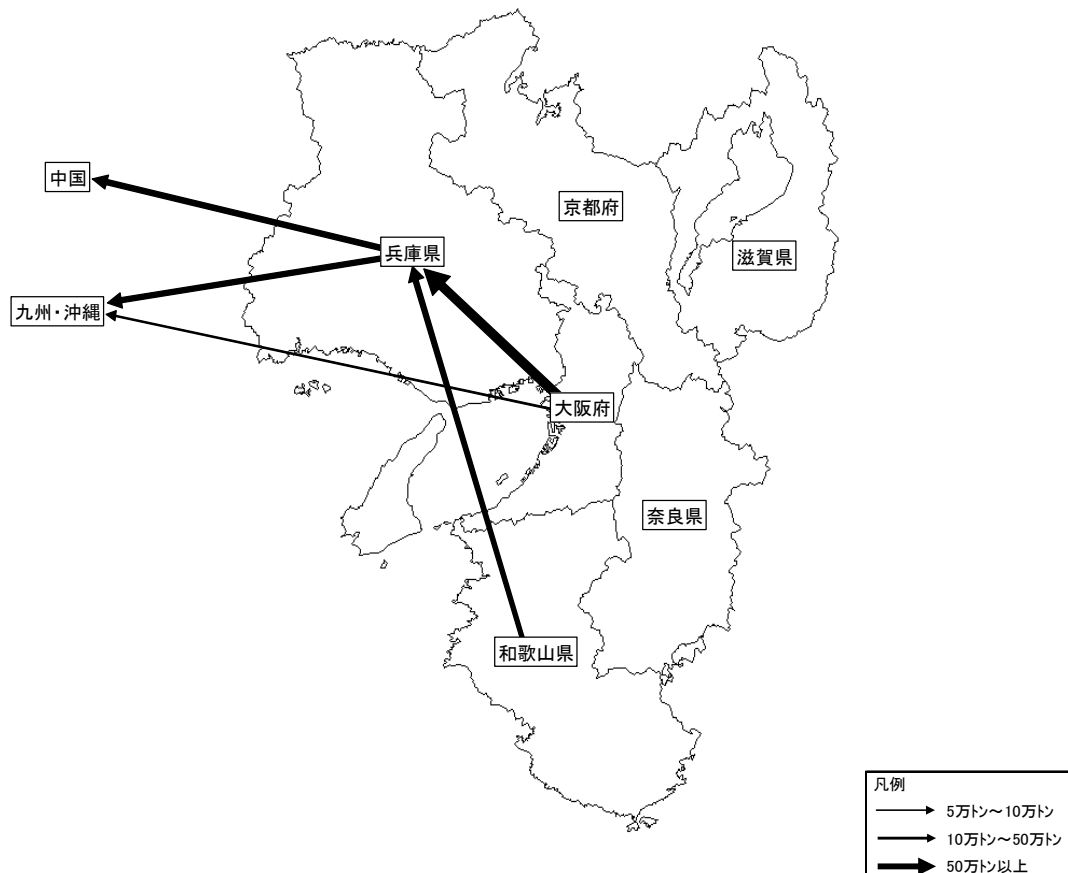


図 4-15 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

4 九州・沖縄ブロック

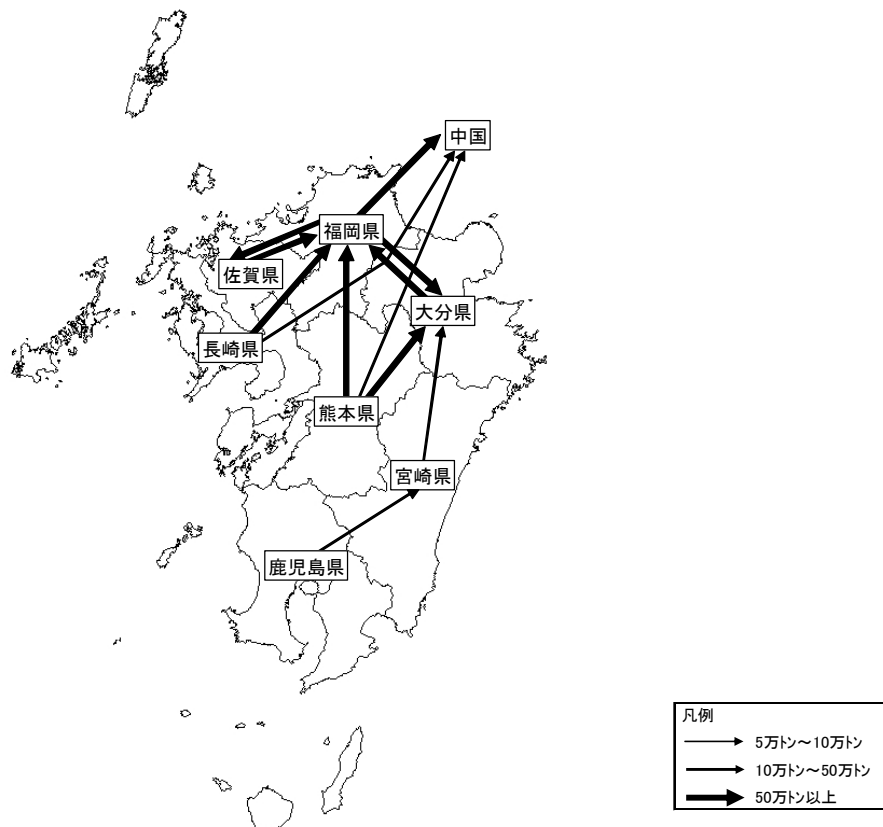
平成20年度に九州・沖縄ブロックにおいて、排出県外へ移動し中間処理または最終処分された産業廃棄物量は214.6万トンとなっており、このうち、180.2万トンが九州・沖縄ブロック内で処分されており、34.4万トンがブロック外で処分されている。九州・沖縄ブロック外へ排出された主な地域は、中国ブロックとなっている。

表4-16 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域								
	計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
福岡県	975		145	423	254	107	22	26	0
佐賀県	125	105		16	3	0	0	0	
長崎県	37	15	17		3	0	1		
熊本県	78	44	5	3		2	5	18	1
大分県	465	202	23	49	111		74	6	
宮崎県	96	17	1	5	13	3		55	2
鹿児島県	26	7	1		9	1	7		1
沖縄県									
ブロック内計	1,802	389	192	496	392	114	109	105	4
ブロック外計	344	142	14	96	67	9	2	6	8
北海道・東北	7	4	3	0	0	0	1	0	0
関東	3	1	1	0	0	0	0	0	0
中部	1	0	0	0	1	0	0	0	0
近畿	11	6	0	0	1	1	0	1	2
中国	309	126	10	95	66	6	1	5	0
四国	12	4		0		3			5

注) 0は500t未満、空欄は該当なし



注) 沖縄県は、広域移動の実績がないため表示していない。

図4-16 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

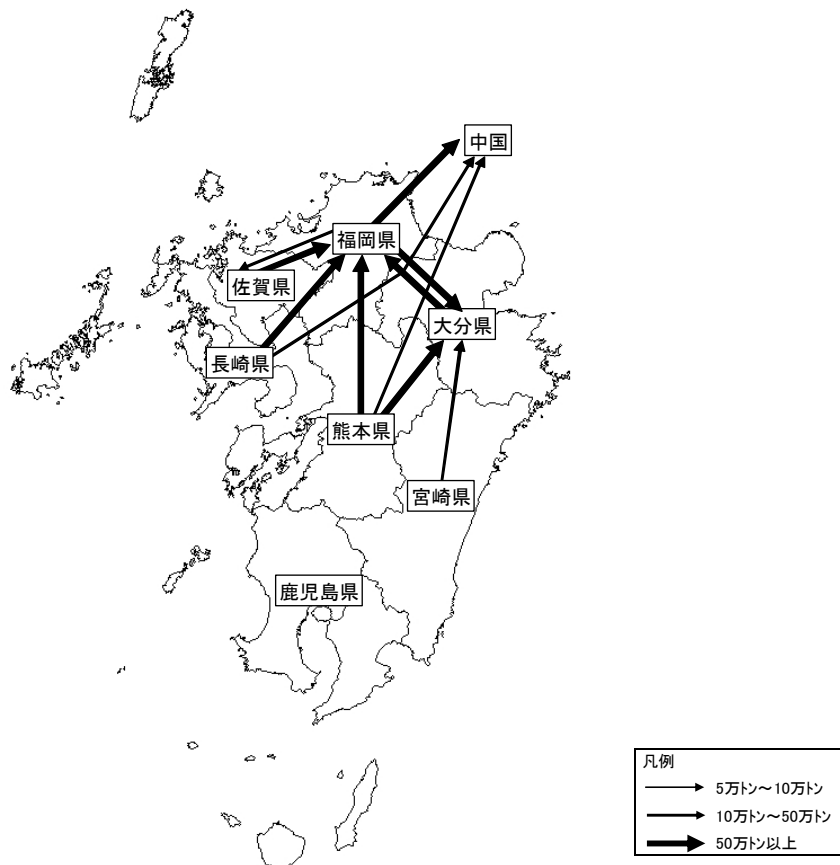
平成 20 年度に九州・沖縄ブロックにおいて、排出県外へ移動し中間処理された産業廃棄物量は 185.0 万トンとなっており、このうち、152.1 万トンが九州・沖縄ブロック内で処分されており、32.9 万トンが九州・沖縄ブロック外で処分されている。

表 4-17 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域								
	計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
福岡県	810		138	270	254	102	22	25	0
佐賀県	105	86		15	3	0	0	0	
長崎県	37	15	17		3	0		1	
熊本県	51	34	3	1		2	5	6	
大分県	434	178	22	47	107		74	6	
宮崎県	65	14	1	4	6	3		37	
鹿児島県	19	6	1		3	1	7		0
沖縄県									
ブロック内計	1,521	333	182	338	375	109	108	76	0
ブロック外計	329	128	14	96	67	8	2	6	8
北海道・東北	7	4	3	0	0	0	1	0	0
関東	3	1	1	0	0	0	0	0	0
中部	1	0	0	0	1	0		0	0
近畿	11	6	0	0	1	1	0	1	2
中国	294	113	10	95	66	5	1	5	0
四国	12	4		0		3			5

注) 0は500未満、空欄は該当なし



注) 沖縄県は、広域移動の実績がないため表示していない。

図 4-17 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

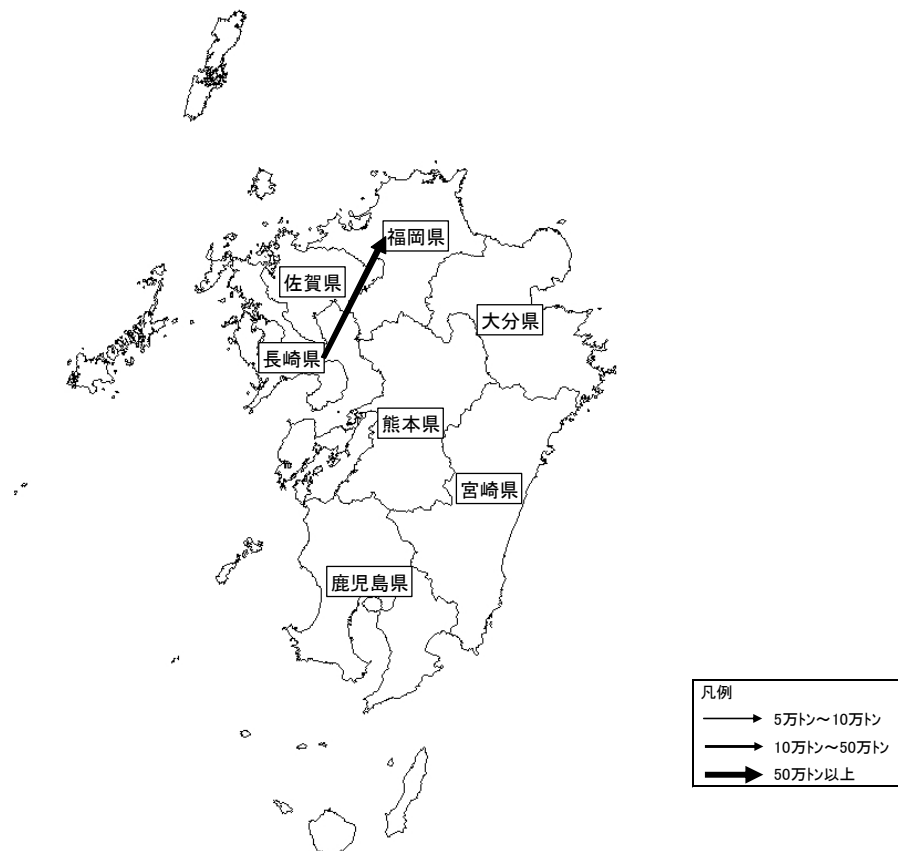
平成 20 年度に九州・沖縄ブロックにおいて、排出県外へ移動し最終処分された産業廃棄物量は 29.5 万トンとなっており、このうち、28.0 万トンが九州・沖縄ブロック内で処分されており、1.5 万トンが九州・沖縄ブロック外で処分されている。

表 4-18 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域								
	計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
福岡県	165		7	153	0	5		0	
佐賀県	20	19		1					
長崎県									
熊本県	27	10	2	2		0	1	12	1
大分県	31	24	1	2	4		0	0	
宮崎県	31	3		1	7			18	2
鹿児島県	7	1			6				1
沖縄県									
ブロック内計	280	56	10	158	17	5	1	30	4
ブロック外計	15	14				1			
北海道・東北									
関東									
中部									
近畿	0	0							
中国	15	13				1			
四国									

注) 0は500未満、空欄は該当なし



注) 沖縄県は、広域移動の実績がないため表示していない。

図 4-18 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

第5章 大都市圏における産業廃棄物の広域移動の結果

第1節 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動状況

1 広域移動状況

平成20年度に関東ブロックで排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、5,187.5万トンとなっており、このうち、31.8%に当たる1,648.5万トンが排出都県を越えて処理されている。1,648.5万トンの広域移動量のうち、1,543.2万トンが中間処理目的、105.4万トンが最終処分目的で移動している。(図5-1参照)

また、平成20年度に1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)で排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された量は、4,291.0万トンとなっており、このうち、33.0%に当たる1,417.8万トンが排出都県を越えて処理されている。1,417.8万トンの広域移動量のうち、1,328.3万トンが中間処理目的、89.5万トンが最終処分目的で移動している。(図5-2参照)

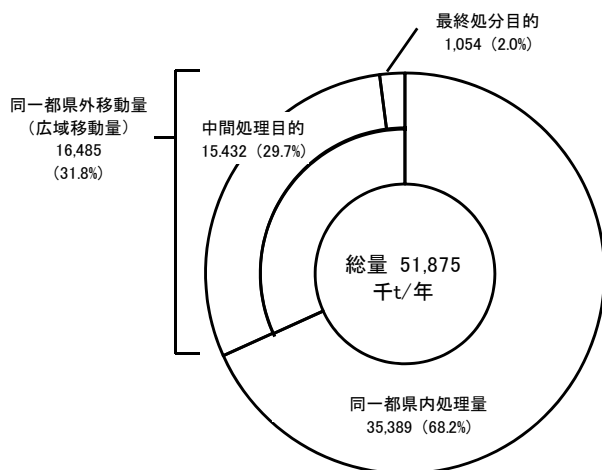


図5-1 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量(平成20年度)

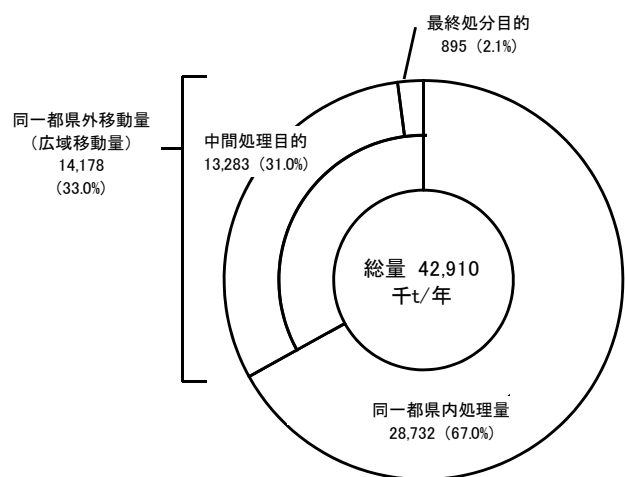


図5-2 1都3県における産業廃棄物の広域移動量(平成20年度)

関東ブロックの広域移動量を都県別にみると、東京都からの都外搬出量が関東ブロック全体の広域移動量の 53.3%で最も多く、次いで、神奈川県が 13.2%、以下、埼玉県が 12.7%、千葉県が 6.9%となっている。(図 5-3 参照)

1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の広域移動量を都県別にみると、東京都からの都外搬出量が1都3県全体の広域移動量の 61.9%で最も多く、次いで、神奈川県が 15.3%、以下、埼玉県が 14.7%、千葉県が 8.0%となっている。(図 5-4 参照)

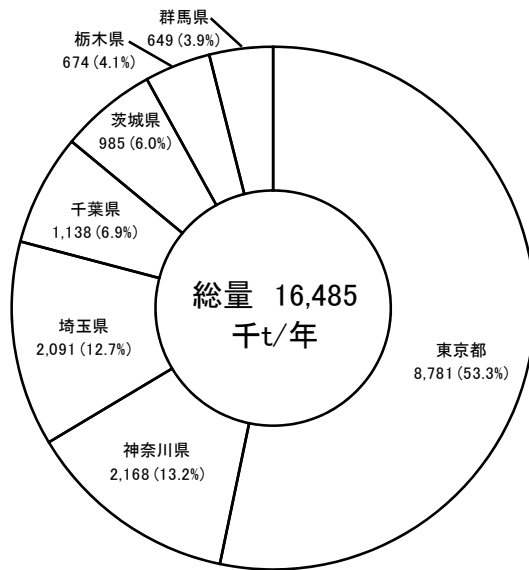


図 5-3 関東ブロックにおける都県別の産業廃棄物の広域移動量 (平成 20 年度)

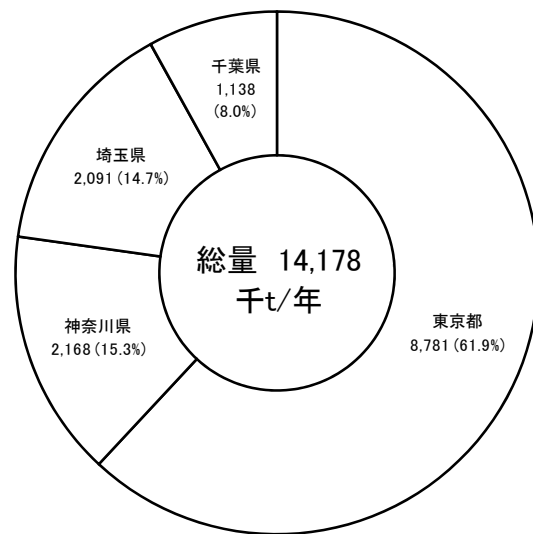


図 5-4 1都3県における都県別の産業廃棄物の広域移動量 (平成 20 年度)

中間処理目的で移動した産業廃棄物量を都県別にみると、東京都からの都外搬出量が852.1万トンで最も多く、次いで、神奈川県が192.2万トン、以下、埼玉県が177.3万トン、千葉県が106.8万トン、茨城県が94.9万トンとなっている。

また、最終処分目的で移動した産業廃棄物量を都県別にみると、埼玉県からの県外搬出量が31.8万トンで最も多く、次いで、東京都が26.0万トン、以下、神奈川県が24.7万トンとなっている。(図5-5参照)

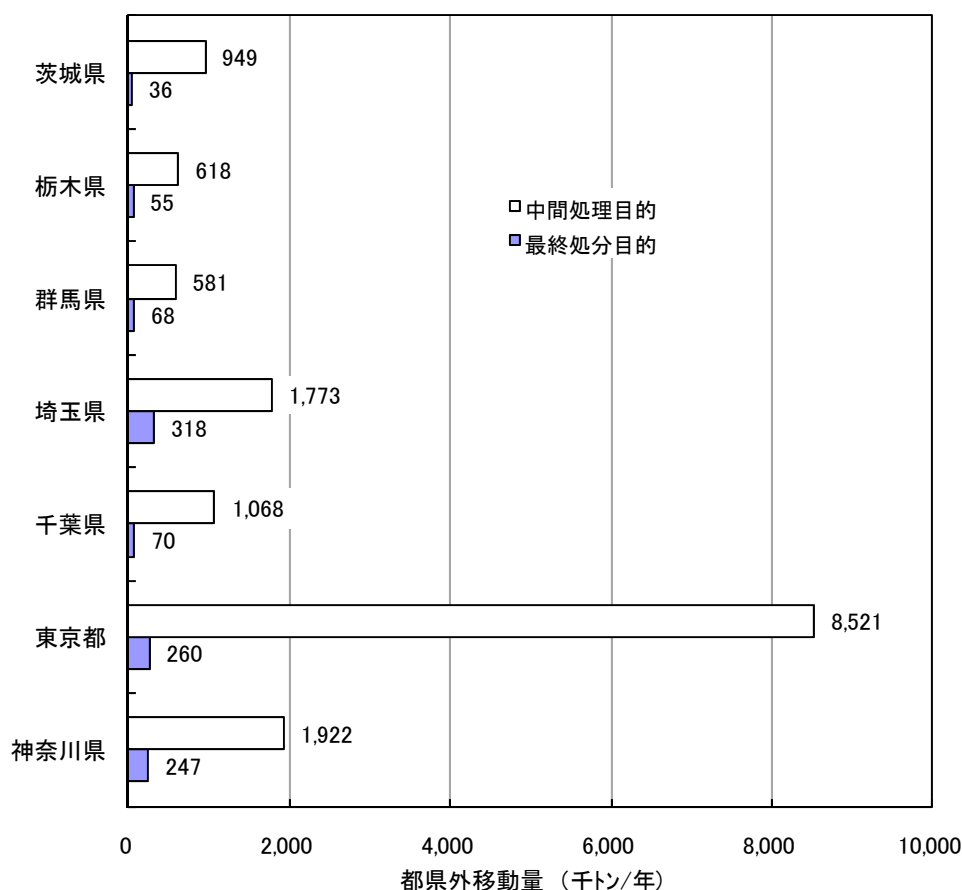


図5-5 関東ブロックにおける都県別・移動目的別の産業廃棄物の広域移動量（平成20年度）

また、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）について、中間処理目的及び最終処分目的の状況をみると以下のとおりである。

平成20年度に1都3県で排出された産業廃棄物のうち、中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、4,053.4万トンとなっており、このうち、2,725.0万トンが産業廃棄物を排出した都県内で処理されており（以下、「同一都県内」という）、残りの1,328.3万トンが排出した都県外へ移動し処理されている。（以下、「同一都県外」という。同一都県外量1,328.3万トンのうち、311.8万トンが1都3県外で処理されており、このうち180.2万トンが関東ブロック内、131.6万トンが関東ブロック外で処理されている。（図5-6参照）

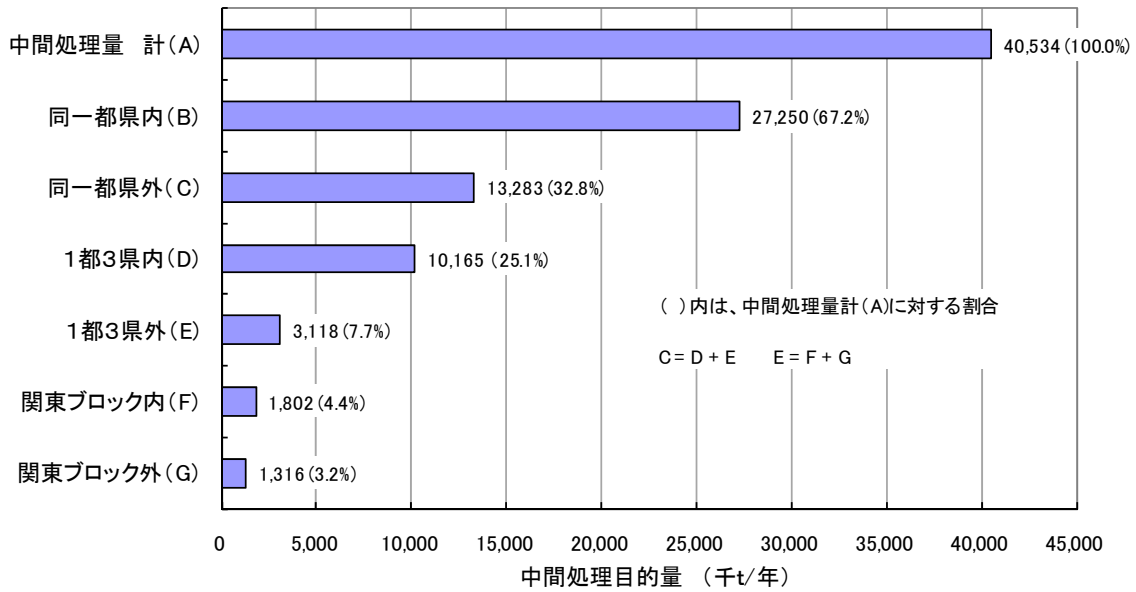


図 5-6 1 都 3 県における産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

平成 20 年度に 1 都 3 県で排出された産業廃棄物のうち、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量（産業廃棄物処理業者で中間処理を経ずに最終処分された量）は、237.6 万トンとなっており、このうち、148.2 万トンが同一都県内で処理されており、残りの 89.5 万トンが同一都県外で処理されている。

同一都県外量 89.5 万トンのうち、76.9 万トンが 1 都 3 県外で処理されており、このうち 27.2 万トンが関東ブロック内、49.8 万トンが関東ブロック外で処理されている。（図 5-7 参照）

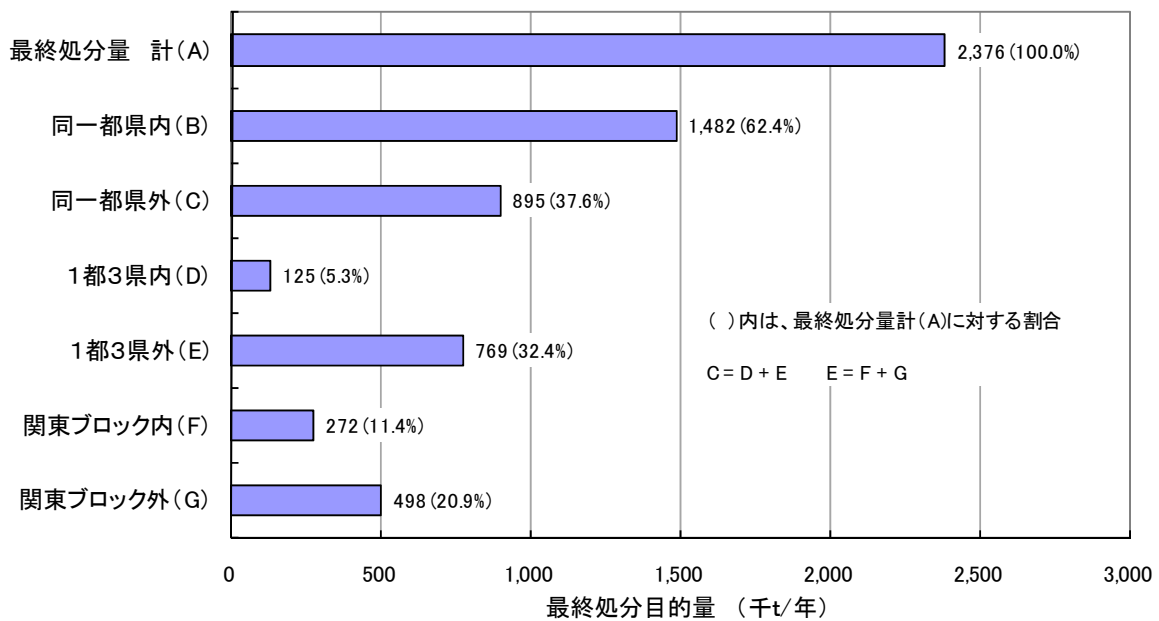


図 5-7 1 都 3 県における産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

2 都県外最終処分状況

中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量について、処理後の最終処分量を推定し、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量と合計した結果は、表 5-1、図 5-8 のとおりである。

- 1) 中間処理目的（図 4-8）で移動した産業廃棄物は、種類ごとに処理後の最終処分量^{*1}を算出し、更に、移動先の都道府県での中間処理後の最終処分先^{*2}を推定し、産業廃棄物を排出した都県と最終的に処分された都道府県を推定した。
- 2) 最終処分目的（図 4-9）で移動した産業廃棄物には、他の都道府県で排出したものが当該都県内の中間処理業者で処理された後、他の都道府県で処理される最終処分量が含まれている。このため、最終処分目的の都県間移動量を、当該都県で発生した移動と、中間処理目的で当該都県に搬入された後、処理後の他の都道府県へ移動する量に分けた^{*3}。
- 3) 1) と 2) の結果を合せて、首都圏ブロックからの最終処分量に基づく、広域移動量とした。

※1～※3の計算式については、巻末参照

表 5-1 都県外最終処分状況（最終処分量換算）

（単位：千t/年）

処分先地域	排出地域	計							
		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	
茨城県		24		3		12	2	1	7
栃木県		68	3		0	25	16	14	10
群馬県		90	1	0		45	1	37	5
埼玉県		0						0	
千葉県		103	3	0	0	12		70	18
東京都									
神奈川県		1		0			1	0	
ブロック内計		286	7	3	0	94	20	121	40
ブロック外計		497	25	20	38	135	23	133	122
北海道・東北		201	11	18	28	56	4	37	45
中部		45		2	10	6	0	11	17
近畿		13		0	0	8	0	3	2
中国		148		0		25	7	74	43
四国									
九州・沖縄		91	14	0	0	41	12	8	15

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

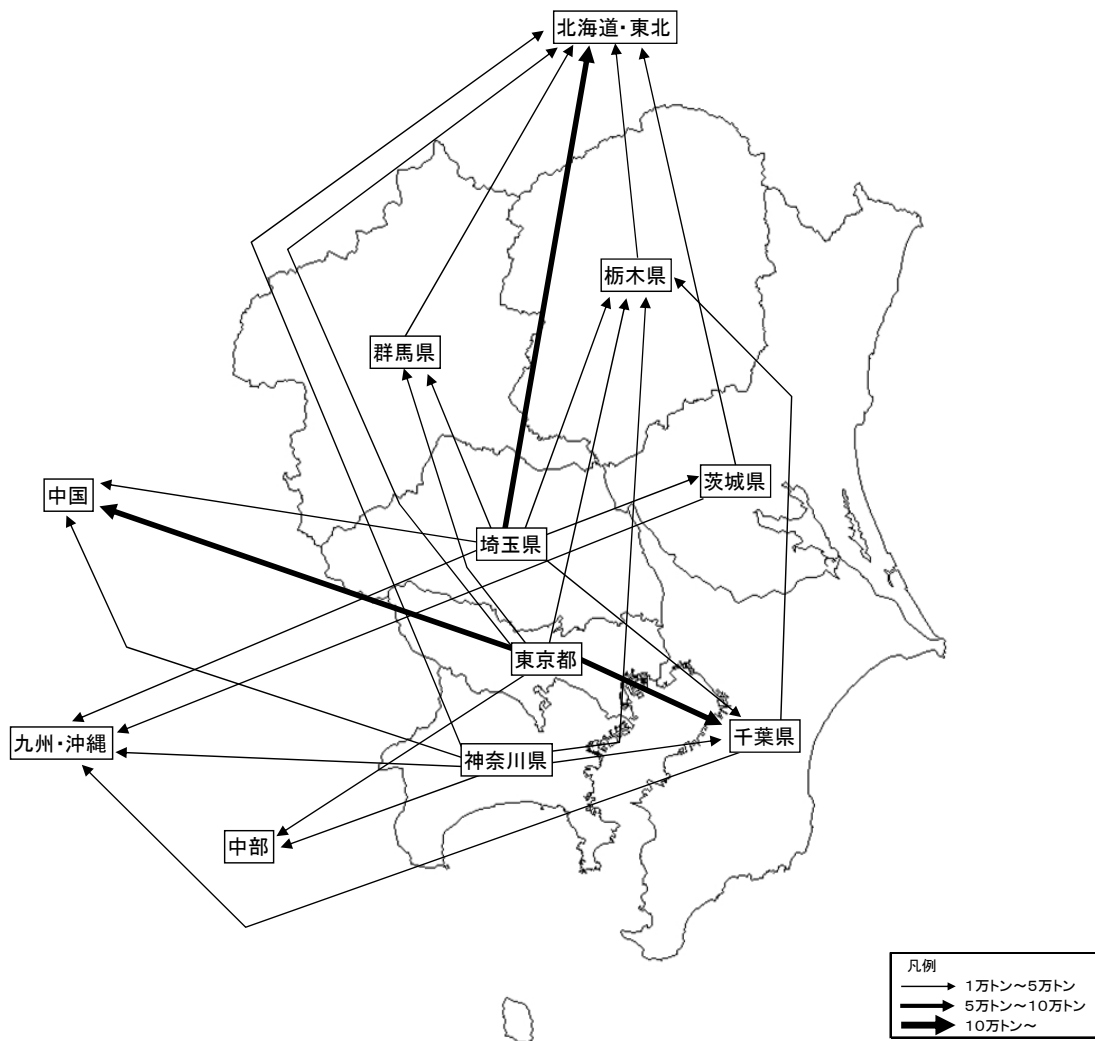
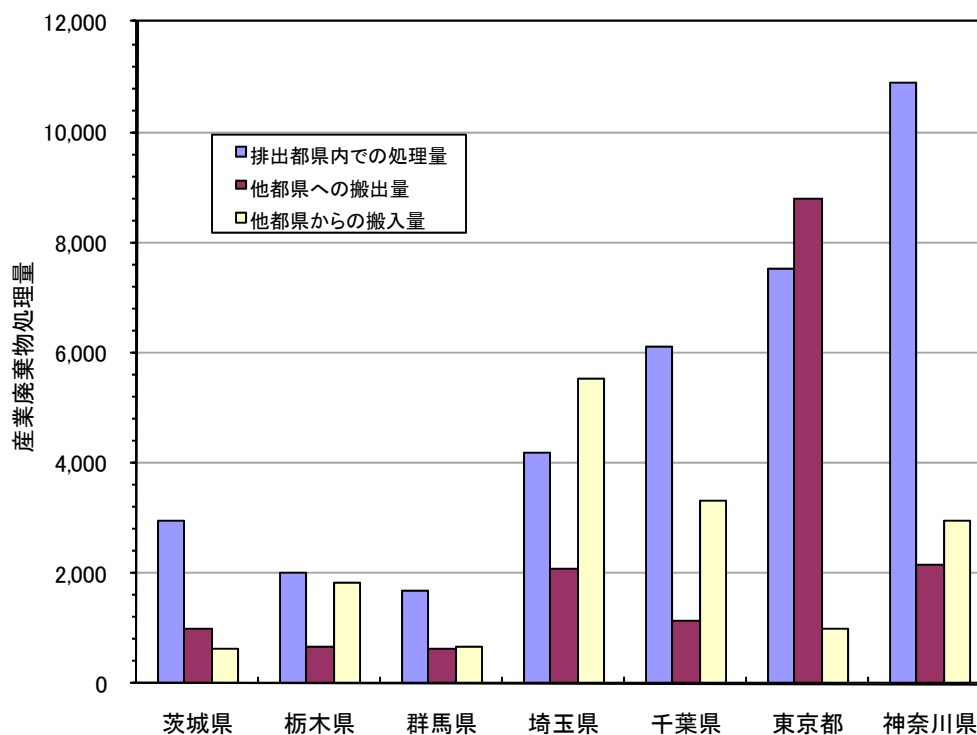


図 5-8 都県外最終処分状況（最終処分量換算）

3 都県別の搬入・搬出状況

各都県の産業廃棄物処理業者の処理実績に基づく処理状況をみると、図 5-9 のとおりである。

- ① 埼玉県は、他の都県からの搬入量が関東ブロックの都県の中で最も多く、埼玉県から他都県へ搬出される産業廃棄物量の約 2.6 倍の量が他県から搬入されている。
- ② 千葉県、栃木県も埼玉県とほぼ同様な傾向にあり、他都県へ搬出される産業廃棄物量の約 3 倍の量が他県から搬入されている。
- ③ 東京都は、埼玉県、千葉県、栃木県と逆の傾向にあり、都内へ搬入される産業廃棄物量の約 9 倍の量を他県へ搬出している。
- ④ 神奈川県は、排出都県内での処理量が関東ブロックの都県の中で最も多く、他都県へ搬出される産業廃棄物の約 5 倍の量を県内で処理している。



	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
排出都県内での処理量	2,971	2,011	1,675	4,198	6,103	7,532	10,898
他都県への搬出量	985	674	649	2,091	1,138	8,781	2,168
他都県からの搬入量	625	1,823	688	5,540	3,335	987	2,952

図 5-9 関東ブロック内の排出都県内処理と排出都県外での処理の状況

4 種類別の移動状況

関東ブロックにおける産業廃棄物の都県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類及び汚泥の2品目で約6割を占めている。最終処分目的の場合、廃プラスチック類及び汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの3品目で約7割を占めている。(図5-10参照)

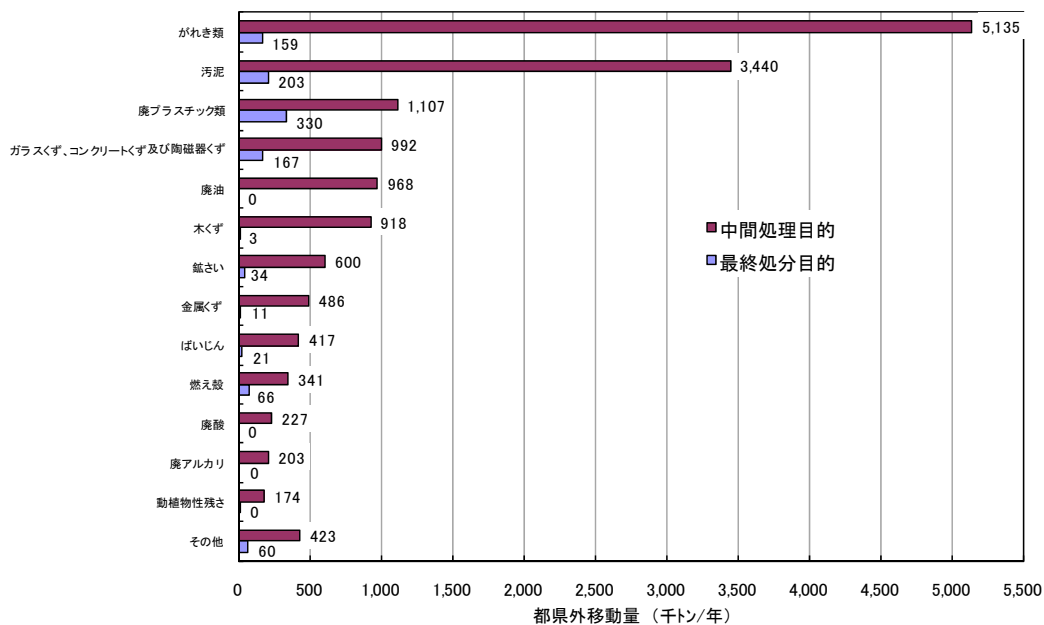


図5-10 関東ブロックにおける種類別の産業廃棄物の広域移動量 (平成20年度)

1都3県における産業廃棄物の都県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類及び汚泥の2品目で約6割を占めている。最終処分目的の場合、廃プラスチック類及びガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥の3品目で約7割を占めている。(図5-11参照)

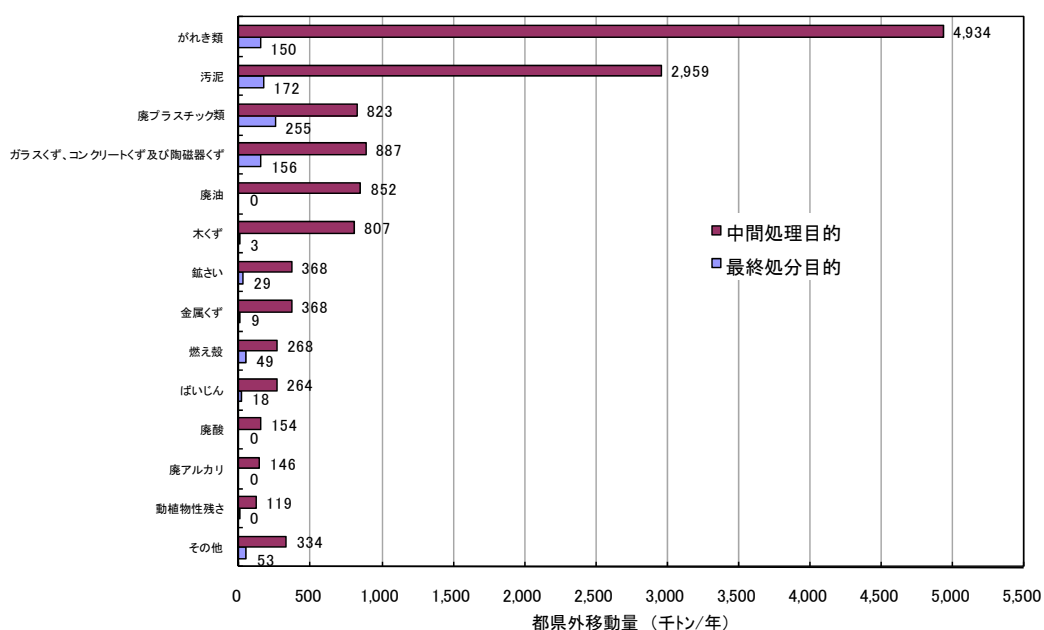


図5-11 1都3県における種類別の産業廃棄物の広域移動量 (平成20年度)

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される主な8種類の広域移動状況を見ると図 5-12～図 5-19 のとおりである。

(1) がれき類

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理されるがれき類は、中間処理目的量が 513.5 万トン、最終処分目的量が 15.9 万トンとなっている。

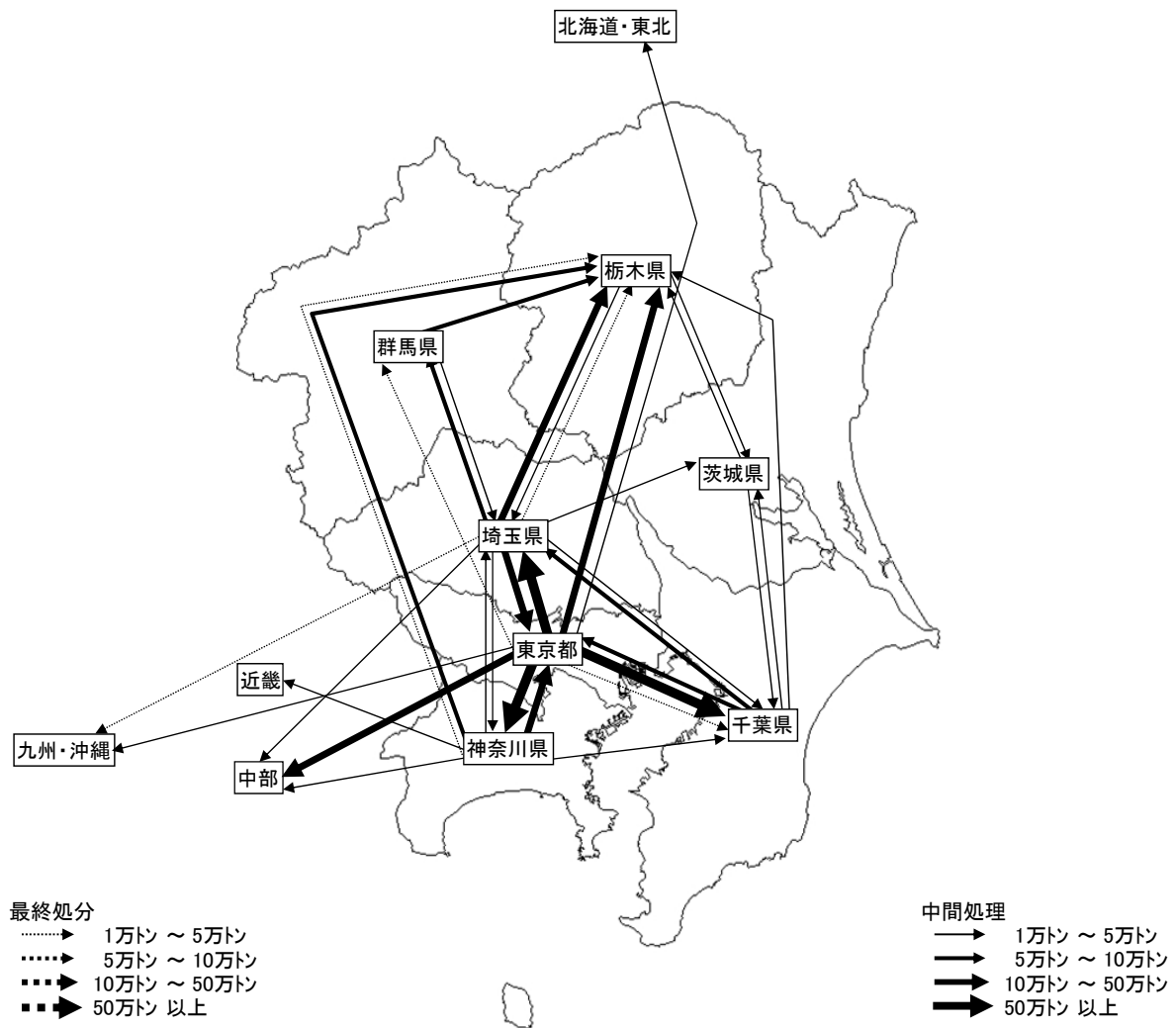


図 5-12 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（がれき類）

(2) 汚泥

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される汚泥は、中間処理目的量が 344.0 万トン、最終処分目的量が 20.3 万トンとなっている。

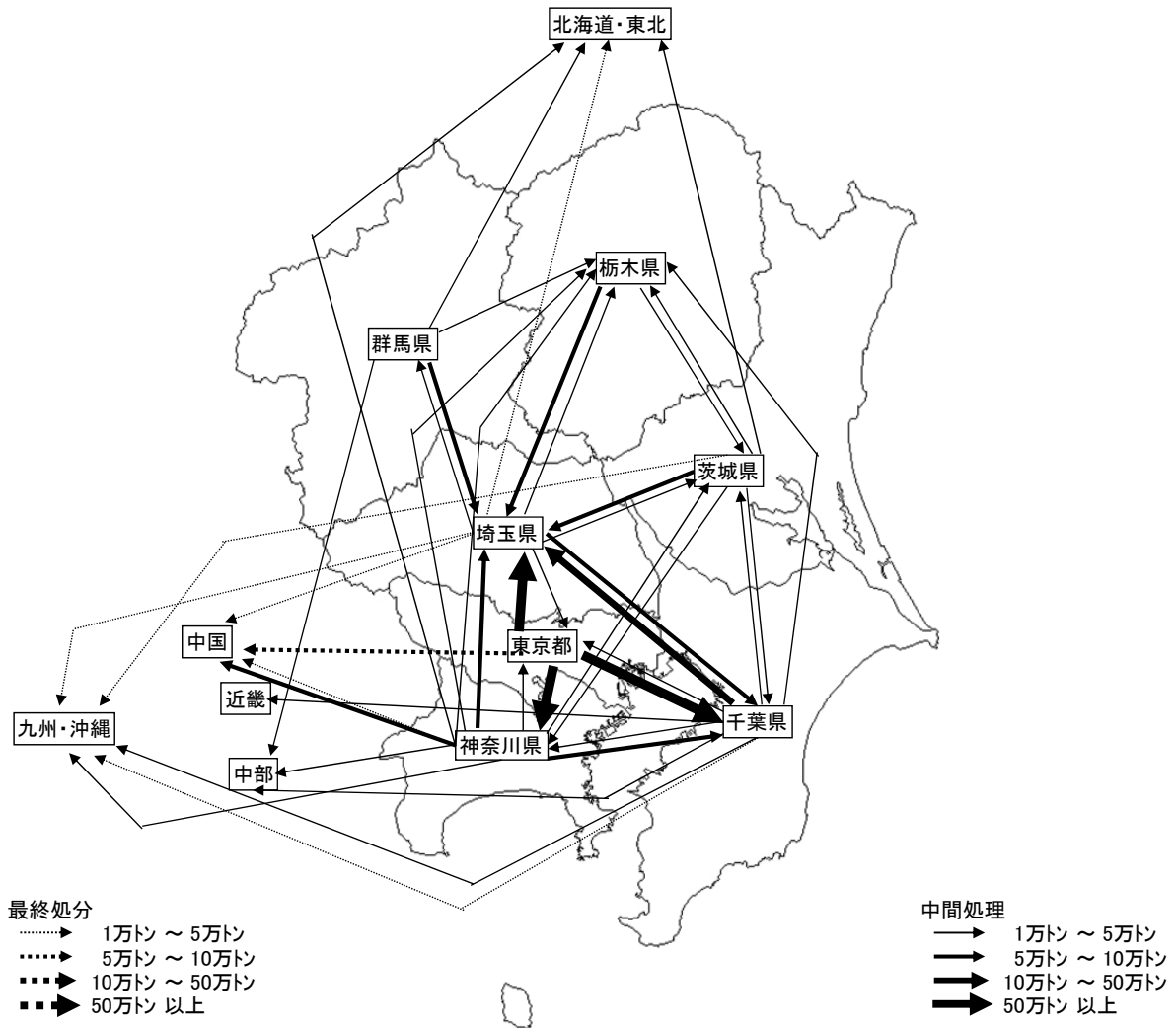


図 5-13 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（汚泥）

(3) 廃プラスチック類

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される廃プラスチック類は、中間処理目的量が 110.7 万トン、最終処分目的量が 33.0 万トンとなっている。

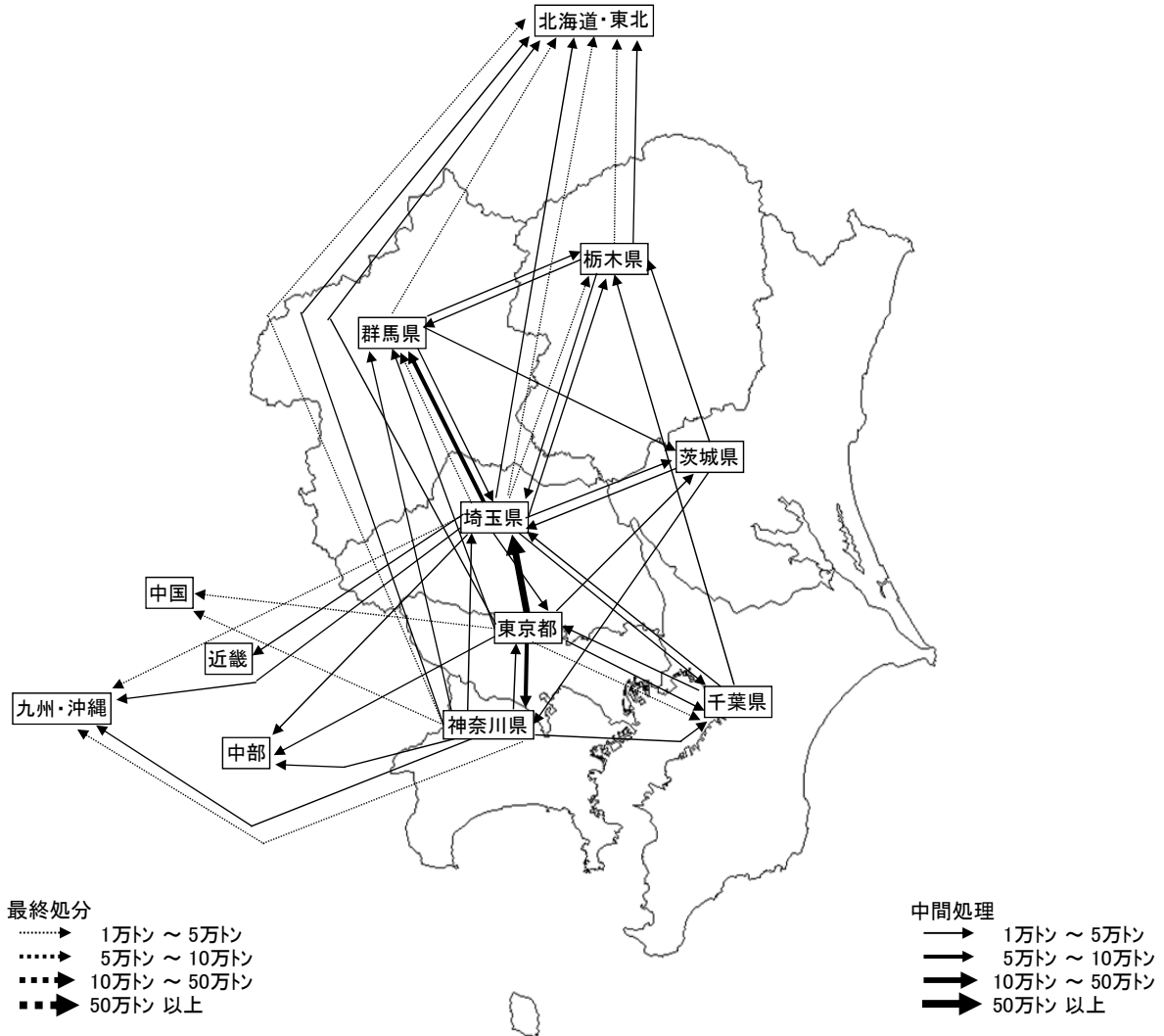


図 5-14 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃プラスチック類）

(4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理されるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、中間処理目的量が 99.2 万トン、最終処分目的量が 16.7 万トンとなっている。

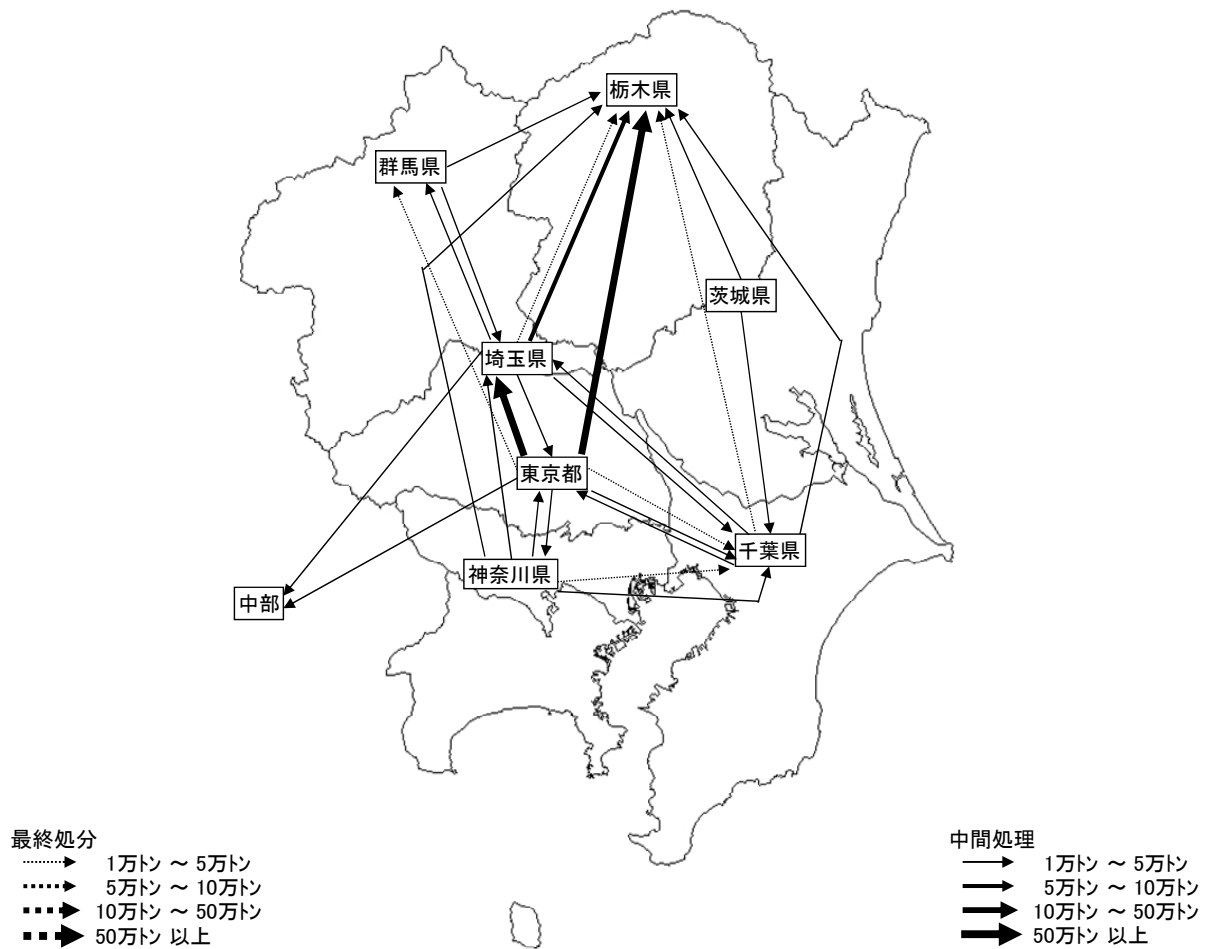


図 5-15 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

(5) 廃油

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される廃油は、中間処理目的量が 96.8 万トンとなっている。

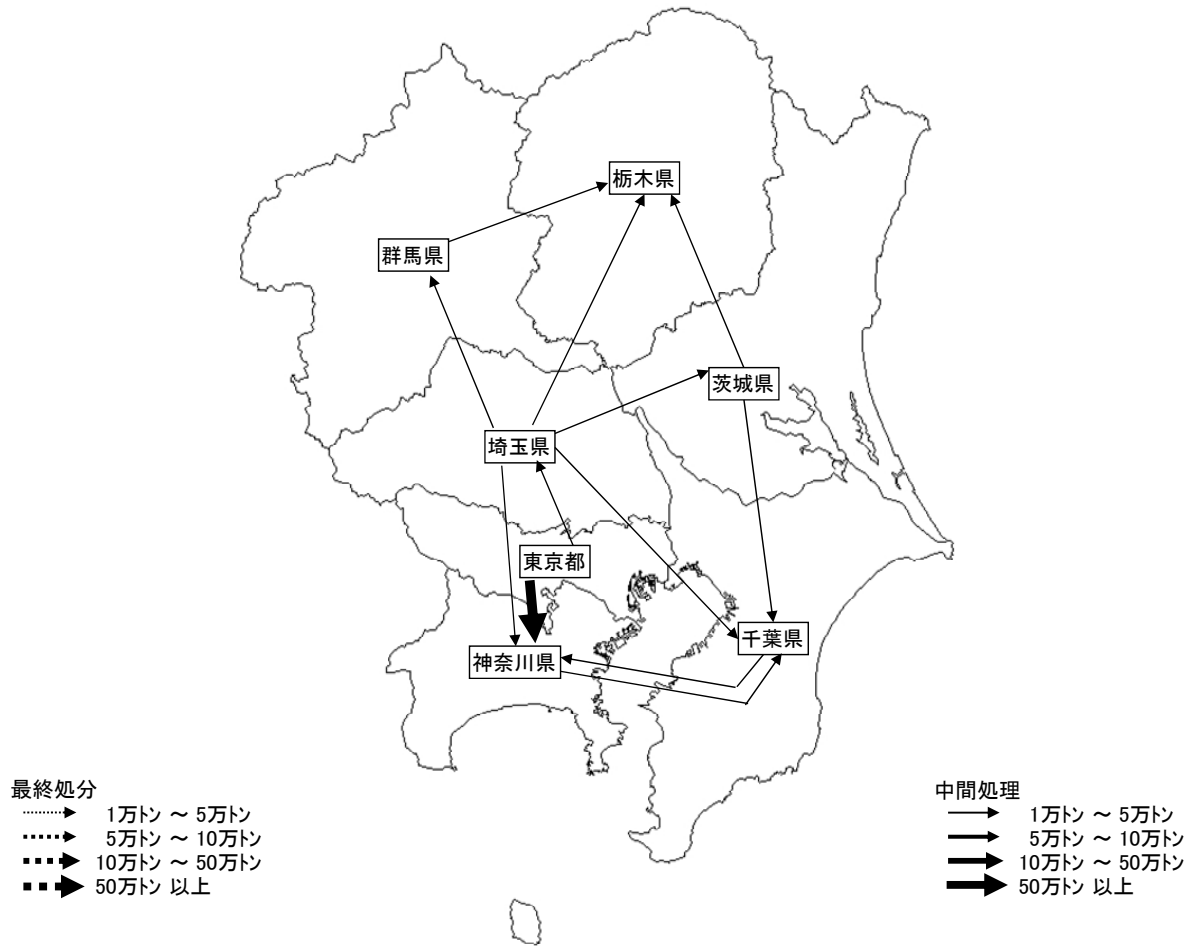


図 5-16 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃油）

(6) 木くず

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される木くずは、中間処理目的量が 91.8 万トン、最終処分目的量が 0.3 万トンとなっている。

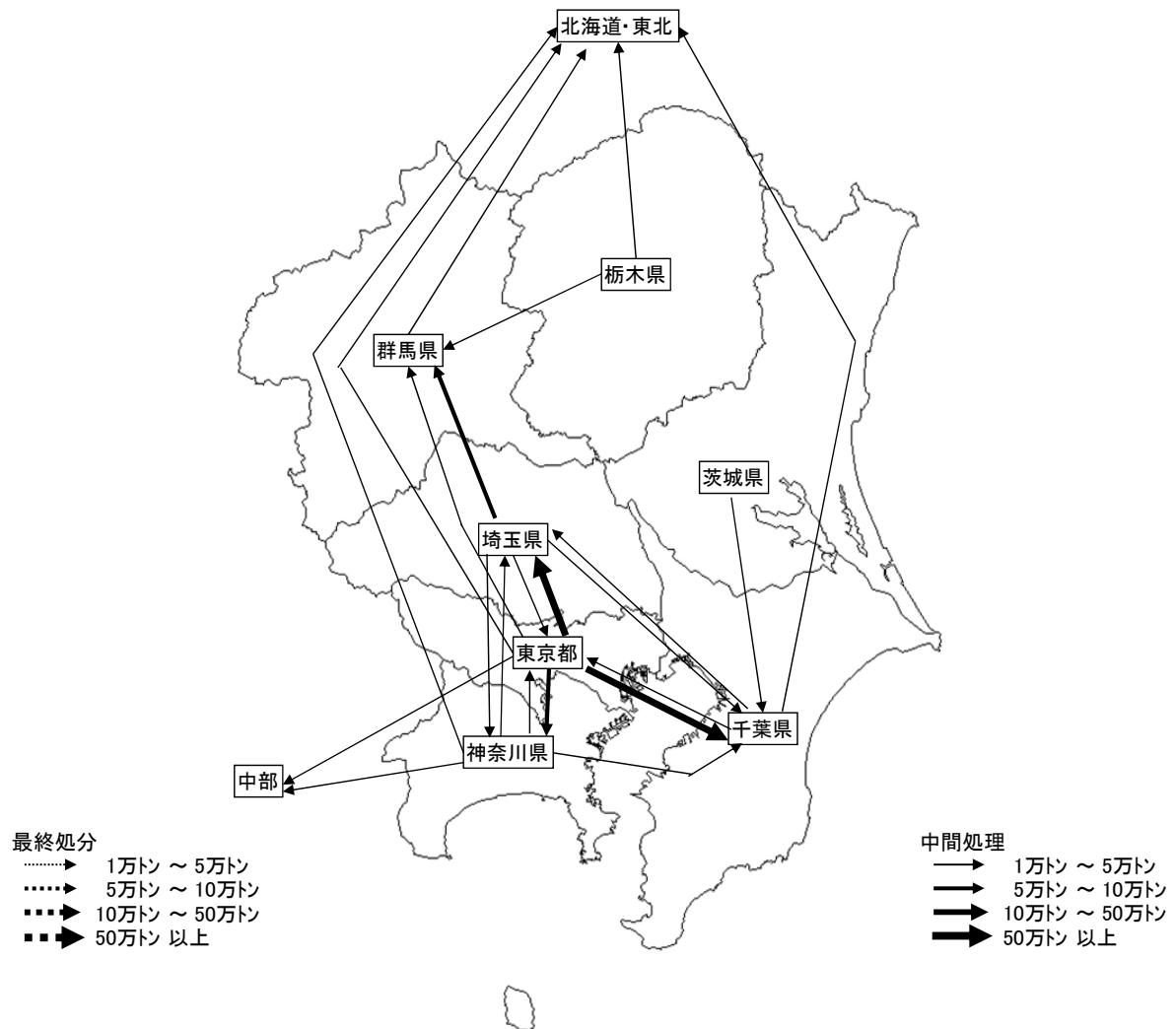


図 5-17 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（木くず）

(7) 鉱さい

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される鉱さいは、中間処理目的量が 60.0 万トン、最終処分目的量が 3.4 万トンとなっている。

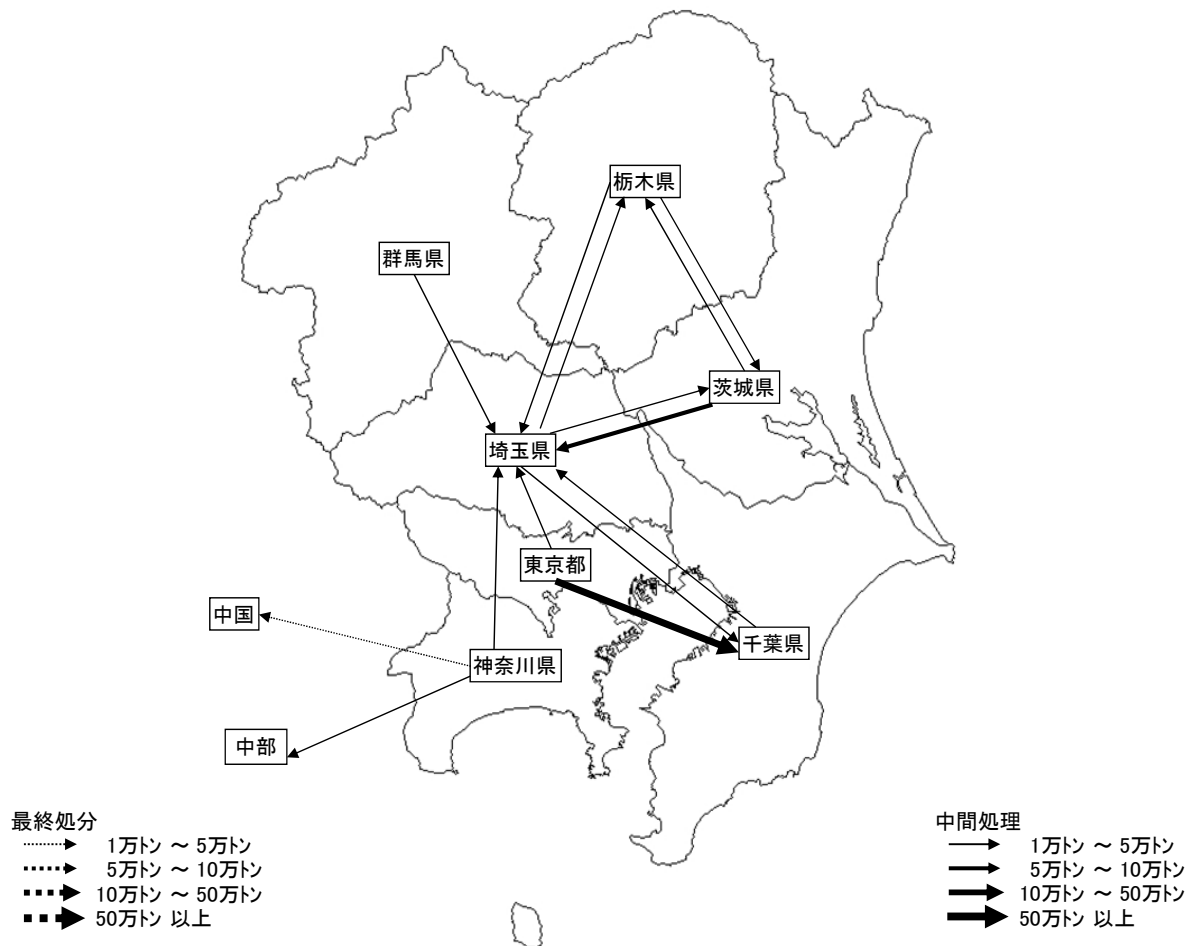


図 5-18 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（鉱さい）

(8) 金属くず

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される金属くずは、中間処理目的量が 48.6 万トン、最終処分目的量が 1.1 万トンとなっている。

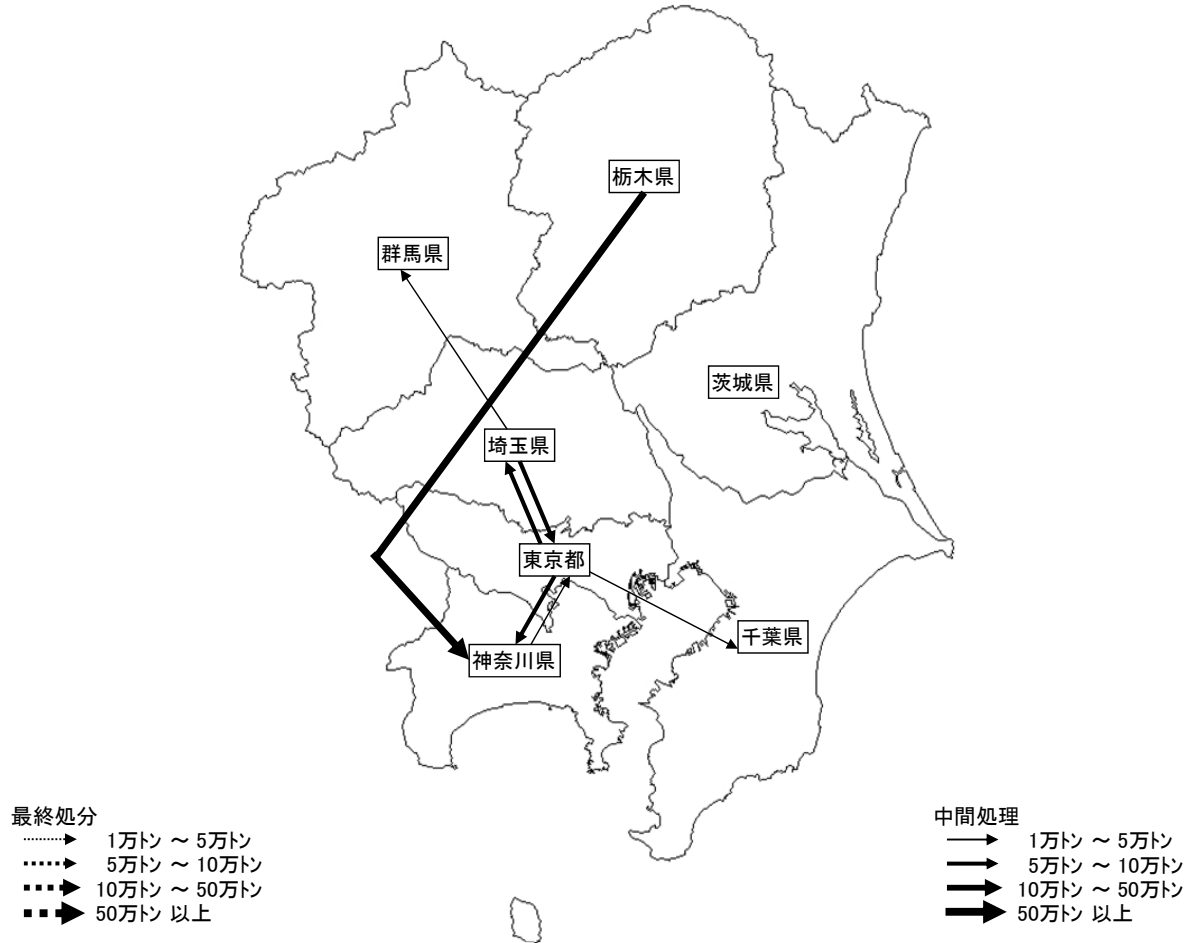


図 5-19 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（金属くず）

第2節 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動状況

1 広域移動状況

平成 20 年度に近畿ブロックで排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、2,575.4 万トンとなっており、このうち、26.9%に当たる 692.7 万トンが排出府県を越えて処理されている。692.7 万トンの広域移動量のうち、562.9 万トンが中間処理目的、129.8 万トンが最終処分目的で移動している。(図 5-20 参照)

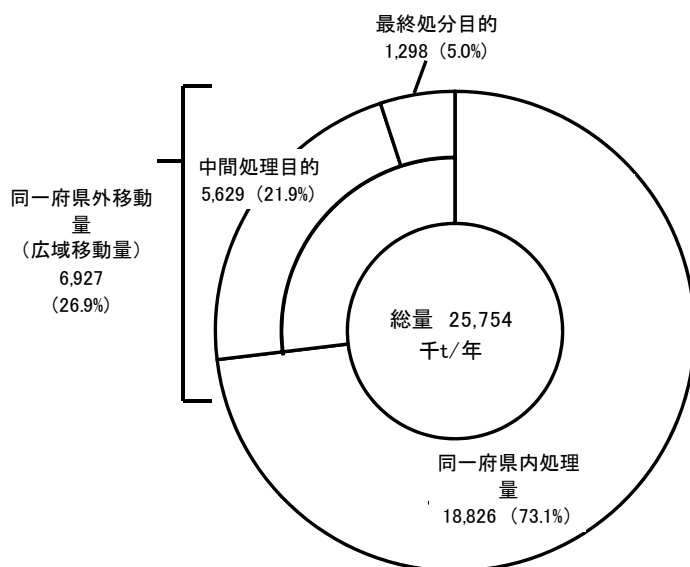


図 5-20 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動 (平成 20 年度)

府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が近畿ブロック全体の広域移動量の 36.8%で最も多く、次いで、兵庫県が 25.7%、以下、京都府が 14.3%、滋賀県が 9.2%となっている。(図 5-21 参照)

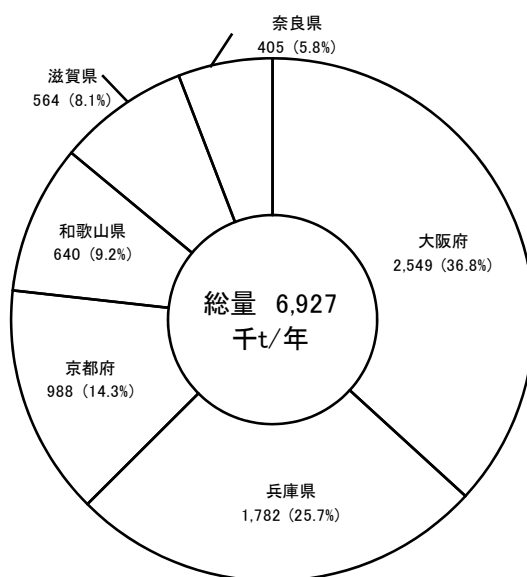


図 5-21 近畿ブロックにおける府県別の産業廃棄物の広域移動 (平成 20 年度)

中間処理目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が189.8万トンで最も多く、次いで、兵庫県が149.1万トン、以下、京都府が91.2万トン、滋賀県が53.2万トンとなっている。

また、最終処分目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が65.1万トンで最も多く、次いで、兵庫県が29.1万トン、以下、和歌山県が22.9万トン、京都府が7.6万トンとなっている。(図5-22参照)

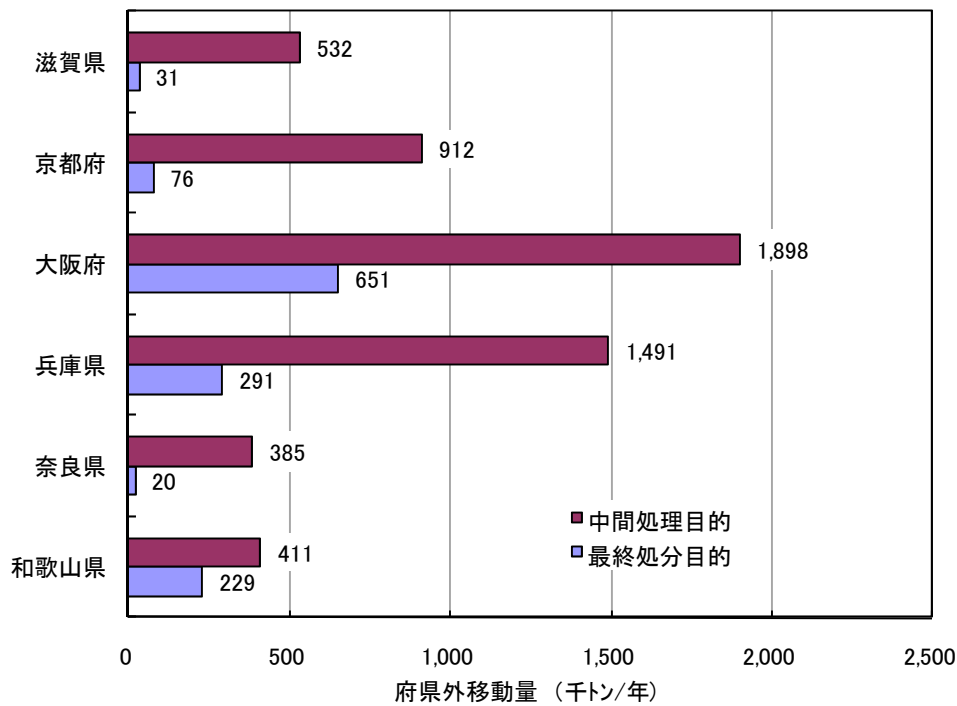


図5-22 近畿ブロックにおける府県別・移動目的別の産業廃棄物の広域移動(平成20年度)

2 府県外最終処分状況

中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量について、処理後の最終処分量を推定し、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量と合計した結果は、表 5-2、図 5-23 のとおりである。

- 1) 中間処理目的（図 4-14）で移動した産業廃棄物は、種類ごとに処理後の最終処分量^{※1}を算出し、更に、移動先の都道府県での中間処理後の最終処分先^{※2}を推定し、産業廃棄物を排出した府県と最終的に処分された都道府県を推定した。
- 2) 最終処分目的（図 4-15）で移動した産業廃棄物には、他の都道府県で排出したものが当該府県内の中間処理業者で処理された後、他の都道府県で処理される最終処分量が含まれている。このため、最終処分目的の府県間移動量を、当該府県で発生した移動と、中間処理目的で当該府県に搬入された後、処理後の他の都道府県へ移動する量に分けた^{※3}。
- 3) 1) と 2) の結果を合せて、近畿ブロックからの最終処分量に基づく、広域移動量とした。

※1～※3の計算式については、巻末参照

表 5-2 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

（単位：千t/年）

処分先地域	排出地域	計	排出地域					
			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
滋賀県		18		12	2	0	4	0
京都府		6	2		2	2	0	0
大阪府		25		4		7	0	14
兵庫県		1,327	25	47	857		14	385
奈良県		47	2	5	32	2		5
和歌山県								
ブロック内計		1,422	29	67	893	11	18	403
ブロック外計		332	6	13	91	211	3	9
北海道・東北		0		0				
関東		0			0	0		
中部		14	2	4	4	1	3	0
中国		146	3	5	21	110	0	7
四国		3				3		
九州・沖縄		169	1	4	66	97		1

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

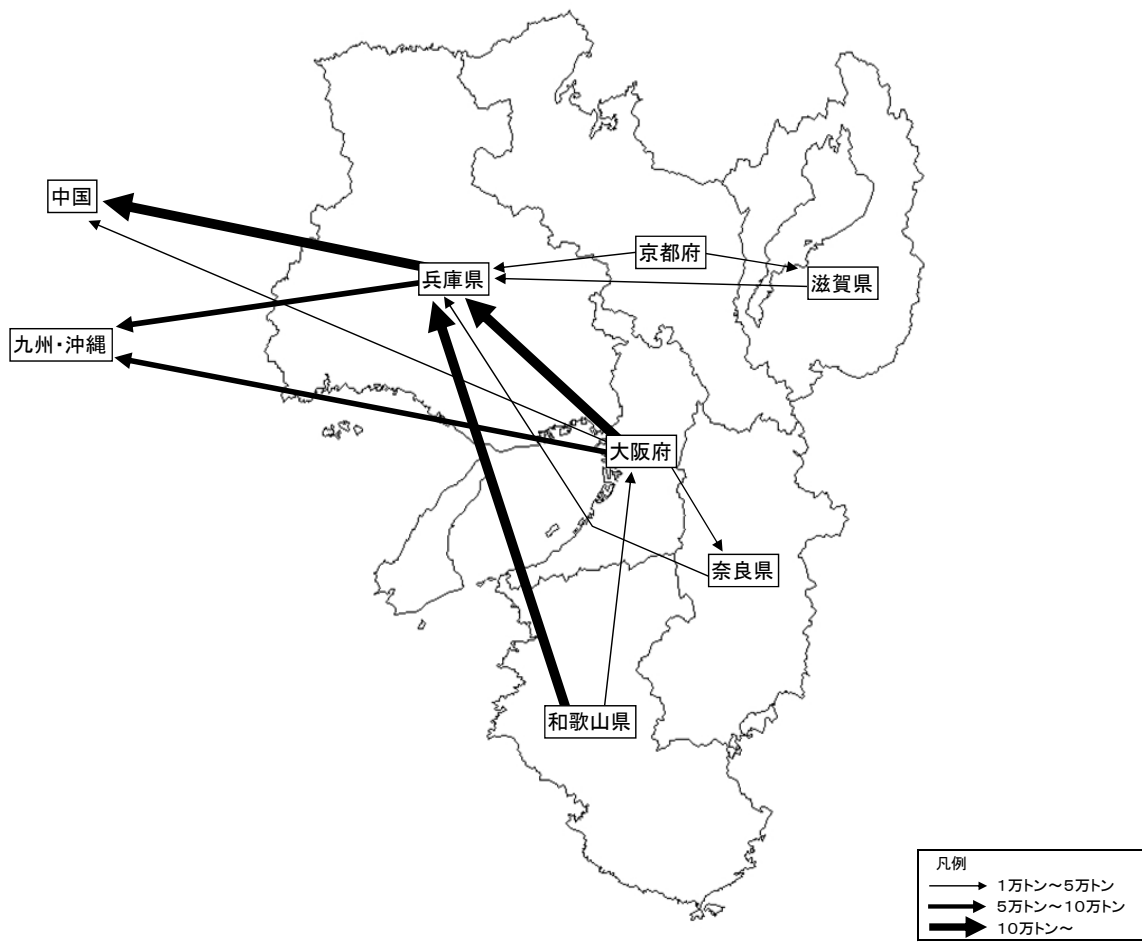
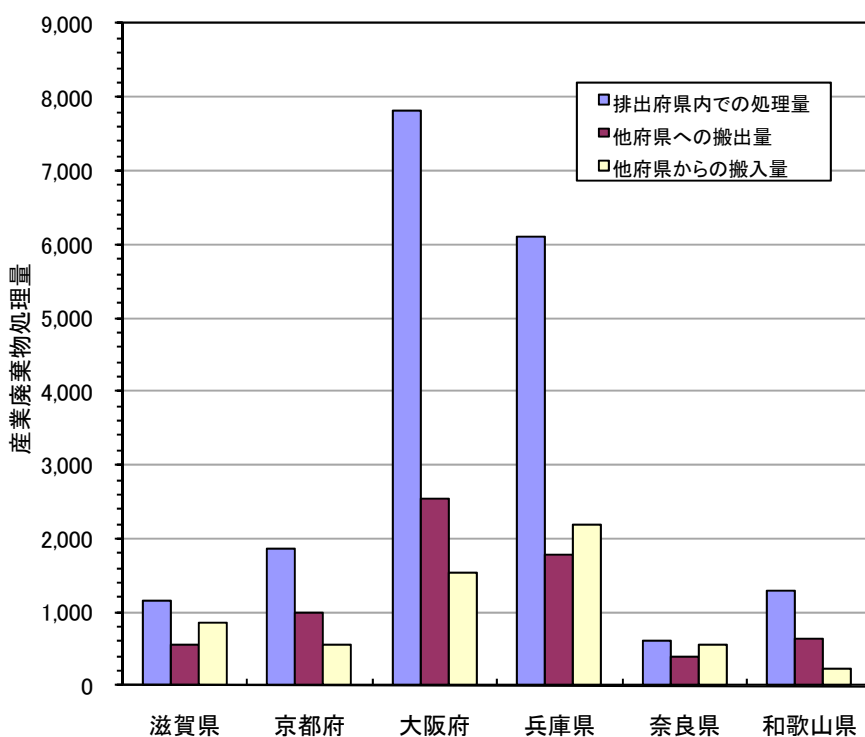


図 5-23 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

3 府県別の搬入・搬出状況

各都県の産業廃棄物処理業者の処理実績に基づく処理状況をみると、図 5-24 のとおりである。

- ①各府県とも排出府県内での処理量が最も多くなっている。
- ②兵庫県は搬入量が搬出量より多くなっており、滋賀県、奈良県も同じ傾向である。
- ③大阪府は搬出量が搬入量より多くなっており、京都府、和歌山県も同じ傾向である。
大阪府は、搬出量が搬入量の約 1.6 倍となっている。



(単位:千トン/年)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
排出府県内での処理量	1,157	1,853	7,808	6,103	618	1,287
他府県への搬出量	564	988	2,549	1,782	405	640
他府県からの搬入量	861	554	1,546	2,184	549	223

図 5-24 近畿ブロック内の排出府県内処理と排出府県外での処理の状況

4 種類別の移動状況

近畿ブロックにおける産業廃棄物の府県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類及び汚泥の2品目で約5割を占めている。最終処分目的の場合、汚泥及び鉱さい、廃プラスチック類の3品目で約7割を占めている。(図5-25参照)

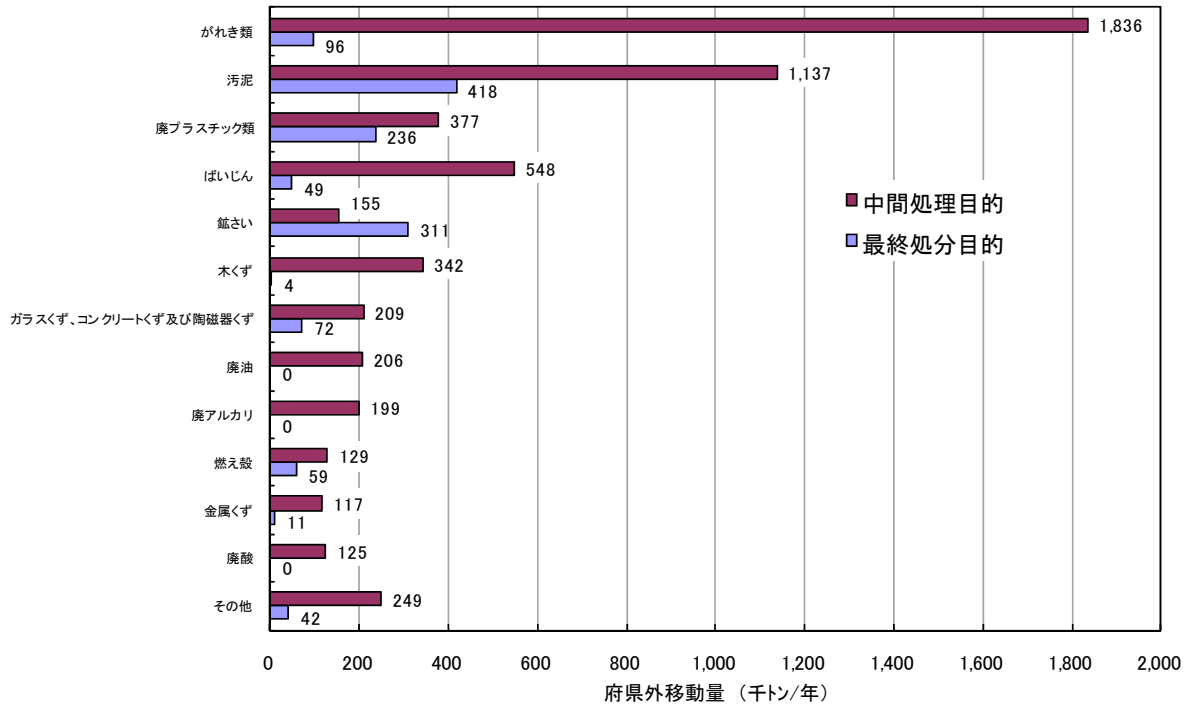


図5-25 近畿ブロックにおける種類別の産業廃棄物の広域移動（平成20年度）

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される主な 8 種類の広域移動状況をみると図 5-26～5-33 のとおりである。

(1) がれき類

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるがれき類は、中間処理目的量が 183.6 万トン、最終処分目的量が 9.6 万トンとなっている。

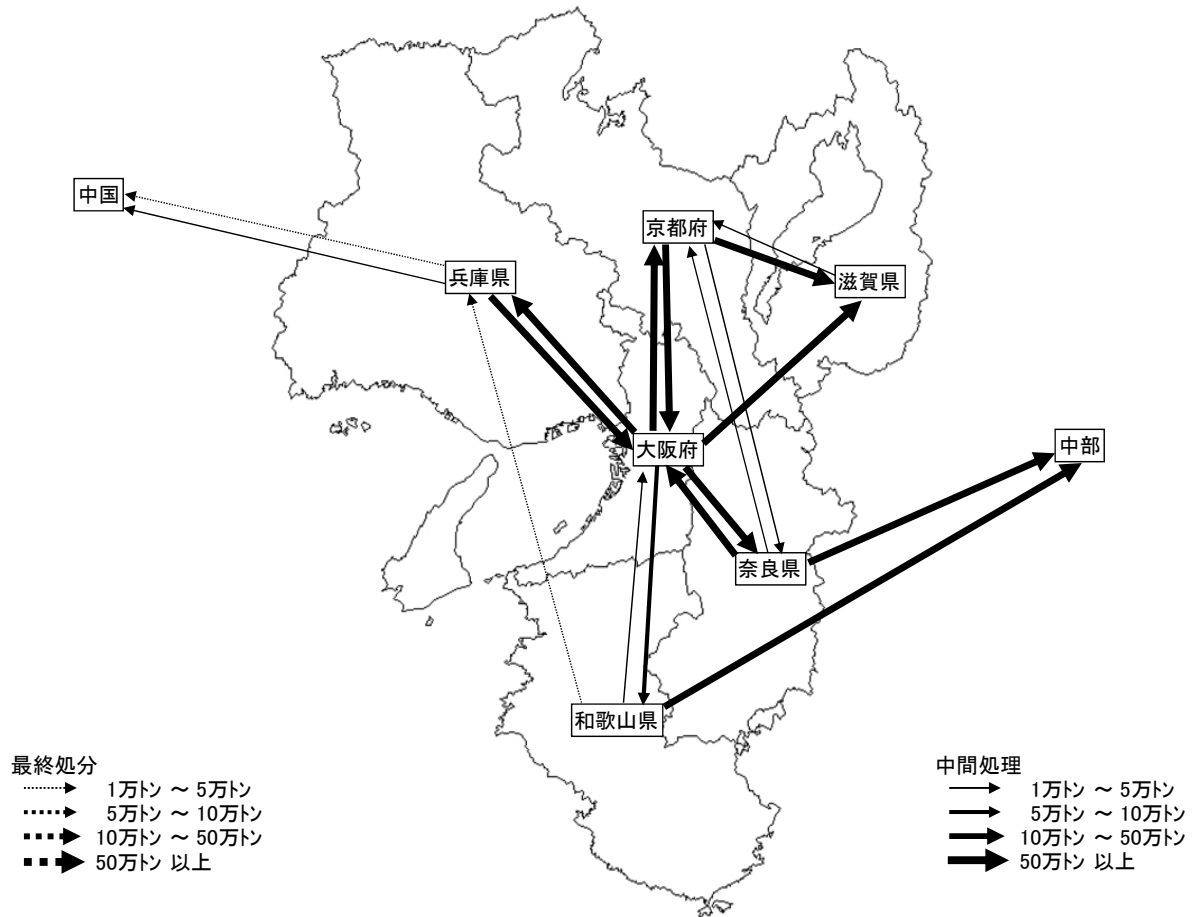


図 5-26 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（がれき類）

(2) 汚泥

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される汚泥は、中間処理目的量が113.7万トン、最終処分目的量が41.8万トンとなっている。

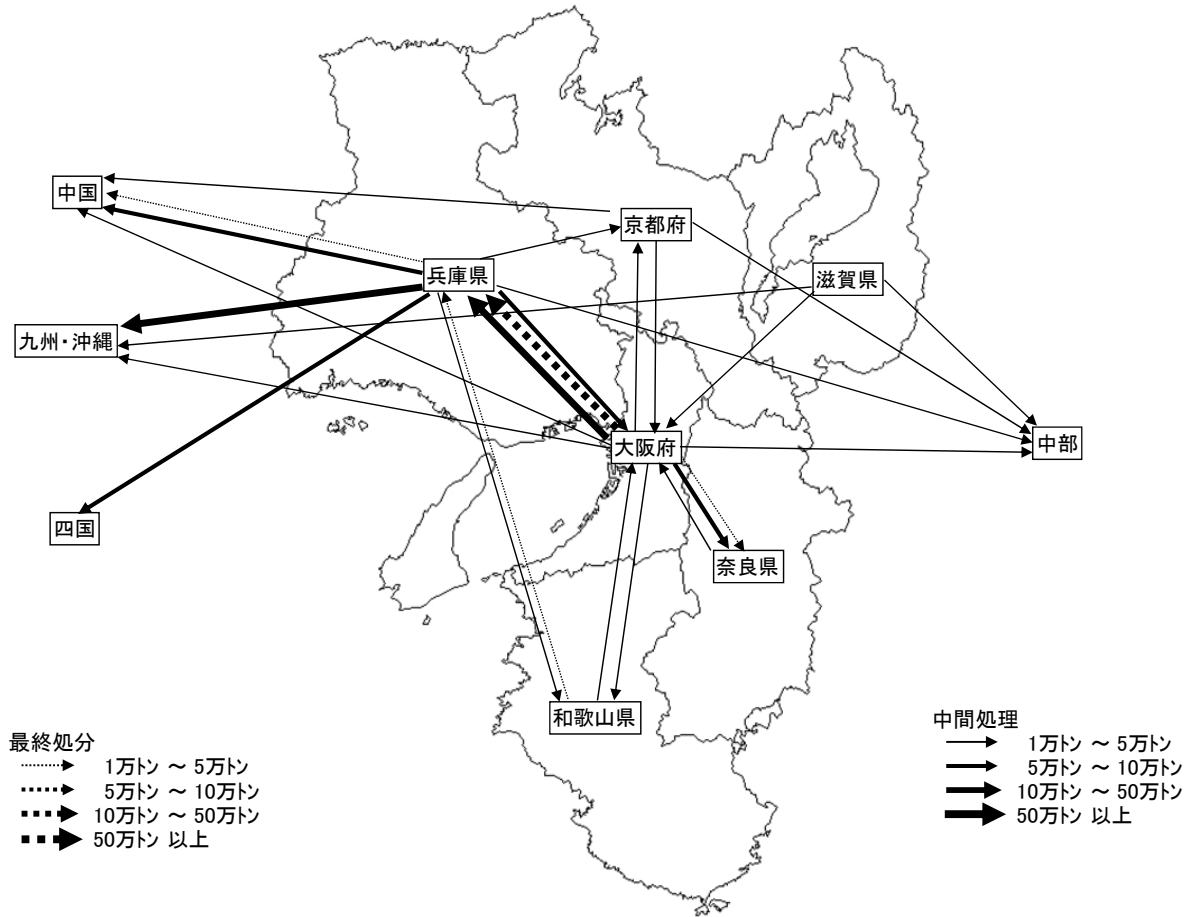


図 5-27 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（汚泥）

(3) 廃プラスチック類

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される廃プラスチック類は、中間処理目的量が 37.7 万トン、最終処分目的量が 23.6 万トンとなっている。

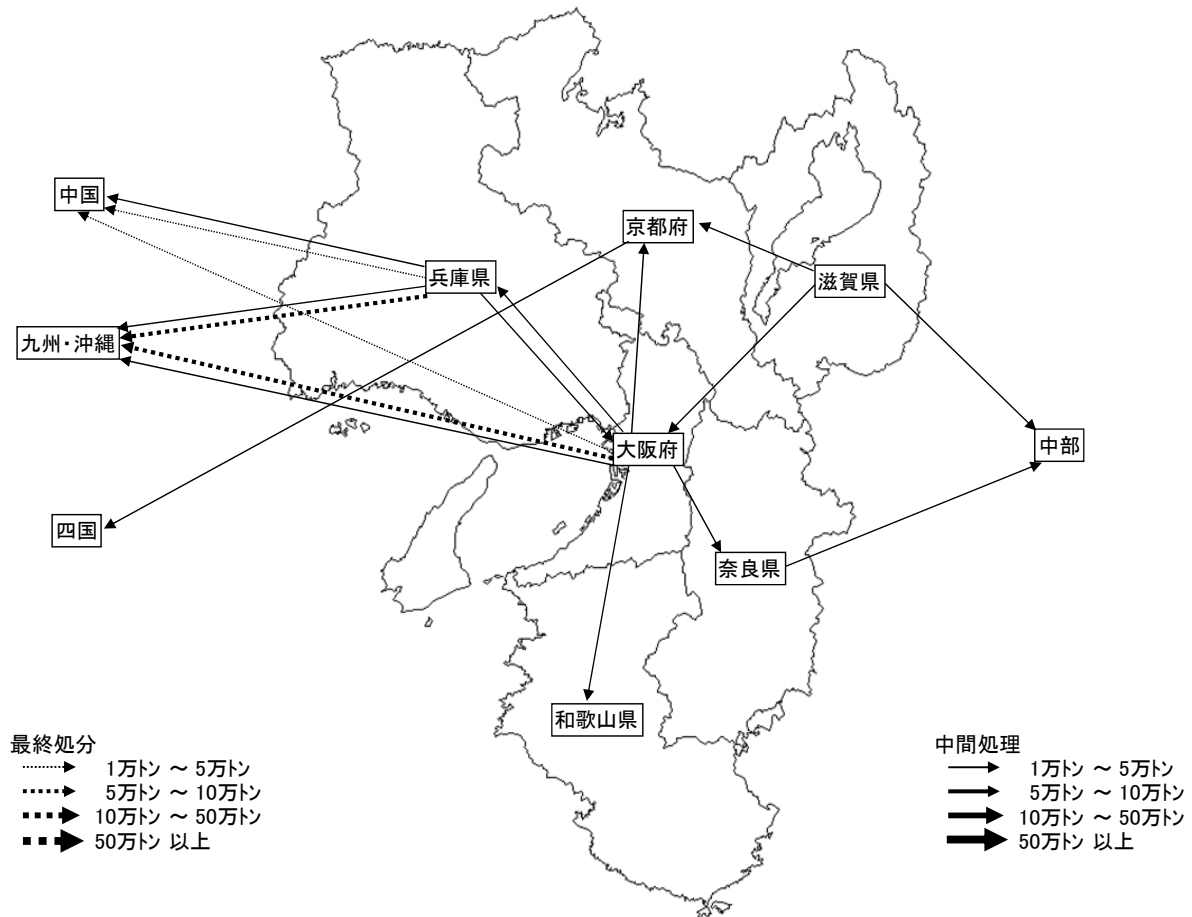


図 5-28 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃プラスチック類）

(4) ばいじん

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるばいじんは、中間処理目的量が 54.8 万トン、最終処分目的量が 4.9 万トンとなっている。

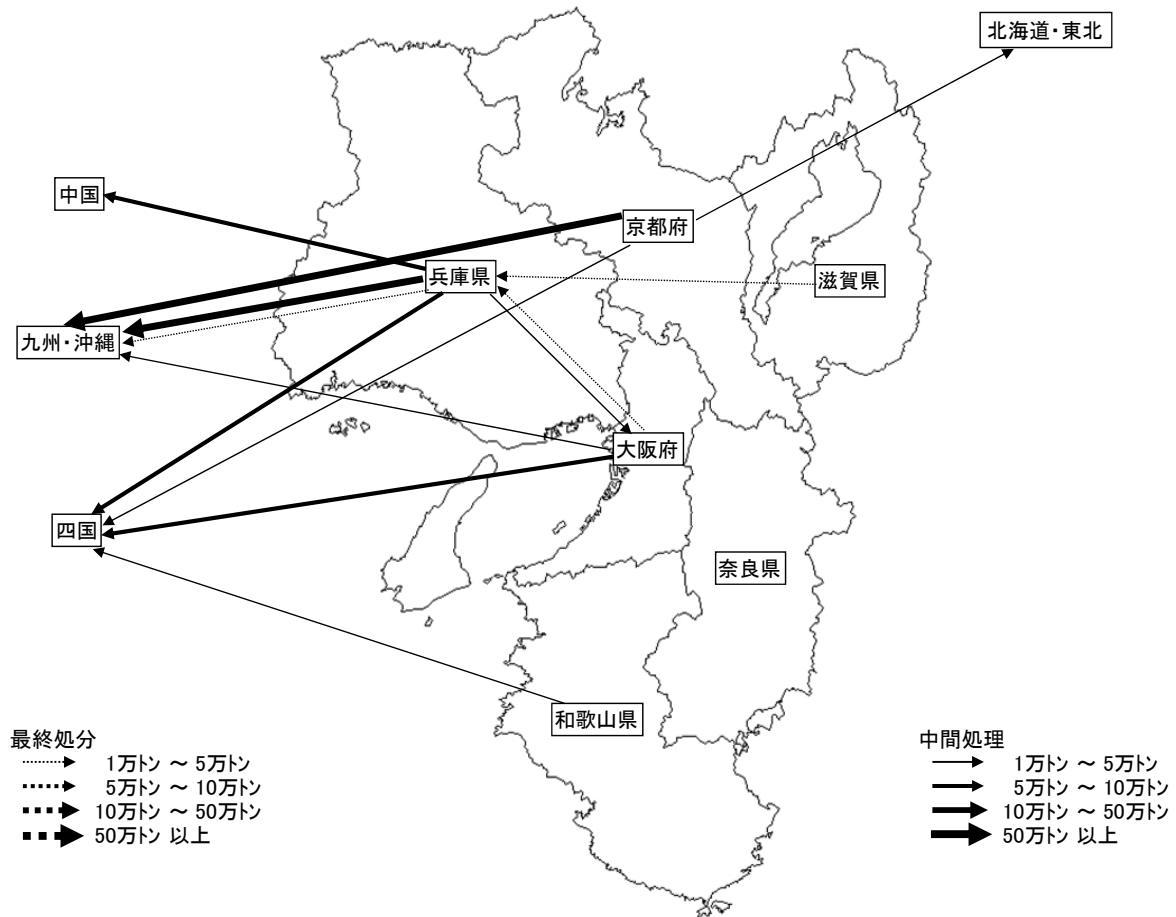


図 5-29 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量 (ばいじん)

(5) 鉱さい

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される鉱さいは、中間処理目的量が 15.5 万トン、最終処分目的量が 31.1 万トンとなっている。

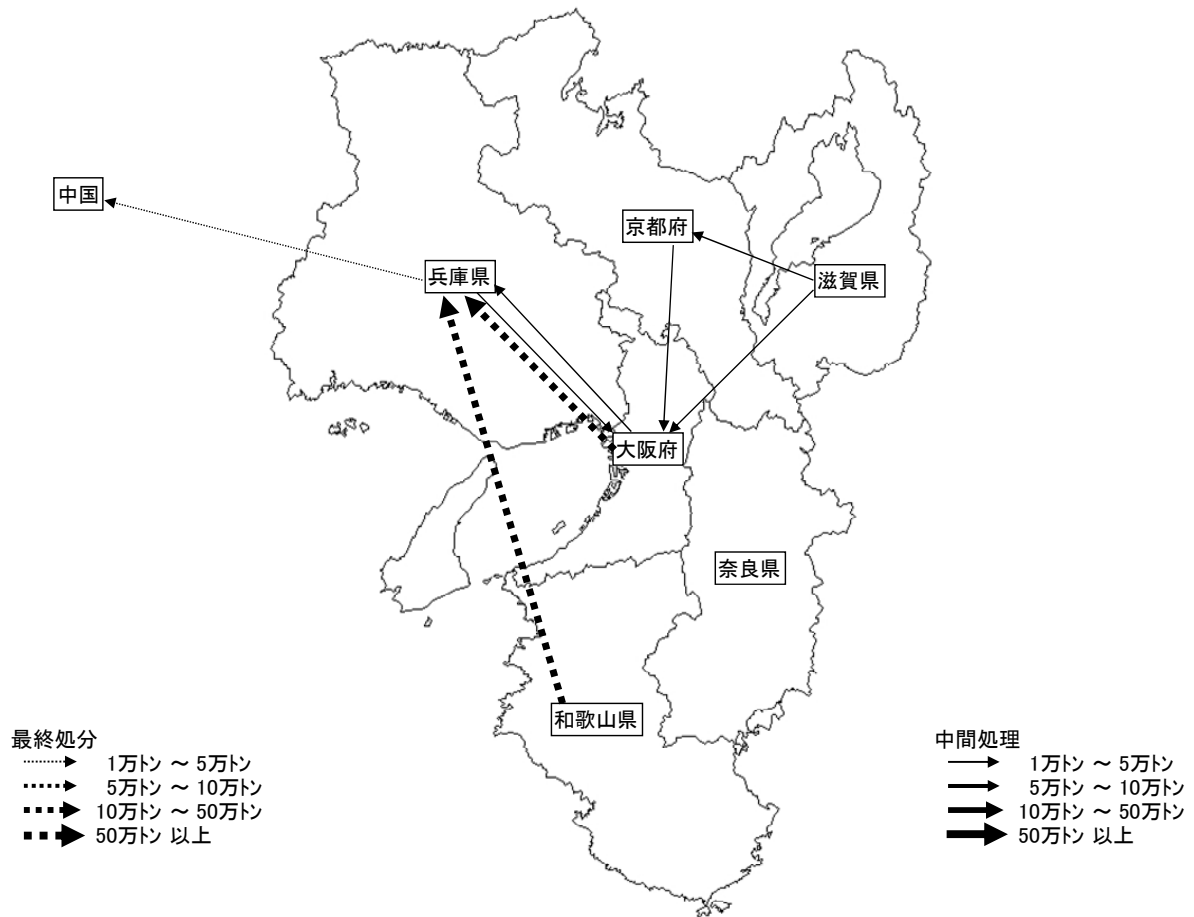


図 5-30 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（鉱さい）

(6) 木くず

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される木くずは、中間処理目的量が 34.2 万トン、最終処分目的量が 0.4 万トンとなっている。

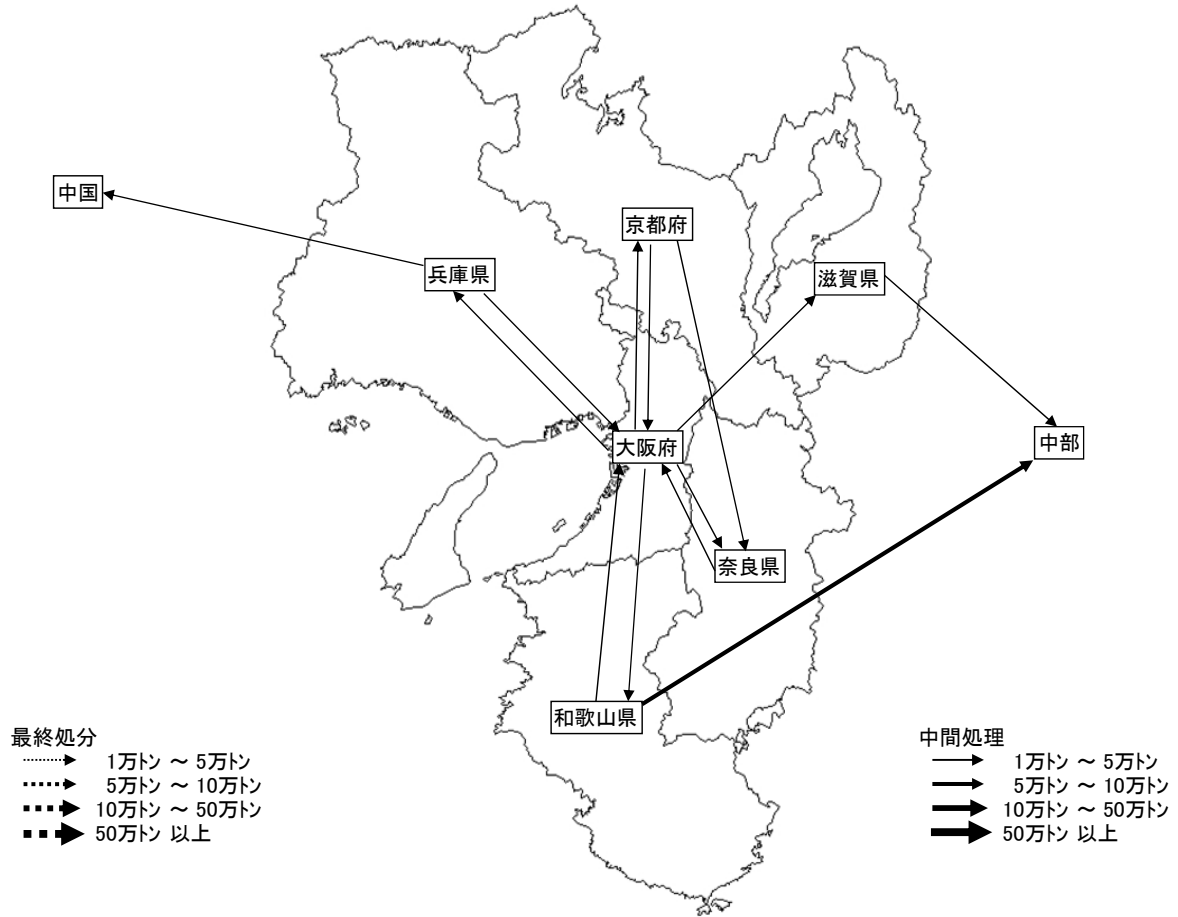


図 5-31 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（木くず）

(7) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、中間処理目的量が 20.9 万トン、最終処分目的量が 7.2 万トンとなっている。

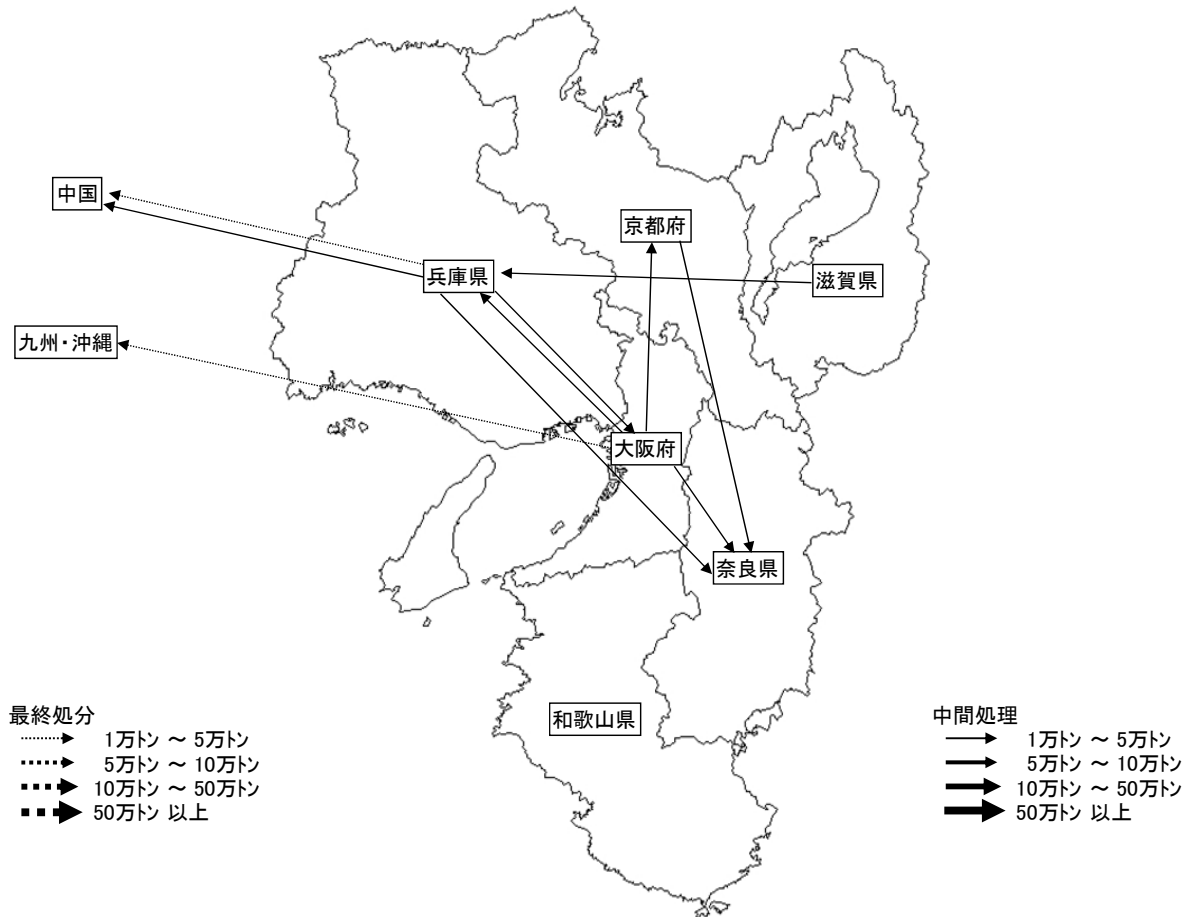


図 5-32 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

(8) 廃油

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される廃油は、中間処理目的量が 20.6 万トンとなっている。

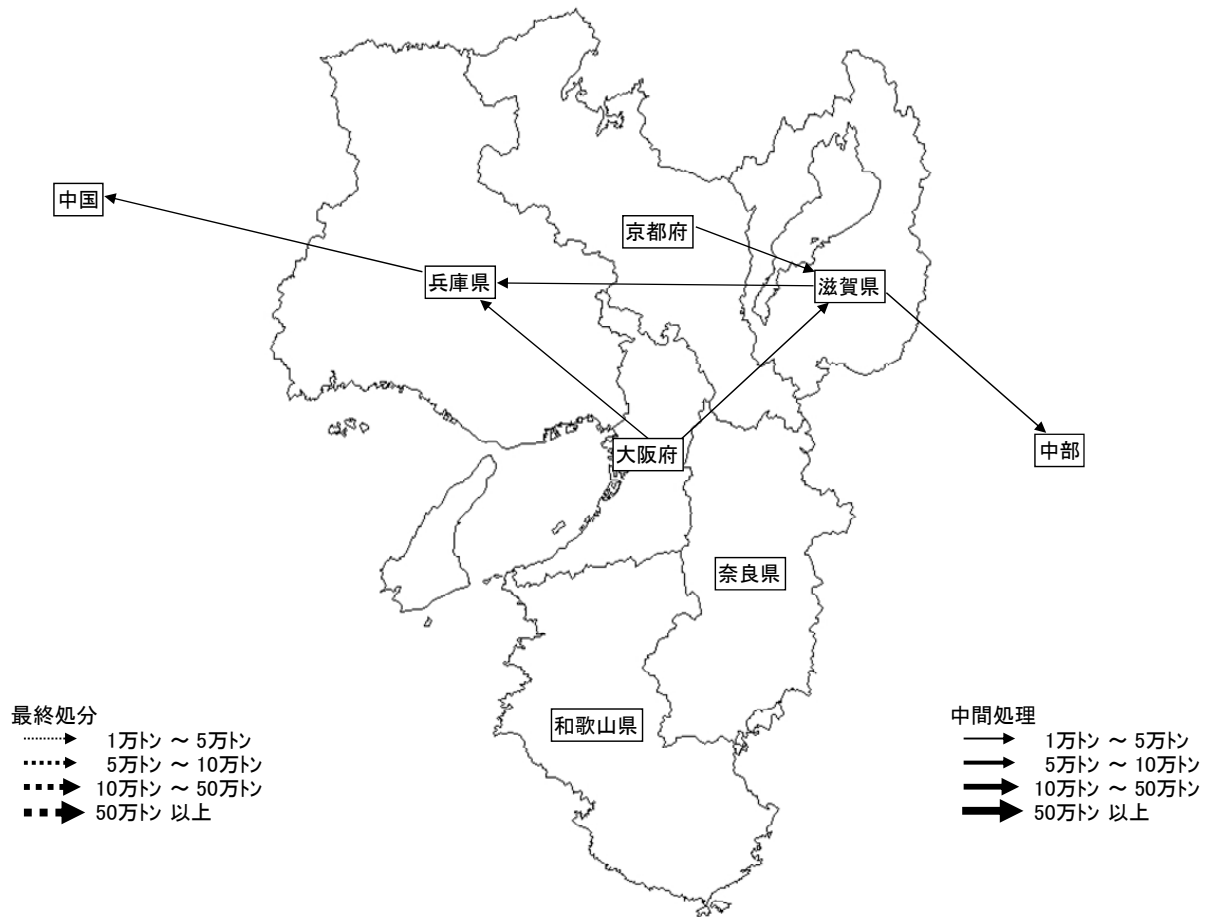


図 5-33 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃油）

第6章 産業廃棄物の広域移動量の推移

第1節 全国の広域移動量の推移

広域移動量は過去から増加傾向にある。中間処理目的では、セメント工場等の資源化施設に広域で搬入される量が増加していると推測される。最終処分目的は増加傾向にあったが、平成20年度は前年度より減少となった。日本全体の最終処分量は減少しているが、最終処分場の施設数の減少や最終処分量減少による業者間の競争激化などが影響するため、最終処分目的の広域移動量は単純には減少はしないと推測される。

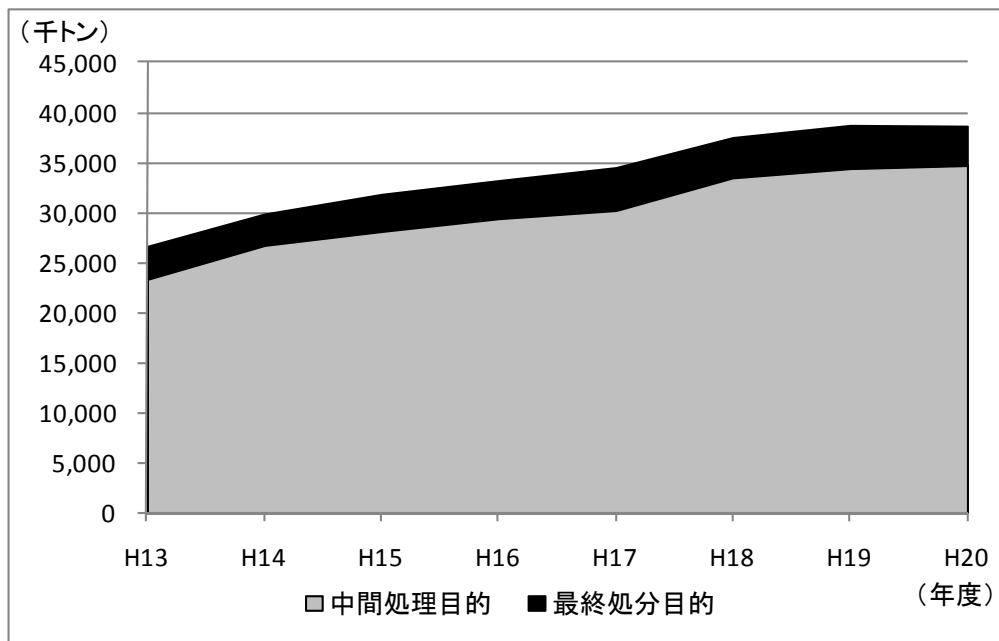


図 6-1 全国の広域移動量の推移

表 6-1 全国の広域移動量の推移

(単位:千トン)

	中間処理目的	最終処分目的	総量
平成13年度	23,400	3,292	26,692
平成14年度	26,780	3,141	29,921
平成15年度	28,175	3,709	31,885
平成16年度	29,450	3,793	33,243
平成17年度	30,266	4,280	34,546
平成18年度	33,528	4,018	37,547
平成19年度	34,453	4,298	38,751
平成20年度	34,748	3,925	38,673

※平成13年度の最終処分目的には、大阪湾フェニックスでの埋立量も含む

第2節 都道府県別の広域移動量の推移

都道府県別の広域移動量（県外からの搬入量）について図6-2に整理した。増減の大きい都道府県は、調査票に回答された数値の精度に問題があった可能性も考えられる。

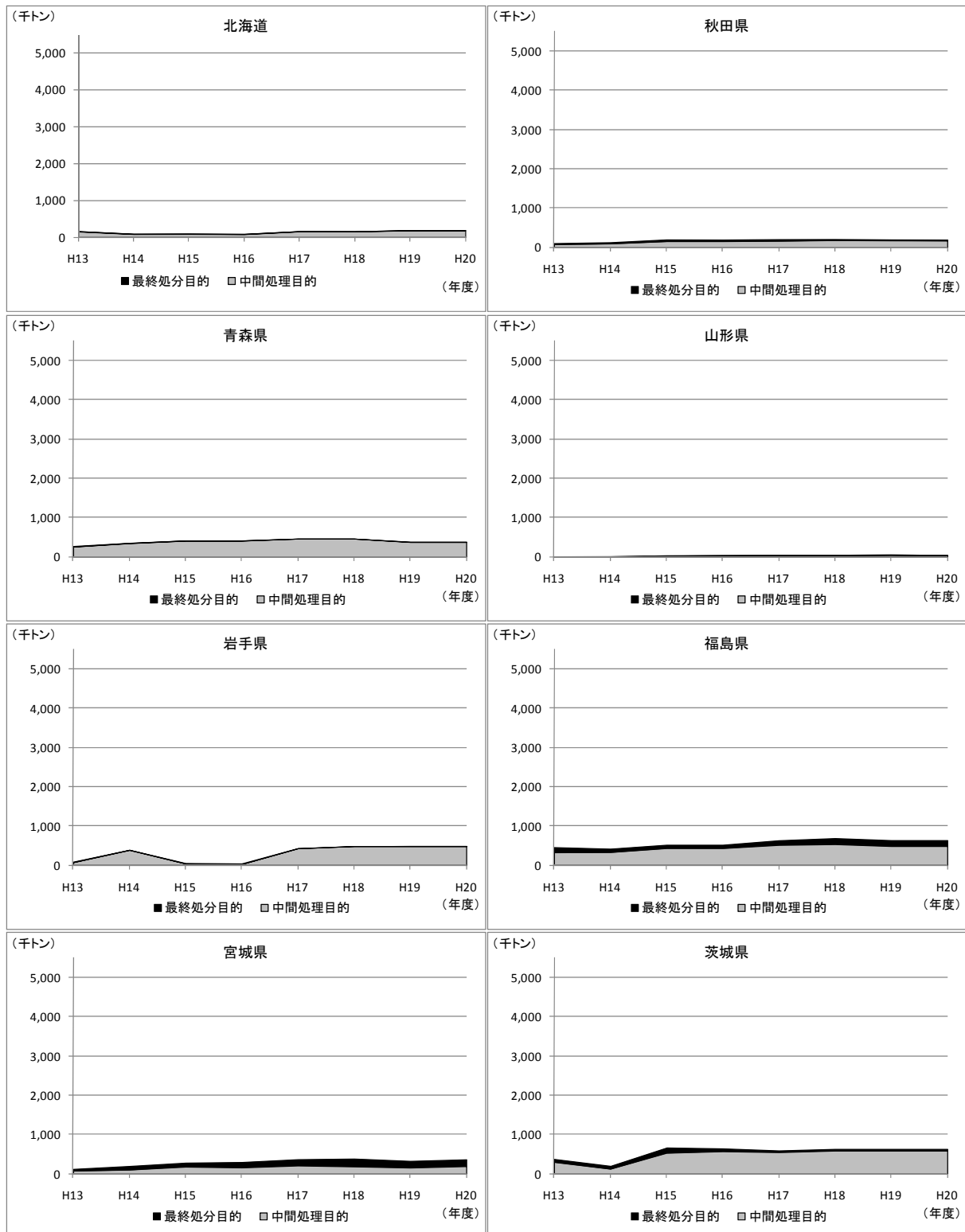


図6-2 都道府県別の広域移動量の推移（その1）

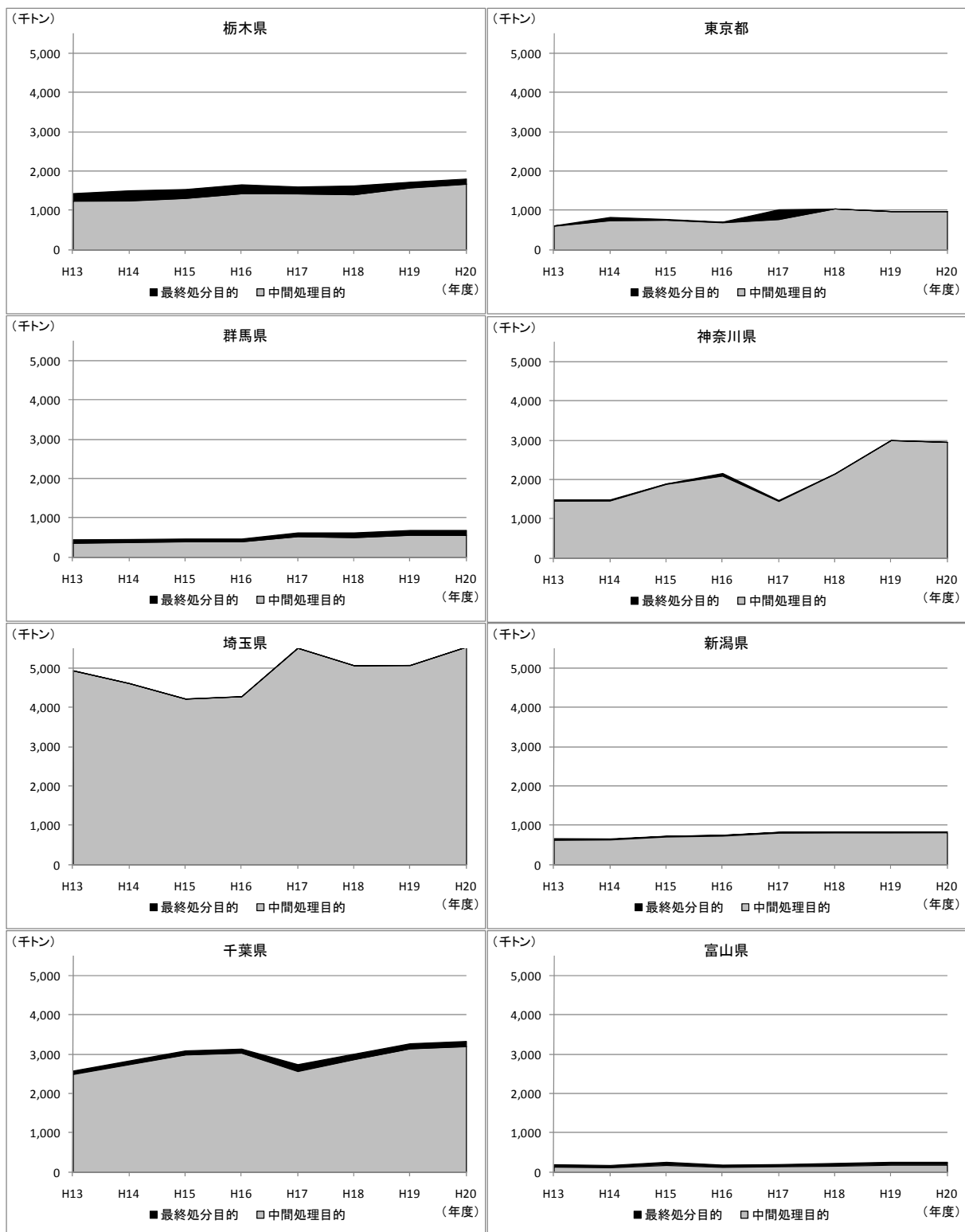


図 6-2 都道府県別の広域移動量の推移 (その 2)

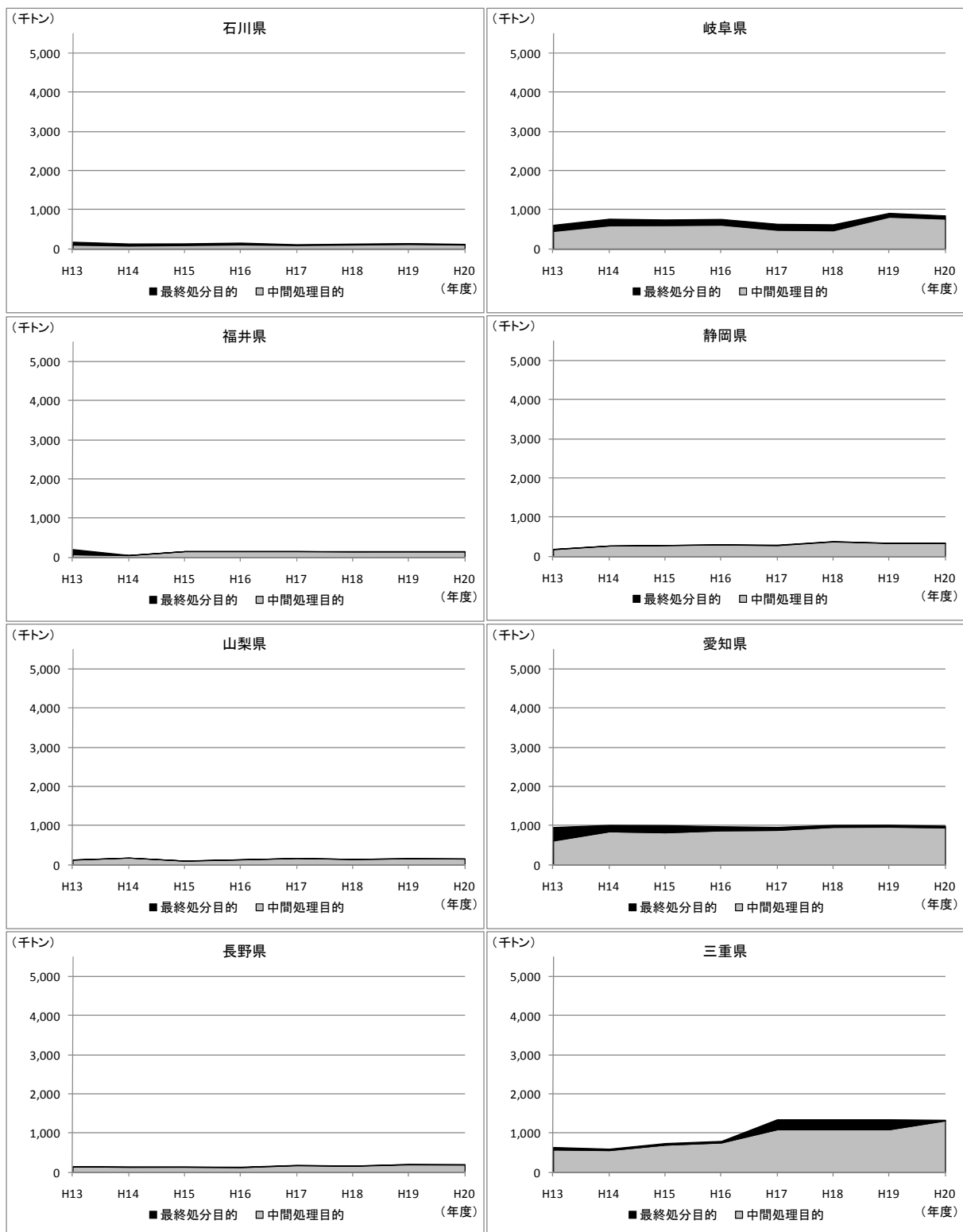


図 6-2 都道府県別の広域移動量の推移 (その 3)

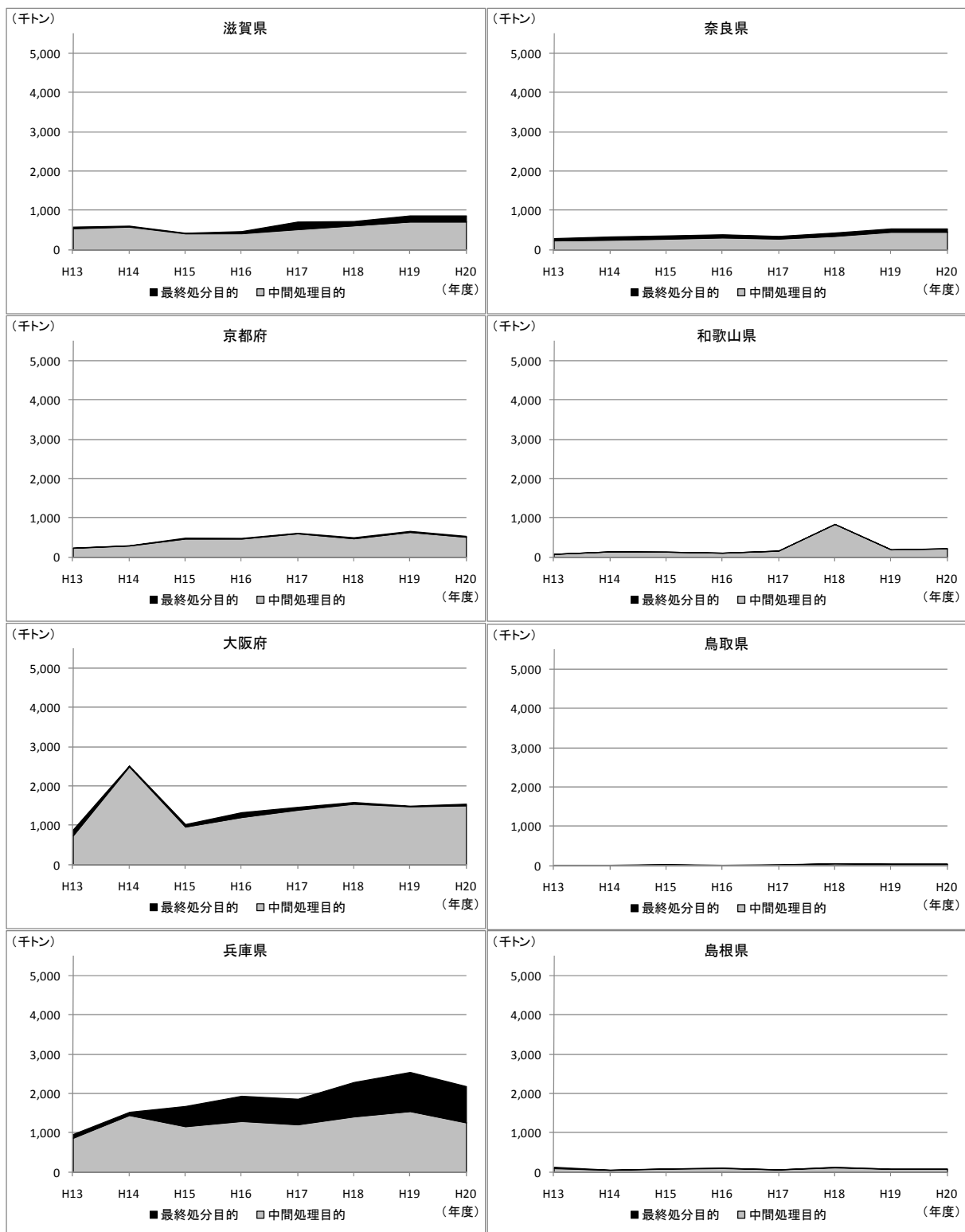


図 6-2 都道府県別の広域移動量の推移 (その 4)

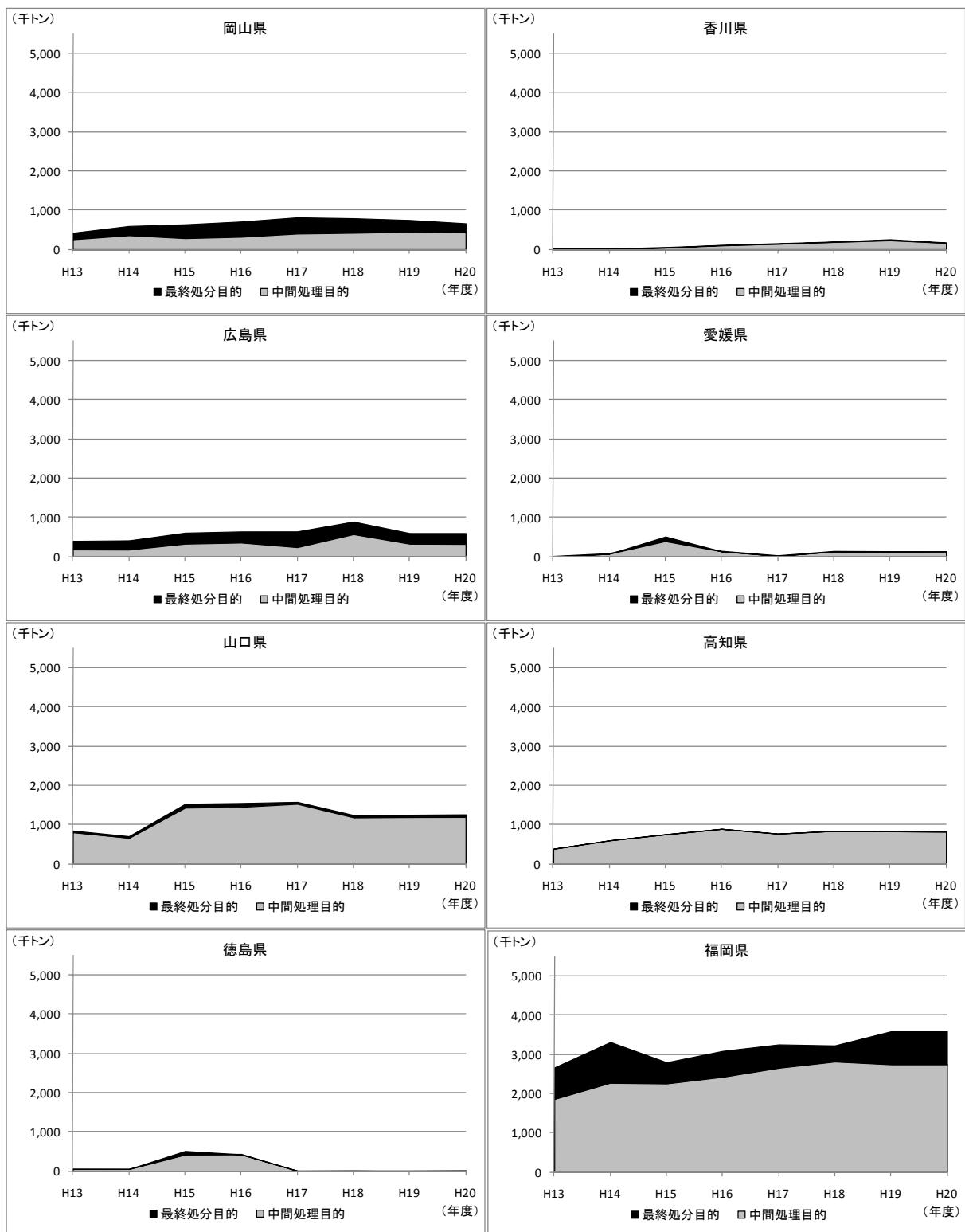


図 6-2 都道府県別の広域移動量の推移 (その 5)

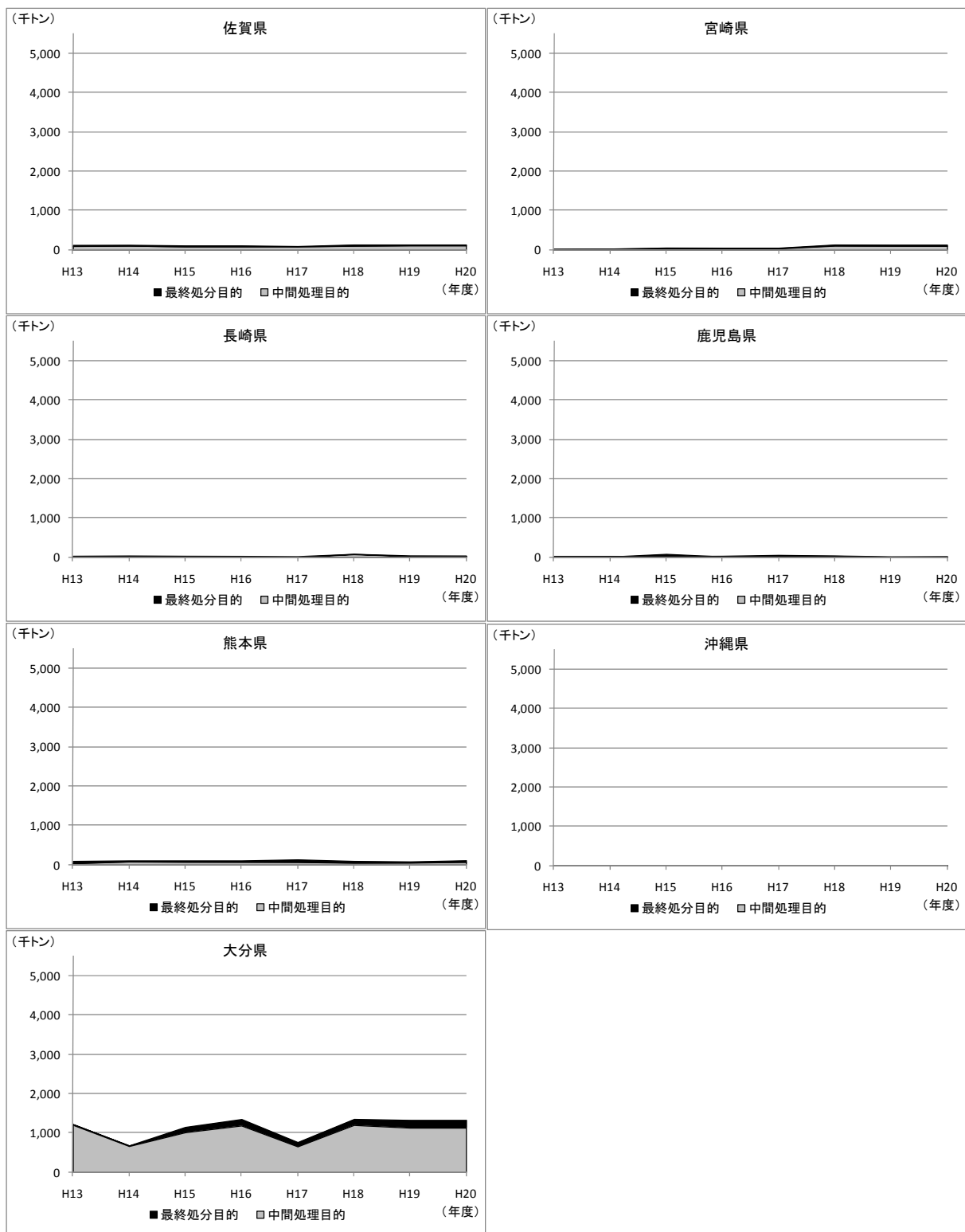


図 6-2 都道府県別の広域移動量の推移 (その 6)

第3節 広域移動量調査の課題と精度向上

都道府県等から回答のあった広域移動量は、産業廃棄物処分業者が都道府県等に提出する実績報告書を集計したものである。電子化等により提出される実績報告書の精度は上がりつつあるが、単位や桁が間違えて記入される場合もあり、集計する際に都道府県等でエラーチェックを行う必要がある。エラーチェックの程度により都道府県等が集計する数値の精度はばらつきがあると思われる。

1 都道府県等で必要と思われる確認作業

1) 前年度実績との比較

処分業者から提出される実績報告書は単位や桁が間違えて記入される場合がある。前年度実績等の過去データと処分業者ごとに比較をして、報告値に大きな変動がないかをチェックする。

2) 施設能力との比較

報告された実績値と中間処理施設の能力をチェックし、施設能力を超える実績値が報告されていないか確認する。

3) 産業廃棄物種類での確認

産業廃棄物は種類により、長距離輸送されるもの、されないものがある。例えば燃え殻やばいじんは、セメント原材料や山本還元処理のために遠方まで運搬されるが、がれき類は、どの都道府県でも中間処理施設の処理能力が十分にあるため、隣接する都道府県に運搬されることはあっても、中間処理目的で遠方まで運搬されることは少ない。

2 国で必要と思われる確認作業

都道府県等は、産業廃棄物の処理量や広域移動量について、それぞれ独自の様式で集計している。そのため、都道府県等が本調査の調査票様式に集計する際に誤りが発生することもある。

そこで、都道府県の回答を前年度実績等の過去データと比較して、大きな変動がないかをチェックする。チェックには、図 6-2 を利用することができる。

また、政令市のある都道府県では、産業廃棄物に関する事務が政令市に移譲されているため、同一県内であっても広域移動量として回答される場合があり、注意が必要である。

3 課題

都道府県等が広域移動量の結果をまとめる時期はばらつきがある。規模の小さい政令市であれば早い時期に結果がまとまるが、規模の大きい都道府県は、調査対象業者の数が多く、実績報告書の回収や督促、内容確認に時間がかかるため、年度末となることが多い。そのため本調査の回答期限に提出できない都道府県等もある。現状では提出できない都道府県等は前年度以前のデータを用いて集計し、これを確定値としている。今後は、これを速報値扱いとし、翌年度に回答期限後に提出のあった都道府県等のデータを追加して確定値とすることも考えられる。

参考

<最終処分量換算>

産業廃棄物の広域移動に関する基本的事項は、以下に示すとおりである。

- 産業廃棄物の広域移動量は、都道府県市内の処分業者（中間処理施設、最終処分場）が調査年度に他都道府県から受けた量を言う。
- 各都道府県市からの報告の内容は、目的別（中間処理、最終処分（埋立処分、海洋投入））種類別、発生地域別の産業廃棄物の量である。
- 中間処理目的の中には、自地域内及び自地域外の排出事業者からのものが含まれている。
- 最終処分目的の中には、自地域内及び自地域外の排出事業者から直接のものと自地域内及び自地域外の中間処理施設からの処理残渣がある。
- 中間処理施設で処理するものについては、自地域内及び自地域外の排出事業者からのものがある。

ここで、最終処分量換算について説明するために、以下のように役割を仮定する。

- A県：産業廃棄物の排出県
- B県：A県の産業廃棄物の中間処理を行なう県
- C県：A県の産業廃棄物の最終処分を行なう県

A県、B県、C県の関係を簡略化して図示すると以下のとおりであり、ルートの説明については以下に示すとおりである。

I. A県からB県への移動

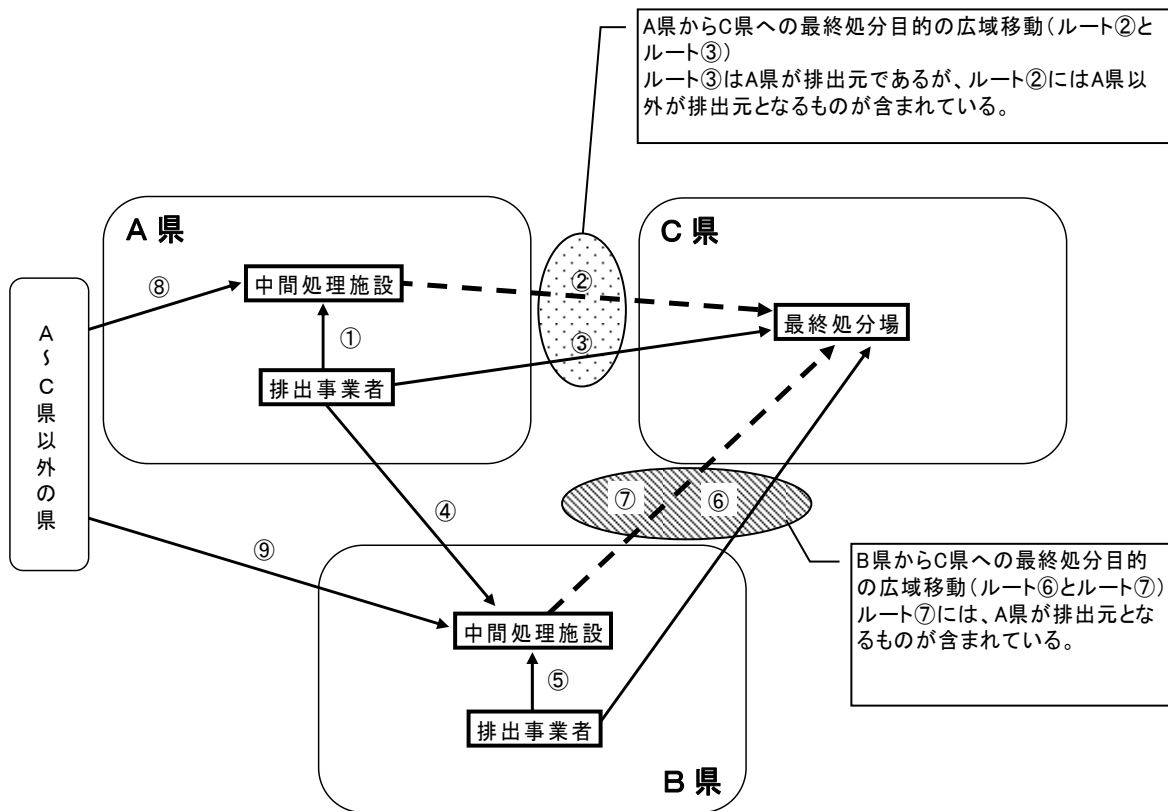
- A県の排出事業者からB県の中間処理業者へ（ルート④）

II. A県からC県への移動

- A県の排出事業者から直接C県の最終処分場へ（ルート③）
- A県の排出事業者からA県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート①→ルート②）
- A県以外の県の排出事業者からA県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート⑧→ルート②）

III. B県からC県への移動

- A県の排出事業者からB県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート④→ルート⑦）
- B県の排出事業者から直接C県の最終処分場へ（ルート⑥）
- B県の排出事業者からB県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート⑤→ルート⑦）
- A県及びB県以外県の排出事業者からB県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート⑨→ルート⑦）



ここで、

- B 県から C 県へ最終処分目的で移動したものの中には、A 県が排出元、B 県が排出元、A B 県以外が排出元のものがある。
- A 県から C 県へ最終処分のため移動したものについては、ルート①→ルート②の A 県排出事業者由来のもの、ルート③の直接最終処分目的で移動したもの、ルート④→ルート⑦の A 県排出事業者由来のものが該当する。
- このうち、ルート②については、A 県以外の地域が発生元となっているものがあり、ルート⑦には A 県が発生元であるものが含まれている状況である。

これらの中から、各ルートの移動量を排出元別に分割し A 県由来で C 県へ最終処分目的で移動したもの（ルート①→ルート②の A 県由来及びルート④→ルート⑦の A 県由来）を抽出したものが A 県→C 県への最終処分量換算となる。

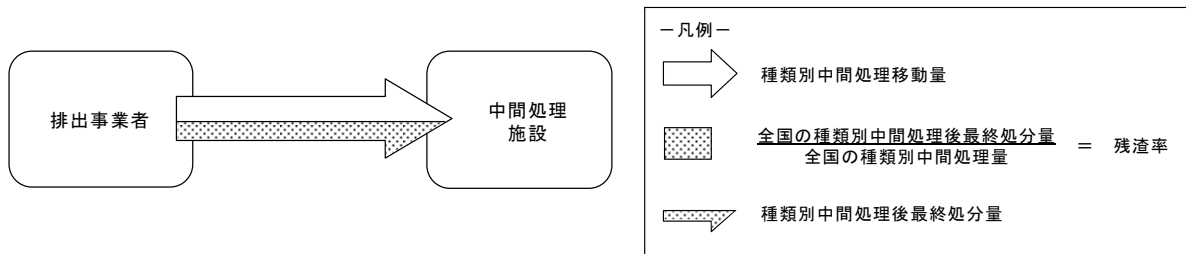
なお、他県についても上記と同様に推計する。

最終処分量換算の計算式については、以下に示すとおりである。

(計算式)

※1：平成 21 年度産業廃棄物排出・処理状況調査（平成 19 年度実績）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）より、中間処理量に対する中間処理後の最終処分量の比率を用いた。

種類別中間処理移動量 × (全国の種類別中間処理後最終処分量 ÷ 全国の種類別中間処理量)



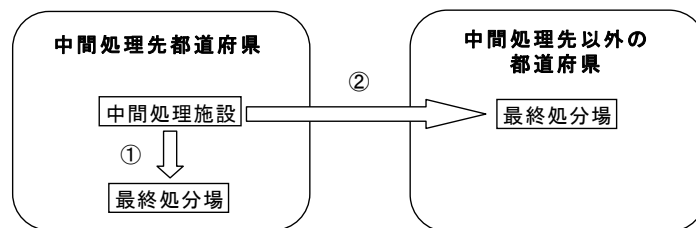
※2：中間処理先都道府県で処分された量

中間処理後最終処分量 × (最終処分目的の排出都道府県内処分量 ÷ 最終処分目的移動量の総量)
① ÷ (① + ②)

中間処理先都道府県から更に他の都道府県で処分された量

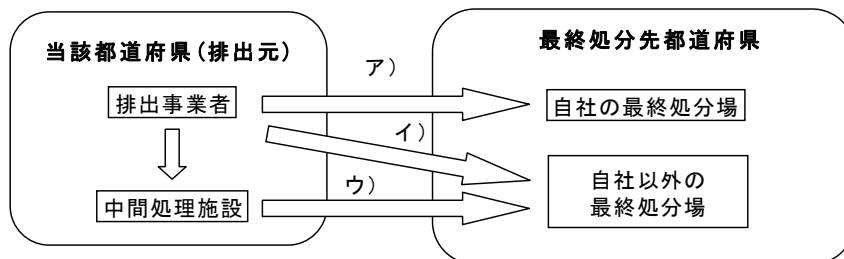
中間処理後最終処分量 × (最終処分目的の排出都道府県外処分量 ÷ 最終処分目的移動量の総量)
② ÷ (① + ②)

排出都道府県外処分量は、移動先の都道府県量の割合で按分した。



※3：各都道府県で公表されている産業廃棄物実態調査報告書等から、当該都道府県内の排出事業者から排出された産業廃棄物のうち、当該都道府県外へ移動した、ア) 自社の最終処分場への最終処分量、イ) 最終処分業者への直接最終処分量、ウ) 委託中間処理後の最終処分量を求めた。

A：当該都道府県から発生した最終処分移動量 = ア) + イ) + ウ)



B：他の都道府県から搬入された中間処理後の最終処分移動量

= 中間処理目的搬入量 × ※2 で求めた減量化率 × 都道府県外処分率

処分目的移動量のうち当該都道府県で発生した最終処分移動量の比率 = A / (A + B)